

大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る
事後調査報告書（年報）
（平成 24 年度[埋立中]）

平成 25 年 8 月

国土交通省 近畿地方整備局
大阪市 港湾局
大阪湾広域臨海環境整備センター

目 次

I 事後調査の概要

1. 事業者の氏名及び住所	I - 1
2. 対象事業の名称	I - 1
3. 事後調査の方法	I - 1
4. 対象事業の実施状況	I - 18
5. 環境保全対策の実施状況	I - 23
6. 調査結果の概要	I - 24
7. 調査結果の検証	I - 36

II 事後調査結果

1. 埋立地に係る事後調査結果	II - 1
1-1 大気質	II - 2
1-2 水質	II - 114
1-3 底質	II - 216
1-4 騒音・低周波空気振動	II - 228
1-5 悪臭	II - 241

2. 廃棄物搬入施設に係る事後調査結果	Ⅱ- 250
2-1 大気質	Ⅱ- 251
2-2 騒音・振動	Ⅱ- 308
2-3 交通量	Ⅱ- 328
2-4 悪臭	Ⅱ- 354

I 事後調査の概要

1. 事業者の氏名及び住所

国土交通省 近畿地方整備局

代表者 近畿地方整備局長 池内 幸司 大阪市中央区大手前1丁目5番44号

大阪市

代表者 大阪市長 橋下 徹 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪湾広域臨海環境整備センター

代表者 理事長 吉本 知之 大阪市北区中之島2丁目2番2号

2. 対象事業の名称

大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業

3. 事後調査の方法

平成24年度は、平成21年10月からの廃棄物の受入開始に伴い、事後調査(埋立中)を実施している。

「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画」に基づく平成24年度の事後調査の概要は表-1に、調査(分析)方法は表-2に、調査地点の位置は図-1に示すとおりである。

■事後調査の概要（平成 24 年度）

埋立地周辺における調査

表－ 1 (1) 大気質

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
二酸化硫黄(SO ₂) 窒素酸化物(NO ₂ 、NO) 浮遊粒子状物質(SPM) 風向・風速	1点(南港中央公園局)	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日	通年連続

注) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書（大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成 13 年）で計画されている調査頻度を記載している。

表－ 1 (2) 水質（一般項目）

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
●生活環境項目 水素イオン濃度(pH) 化学的酸素要求量(COD) 溶存酸素量(DO) 全窒素(T-N) 全磷(T-P)	5点×2層 【1, 2, 3, 4, 5】 上層:海面下1m 下層:海底面上2m	平成24年 4月10日 5月8日、6月7日 7月10日、8月8日 9月4日、10月3日 11月6日、12月7日 平成25年 1月9日 2月6日、3月5日	1回/月
●その他の項目 透明度 水温 塩分 濁度 浮遊物質(SS) クロロフィルa			

注) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書（大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成 13 年）で計画されている調査頻度を記載している。

表－1(3) 水質（放流水、内水及び護岸外周①）

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
濁度 水温 水素イオン濃度(pH) 化学的酸素要求量(COD) 溶存酸素量(DO)	放流水 1点	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日	連続測定 ^{2,3}
浮遊物質(SS) 不揮発性浮遊物質(FSS)	放流水 1点 内水 1点 (処理原水)	平成24年 4月4,11,18,25日 5月2,9,16,23日 ² 6月1,5,12,18,26日 7月4,10,17,24,31日 8月7,17,21,28日 9月4,11,18,25日 10月2,10,16,23,30日 11月6,13,20,27日 12月4,11,18,25日 平成25年 1月8,18,22,29日 2月5,12,19,26日 3月8,12,19,27日 ³	1回/週
水素イオン濃度(pH) 化学的酸素要求量(COD) 全窒素(T-N)		平成24年 4月11日 6月5日、6月18日 ² 7月4日、8月7日 9月4日、10月2日 11月6日、12月4日 平成25年 1月18日 2月5日、3月27日	1回/月
全燐(T-P) n-ヘキサン抽出物質 大腸菌群数		平成24年 6月18日 ² 8月7日、11月6日 平成25年 2月5日	4回/年 (5月、8月、11月、2月)
透明度 水温 塩分 浮遊物質(SS) 不揮発性浮遊物質(FSS) 水素イオン濃度(pH) 化学的酸素要求量(COD) 溶存酸素量(DO) 全窒素(T-N) 全燐(T-P) n-ヘキサン抽出物質 大腸菌群数	護岸外周 3点×2層 (護岸から30m) 【19, 20, 21】 上層:海面下1m 下層:海底面上2m n-ヘキサン抽出物質は上層のみ調査 大腸菌群数は上層のみ調査	平成24年 5月8日 8月8日、11月6日 平成25年 2月6日	4回/年 (5月、8月、11月、2月)

注1) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書（大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成13年）で計画されている調査頻度を記載している。

注2) 5月1日～5月10日及び5月26日～5月30日は水処理施設調整のため放流を停止している。このため、5月の週1回の測定は5月16日・23日で、月1回及び4回/年の測定は6月18日に延期した。

注3) 3月1日～3月24日は水処理施設調整のため放流を停止している。このため、3月の週1回の測定は3月27日のみでした。

表－1(4) 水質（放流水、内水及び護岸外周②）

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
●健康項目等 カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム 砒素 総水銀 アルキル水銀 PCB ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン フェノール類 銅 亜鉛 溶解性鉄 溶解性マンガン 全クロム 陰イオン界面活性剤 有機燐 ほう素 ふっ素 アンモニア等(アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物) 1,4-ジオキサン	放流水 1点 内水 1点 (処理原水) 護岸外周 3点×2層 (護岸から30m) 【19, 20, 21】 上層:海面下1m 下層:海底面上2m	放流水、内水 平成24年 6月18日 ⁴ 8月7日、11月6日 平成25年 2月5日 護岸外周 平成24年 5月8日 8月8日、11月6日 平成25年 2月6日	4回/年 (5月、8月、11月、2月)
ダイオキシン類	放流水 1点 内水 1点 (処理原水) 護岸外周 3点×1層 (護岸から30m) 【19, 20, 21】 上層のみ調査	放流水 平成24年 6月18日 ⁴ 8月7日、11月6日 平成25年 2月5日 内水 平成24年 8月7日 平成25年 2月5日 護岸外周 平成24年 8月8日	放流水 4回/年 (5月、8月、11月、2月) 内水 2回/年 (8月、2月) 護岸外周 1回/年 (8月)

注 1) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書（大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成13年）で計画されている調査頻度を記載している。

注 2) アンモニア等とは、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」である。

注 3) 1,4-ジオキサンは護岸外周3点のみ実施。

注 4) 5月1日～5月10日及び5月26日～5月30日は水処理施設調整のため放流を停止している。このため、5月の4回/年の測定は6月18日に延期した。

表－1(5) 水質(処分場周辺)

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
透明度 水温 塩分 濁度 浮遊物質(SS) 不揮発性浮遊物質(FSS) 水素イオン濃度(pH) 化学的酸素要求量(COD) 溶存酸素量(DO) 全窒素(T-N) 全磷(T-P) クロロフィルa n-ヘキサン抽出物質 大腸菌群数	6点(護岸から500m)×2層 【13, 14, 15, 16, 17, 18】 上層:海面下1m 下層:海底面上2m n-ヘキサン抽出物質は上層のみ調査 大腸菌群数は上層のみ調査	平成24年 5月8日 8月8日、11月6日 平成25年 2月6日	4回/年 (5月、8月、11月、2月)
カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム 砒素 総水銀 アルキル水銀 PCB ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 フェノール類 銅 亜鉛 溶解性鉄 溶解性マンガン 全クロム 陰イオン界面活性剤 有機磷 1,4-ジオキサン		平成24年 8月8日 平成25年 2月6日	2回/年 (8月、2月)

注) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書(大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成13年)で計画されている調査頻度を記載している。

表－1(6) 底質（一般項目）

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
粒度組成 含水率 強熱減量 化学的酸素要求量(COD) 硫化物 全窒素(T-N) 全磷(T-P) 酸化還元電位	4点(表層土) 【2, 3, 4, 5】	平成24年 8月8日 平成25年 2月6日	2回/年 (8月、2月)

注) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書（大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成13年）で計画されている調査頻度を記載している。

表－1(7) 底質（処分場周辺）

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
●一般項目 粒度組成 含水率 強熱減量 化学的酸素要求量(COD) 硫化物 全窒素(T-N) 全磷(T-P) 酸化還元電位 ●有害項目<含有量試験> アルキル水銀 総水銀 カドミウム 鉛 有機燐 六価クロム 砒素 シアン PCB 銅 亜鉛 ふっ化物 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ベリリウム クロム ニッケル パナジウム 有機塩素化合物 ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン	1点(表層土) 【15】	平成24年 8月8日 平成25年 2月6日	2回/年 (8月、2月)

注) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書（大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成13年）で計画されている調査頻度を記載している。

表－1(8) 騒音・低周波空気振動

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
騒音レベル 低周波空気振動音圧レベル	1点(大阪南港野鳥園)	平成24年 4月23～24日 10月11～12日	2回／年 (4月、10月)

注) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書(大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成13年)で計画されている調査頻度を記載している。

表－1(9) 悪臭

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
臭気強度 臭気指数 特定悪臭物質濃度	1点(大阪南港野鳥園)	平成24年 8月21日 9月13日	2回／年 (8月、9月)

注) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書(大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成13年)で計画されている調査頻度を記載している。

表－1(10) 陸域生態系(鳥類)

調査項目	調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
鳥類の生息状況	4点 【a、b、c、d】	実施年に該当せず	4回／年(2年おきに実施) (5月、6月、8月、2月)

注) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書(大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成13年)で計画されている調査頻度を記載している。

廃棄物搬入施設周辺における調査

表-1(11) 廃棄物搬入施設

調査項目		調査範囲・地点	調査期間等	調査頻度
大気質	二酸化硫黄(SO ₂) 窒素酸化物(NO ₂ 、NO) 浮遊粒子状物質(SPM)	搬入ルート沿道 大阪基地 : 2点 【No.2、3】	平成24年 5月11日～17日 8月3日～9日 11月2日～8日 平成25年 2月2日～8日	1週間×4回/年 (5月、8月、11月、2月)
	風向・風速	堺基地 : 2点 【No.1、2】 泉大津基地 : 2点 【No.A、B】	平成24年 5月20日～26日 8月19日～25日 11月11日～17日 平成25年 2月17日～23日	
騒音	道路交通騒音レベル	搬入ルート沿道 大阪基地 : 2点 【No.2、3】 堺基地 : 2点 【No.1、2】 泉大津基地 : 2点 【No.A、B】	平成24年 5月14日 11月2日 平成24年 5月22日 11月13日	2回/年 (操業時間帯に実施) (5月、11月)
振動	道路交通振動レベル	搬入ルート沿道 大阪基地 : 2点 【No.2、3】 堺基地 : 2点 【No.1、2】 泉大津基地 : 2点 【No.A、B】	平成24年 5月14日 11月2日 平成24年 5月22日 11月13日	2回/年 (操業時間帯に実施) (5月、11月)
交通量	廃棄物輸送車 一般車	搬入ルート沿道 大阪基地 : 3点 【No.1、2、4】 堺基地 : 4点 【No.1、2、3、4】 泉大津基地 : 3点 【No.A、B、C】	平成24年 5月14日 8月6日、11月2日 平成25年 2月4日 平成24年 5月22日 8月22日、11月13日 平成25年 2月19日	4回/年 (操業時間帯に実施) (5月、8月、11月、2月)
悪臭	臭気強度 臭気指数	敷地境界 大阪基地 : 2点(風上、風下) 【No.5、6】 堺基地 : 2点(風上、風下) 【No.5、6】 泉大津基地 : 2点(風上、風下) 【No.D1、D2】	平成24年 6月13日 8月6日 平成24年 6月13日 8月21日 平成24年 6月14日 8月20日	2回/年 (6月、8月)

注) 調査頻度は、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書(大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成13年)で計画されている調査頻度を記載している。

表－２(１) 調査(分析)方法(大気質)

調査項目	調査(分析)方法
二酸化硫黄	溶液導電率法
窒素酸化物	オゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質	β線吸収法
風向・風速	光パルス式風車型風向風速計による。

※大阪市環境局所管の一般環境大気測定局の速報データを基に、大気質の把握を行う。

表－２(２) 調査(分析)方法(水質：一般項目)

調査項目	調査(分析)方法
水素イオン濃度(pH)	JIS K0102 12.1
化学的酸素要求量(COD)	JIS K0102 17
溶存酸素量(DO)	JIS K0102 32.1
全窒素(T-N)	JIS K0102 45.4
全燐(T-P)	JIS K0102 46.3
透明度	海洋観測指針 3.2
水温	JIS K0102 7.2
塩分	海洋観測指針 5.3
濁度	JIS K0101 9.4
浮遊物質(SS)	昭和46年環境庁告示59号 付表9
不揮発性懸濁物質(FSS)	JIS K0102 14.4
クロロフィルa	海洋観測指針 6.3

表一 2 (3) 調査 (分析) 方法 (水質 : 埋立中の濁り等監視 (廃棄物処分場周辺))

調査項目	調査 (分析) 方法
透明度	海洋観測指針 3.2
水温	JIS K0102 7.2
塩分	海洋観測指針 5.3
濁度	JIS K0101 9.4
浮遊物質量 (SS)	昭和46年環境庁告示59号 付表9
不揮発性懸濁物質 (FSS)	JIS K0102 14.4
水素イオン濃度 (pH)	JIS K0102 12.1
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K0102 17
溶存酸素量 (DO)	JIS K0102 32.1
全窒素 (T-N)	JIS K0102 45.4
全燐 (T-P)	JIS K0102 46.3
クロロフィルa	海洋観測指針 6.3
n-ヘキサン抽出物質	昭和46年環境庁告示59号 付表11
大腸菌群数	昭和46年環境庁告示59号 別表2 備考4
カドミウム	JIS K1020 55.3
全シアン	JIS K0102 38.1.2及び38.3
鉛	JIS K0102 54.3
六価クロム	JIS K0102 65.2.5
砒素	JIS K0102 61.3
総水銀	昭和46年環境庁告示59号 付表1
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示59号 付表2
PCB	昭和46年環境庁告示59号 付表3
ジクロロメタン	JIS K0125 5.2
四塩化炭素	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.2
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.2
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.2
チウラム	昭和46年環境庁告示59号 付表4
シマジン	昭和46年環境庁告示59号 付表5 第1
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示59号 付表5 第1
ベンゼン	JIS K0125 5.2
セレン	JIS K0102 67.3
フェノール類	JIS K0102 28.1
銅	JIS K0102 52.4
亜鉛	JIS K0102 53.3
溶解性鉄	JIS K0102 57.4
溶解性マンガン	JIS K0102 56.4
全クロム	JIS K0102 65.1.4
陰イオン界面活性剤	JIS K0102 30.1
有機燐	昭和49年環境庁告示64号 付表1
ほう素	JIS K0102 47.3
ふっ素	JIS K0102 34.1
アンモニア等※	平成元年環境庁告示39号 別表
硝酸性窒素	JIS K0102 43.2.3
亜硝酸性窒素	JIS K0102 43.1
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示59号 付表7
ダイオキシン類	JIS K0312

表－2(4) 調査(分析)方法(底質：一般項目)

調査項目	調査(分析)方法
粒度組成	JIS A 1204
含水率	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.3
強熱減量	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.4
化学的酸素要求量(COD)	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.20
硫化物	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.17
全窒素	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.18
全燐	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.19
酸化還元電位	ORP計(白金複合型電極)による測定

表－2(5) 調査(分析)方法(底質：有害項目(含有量試験))

調査項目	調査(分析)方法
アルキル水銀	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.5.2
総水銀	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.5.1.2
カドミウム	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.6
鉛	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.7
有機燐	乾燥泥をアセトン-ソックス抽出後、昭和49年環境庁告示64号 付表1
六価クロム	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.12.3
砒素	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.13
シアン	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.14
PCB	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.15
銅	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.8
亜鉛	昭和63年環境省通達環水管127号 底質調査方法Ⅱ.9
ふっ化物	環境測定分析法注解第3巻6章第4節15
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.2
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.2
ベリリウム	昭和63年環境庁告示13号 別表第7
クロム	環水管127号Ⅱ.12.1
ニッケル	JIS K0102 59.3
バナジウム	JIS K0102 70.4
有機塩素化合物	環境庁告示第14号別表1
ジクロロメタン	JIS K0125 5.2
四塩化炭素	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.2
チウラム	昭和46年環境庁告示59号 付表4
シマジン	昭和46年環境庁告示59号 付表5 第1
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示59号 付表5 第1
ベンゼン	JIS K0125 5.2
セレン	JIS K0102 67.3
ダイオキシン類	ダイオキシン類の底質調査測定マニュアル

表－2(6) 調査（分析）方法（騒音・低周波空気振動）

調査項目	調査（分析）方法
騒音レベル	JIS Z8731 及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境庁、平成11年6月）に準拠し、周波数重み特性をAとして測定する
低周波空気振動音圧レベル	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成12年10月）に準拠し、周波数重み特性をGとして測定する

表－2(7) 調査（分析）方法（悪臭）

調査項目	調査（分析）方法	
臭気強度	嗅覚測定マニュアル（平成14年12月 環境省）準拠	
臭気指数	平成7年環境庁告示63号	
特定悪臭物質濃度	アンモニア	昭和46年環境庁告示9号 別表第1
	メチルメルカプタン	昭和46年環境庁告示9号 別表第2
	硫化水素	
	硫化メチル	
	二硫化メチル	
	トリメチルアミン	昭和46年環境庁告示9号 別表第3
	アセトアルデヒド	昭和46年環境庁告示9号 別表第4
	プロピオンアルデヒド	
	ノルマルブチルアルデヒド	
	イソブチルアルデヒド	
	ノルマルバレルアルデヒド	
	イソバレルアルデヒド	昭和46年環境庁告示9号 別表第5
	イソブタノール	
	酢酸エチル	昭和46年環境庁告示9号 別表第6
	メチルイソブチルケトン	
	トルエン	
	スチレン	昭和46年環境庁告示9号 別表第7
	キシレン	
	プロピオン酸	昭和46年環境庁告示9号 別表第8
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

表－2(8) 調査（分析）方法（廃棄物搬入施設関連）

調査項目	調査（分析）方法	
大気質	二酸化硫黄	溶液導電率法
	窒素酸化物	オゾンを用いる化学発光法
	浮遊粒子状物質	β線吸収法
	風向・風速	光パルス式風車型風向風速計による。
騒音	道路交通騒音レベル	平成10年環境庁告示代64号
振動	道路交通振動レベル	昭和51年環境庁告示第90号
交通量	廃棄物輸送車、一般車	目視により、車種別交通量（大型車類、小型車類）の計数を行う。

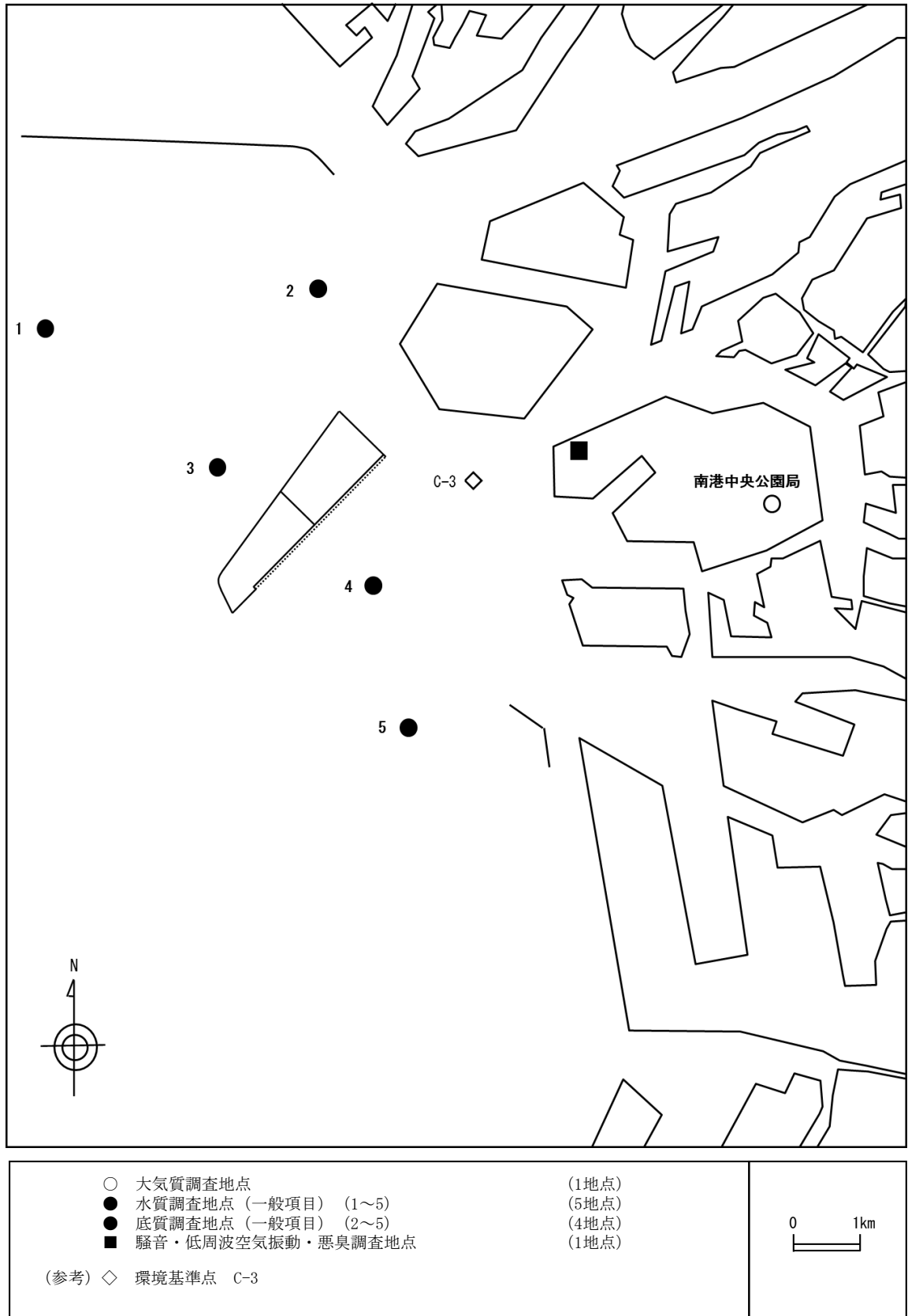


図-1(1) 調査地点 (大気質、水質・底質 (一般項目)、騒音・低周波空気振動、悪臭)
 (平成24年度)

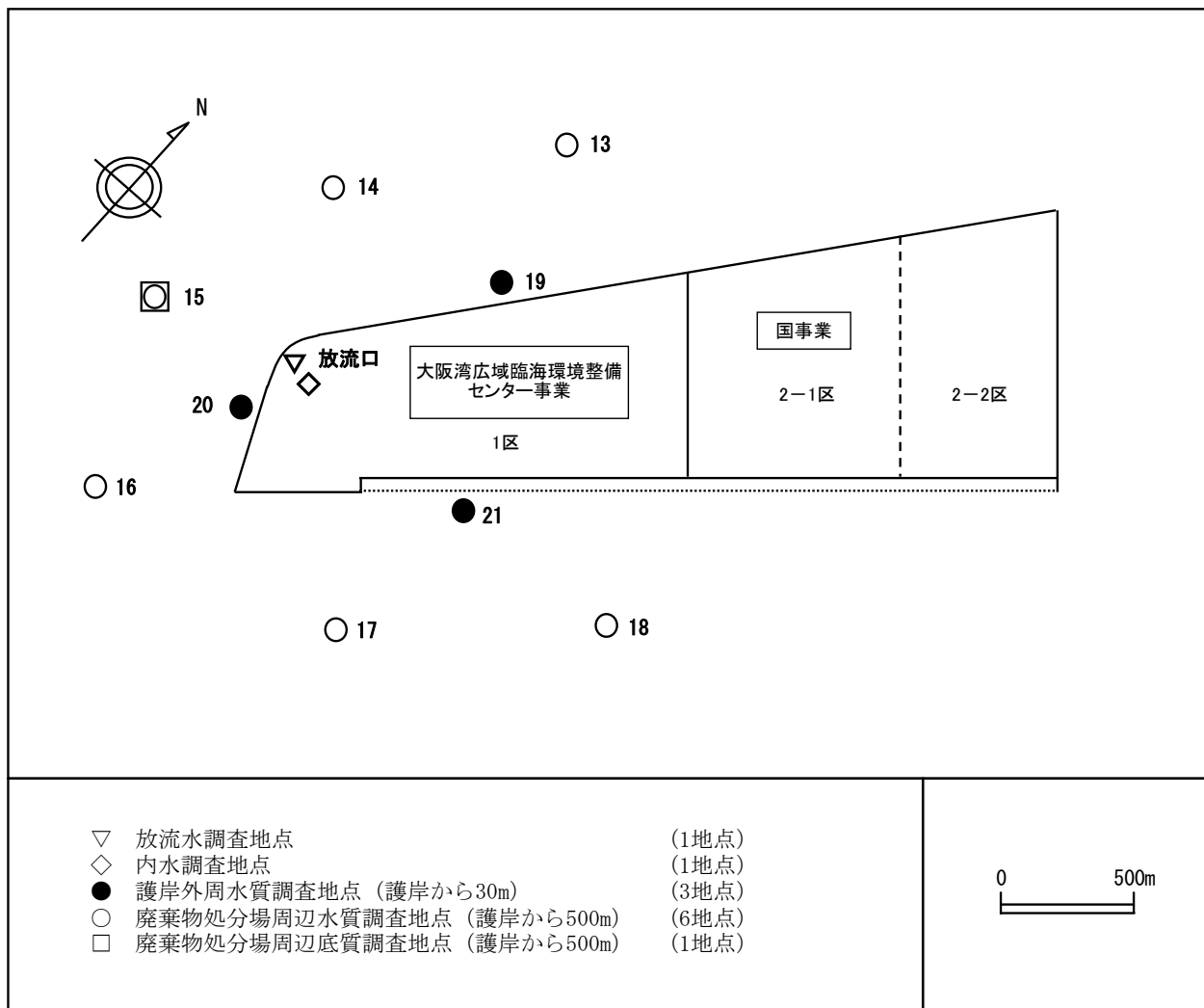
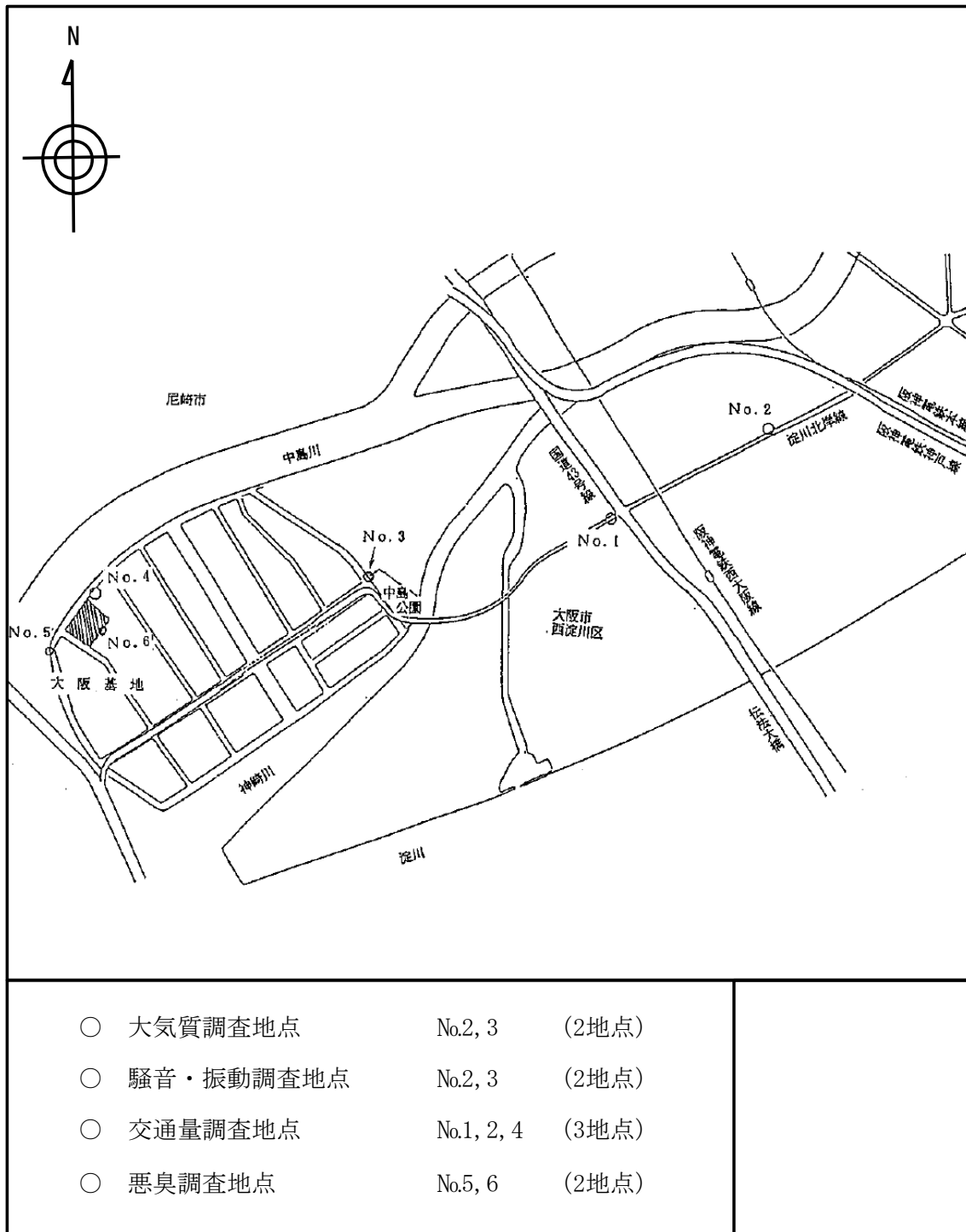


図-1(2) 調査地点（水質・底質（放流水、内水、護岸外周及び処分場周辺））

(平成 24 年度)



図一 1 (3) 調査地点（廃棄物搬入施設（大阪基地））：大気質、騒音・振動、交通量、悪臭
(平成 24 年度)

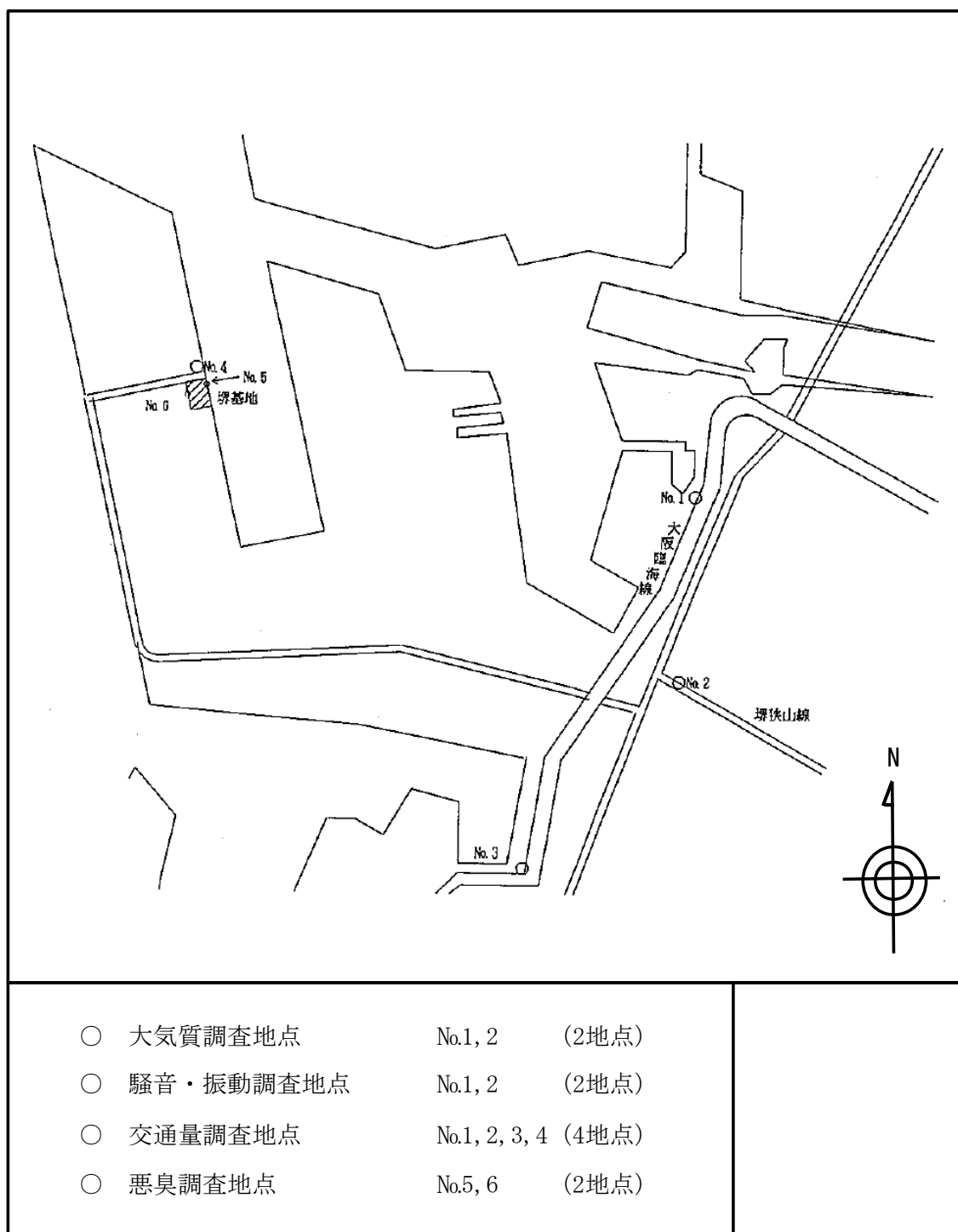
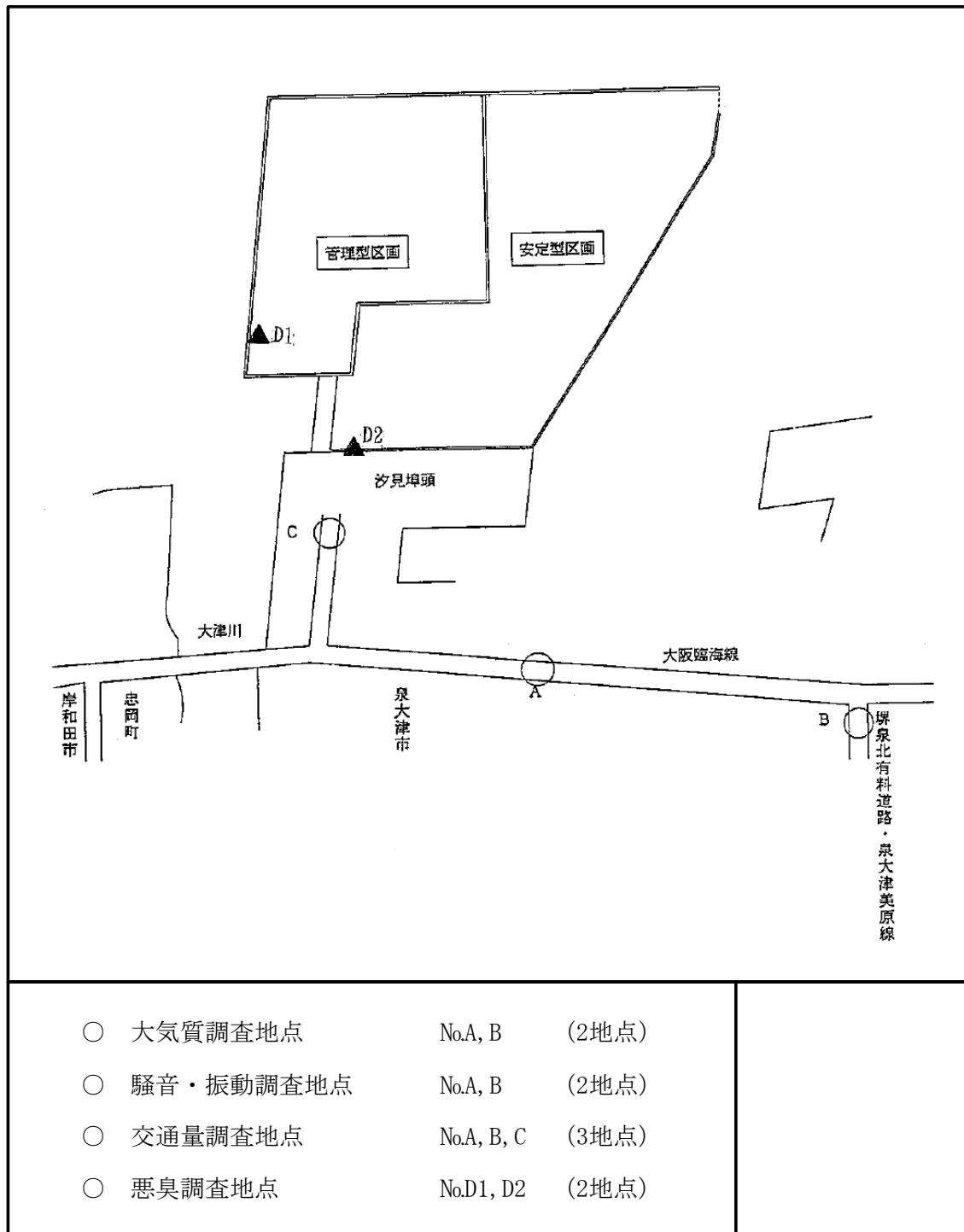


図-1(4) 調査地点(廃棄物搬入施設(塚基地):大気質、騒音・振動、交通量、悪臭)

(平成24年度)



図一 1 (5) 調査地点（廃棄物搬入施設（泉大津基地）：大気質、騒音・振動、交通量、悪臭）
 （平成 24 年度）

4. 対象事業の実施状況

平成 24 年度における大阪沖処分場に係る各積出基地での廃棄物の受入れ状況、及び大阪沖処分場における埋立処分量は、表－3に示すとおりである。

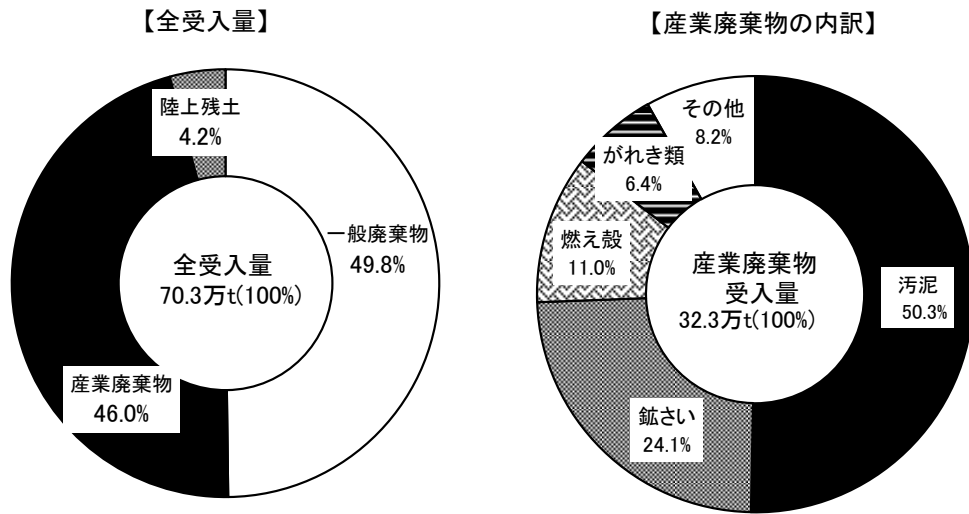
大阪沖処分場では、各積出基地に搬入された廃棄物(大阪基地:200,118t、堺基地:386,252t、和歌山基地:116,399tのうち116,394t)の合計702,759tについて埋立処分を行った。

表－3 積出基地別、廃棄物種類別の受入状況(平成24年度)

廃棄物の種類	大阪基地	堺基地	和歌山基地	泉大津基地	大阪沖処分場		大阪沖処分場累計 (H21年10月～25年3月)
					直接投入	埋立処分量	
1 一般廃棄物	72,384	243,129	34,156	0	—	349,669	1,185,148
2 産業廃棄物	106,401	137,958	79,086 [※]	76,266	—	323,440	1,415,365
①上水汚泥	4,386	16,850	7,088	0	—	28,324	118,423
②下水汚泥	5,620	19,035	1,012	0	—	25,667	86,596
③燃え殻	16,760	18,298	442	0	—	35,500	125,409
④汚泥(①,②を除く)	47,494	60,741	554	0	—	108,789	481,719
⑤鉍さい	13,942	21,074	42,987	0	—	78,003	396,796
⑥ばいじん	5,927	140	564	0	—	6,631	32,441
⑦廃プラスチック類・ゴムくず	1,448	0	260	263	—	1,708	5,722
⑧金属くず	0	0	0	0	—	0	1
⑨ガラス陶磁器くず	7,074	0	3,662	2,456	—	10,736	39,445
⑩がれき類	0	0	20,793 [※]	73,547	—	20,788	64,810
⑪その他	3,750	1,820	1,724	0	—	7,294	64,003
3 陸上残土	21,333	5,165	3,152	162,552	—	29,650	302,492
4 浚渫土砂	—	—	—	—	—	—	0
合計	200,118	386,252	116,394	238,818	0	702,759	2,903,005

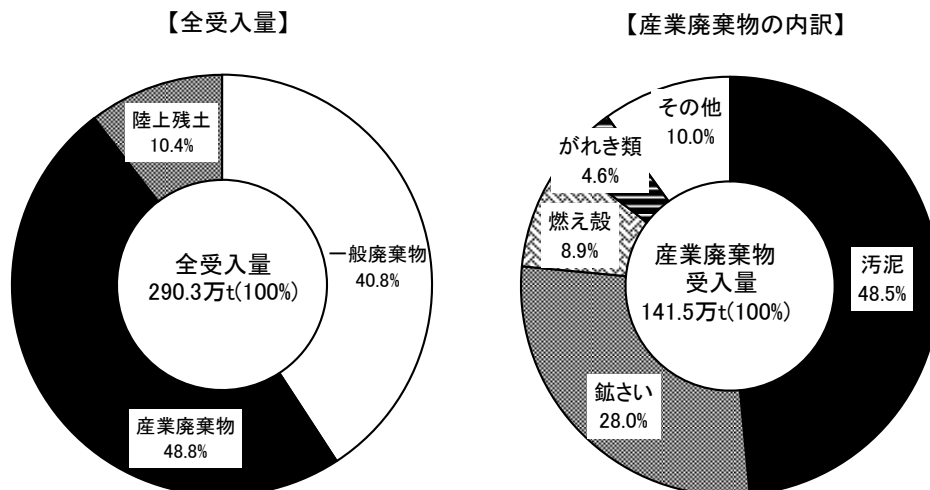
※)がれき類のうち、5tを泉大津沖処分場へ埋め立てた。

埋立処分された廃棄物の構成割合は図－2(1)に示すとおりであり、一般廃棄物が49.8%(約35万t)と最も多く、次いで産業廃棄物46.0%(約32万t)、陸上残土4.2%(約3万t)であった。また、産業廃棄物の内訳は、汚泥が50.3%、鉍さいが24.1%、燃え殻が11.0%、がれき類が6.4%、その他が8.2%であった。

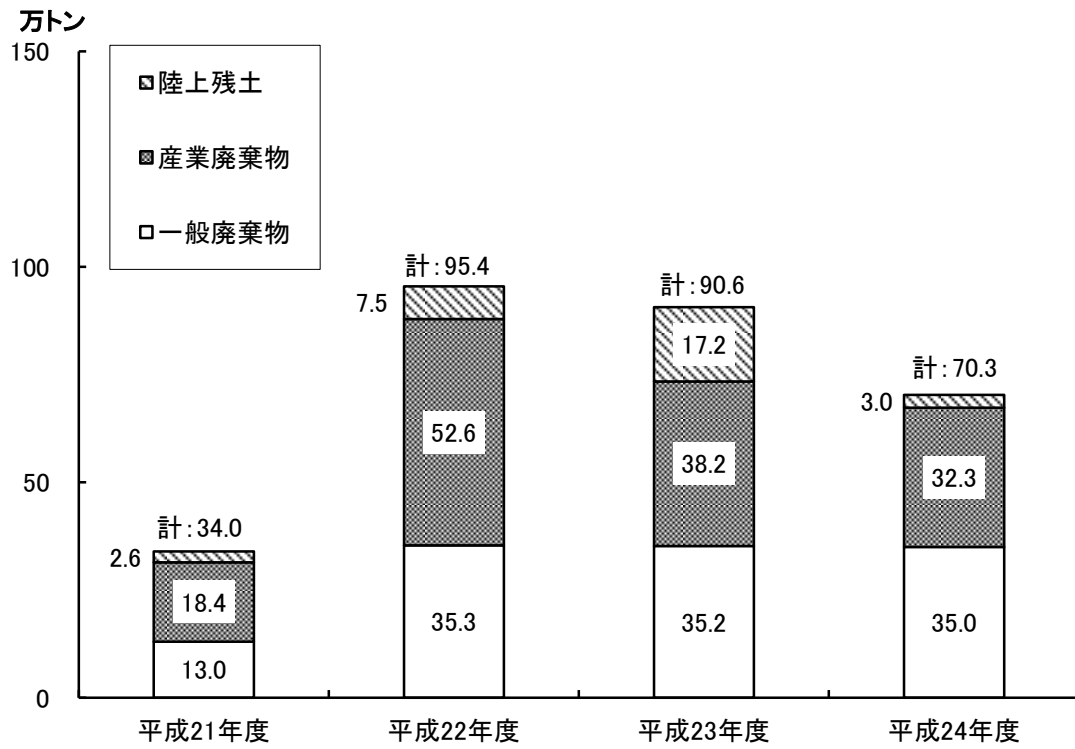


図－2 (1) 埋立処分された廃棄物の構成割合 (平成 24 年度)

埋立開始から平成 24 年度までの埋立処分された廃棄物の構成割合は図－2 (2) に示すとおりであり、産業廃棄物が 48.8% と最も多く、次いで一般廃棄物が 40.8%、陸上残土が 10.4% であった。また、産業廃棄物の内訳は、汚泥が 48.5%、鉱さいが 28.0%、燃え殻が 8.9%、がれき類が 4.6%、その他が 10.0% であった。廃棄物の種類別埋立量の推移 (埋立開始～平成 24 年度) は図－2 (3) に示すとおりである。



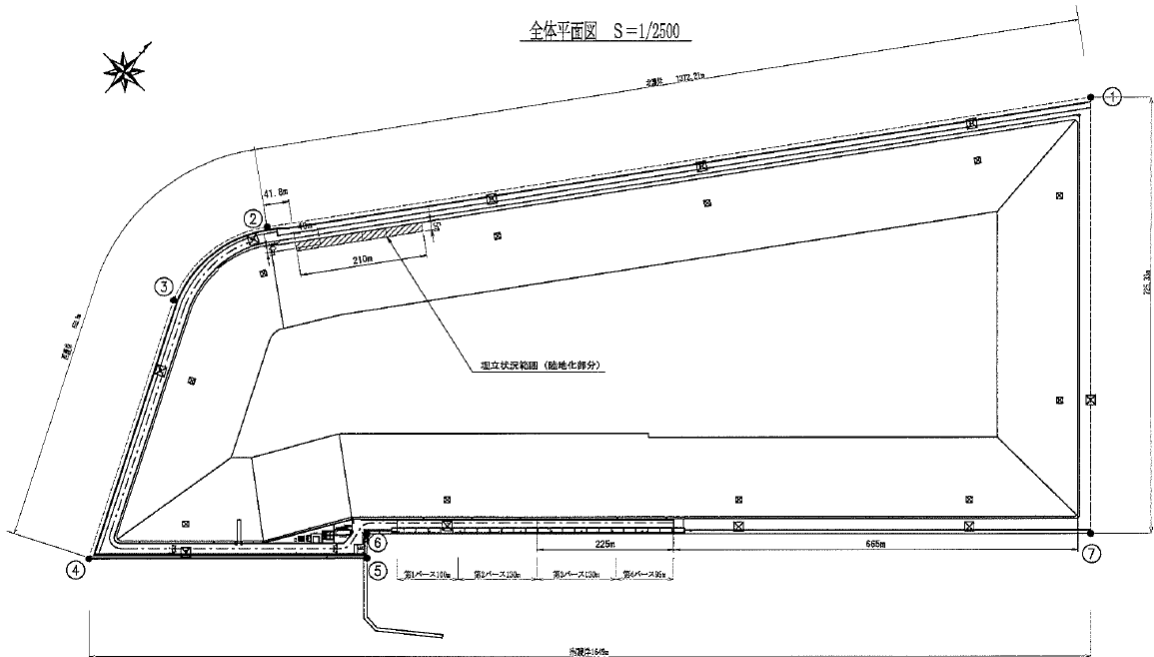
図－2 (2) 埋立処分された廃棄物の構成割合 (埋立開始から平成 24 年度まで)



図－ 2 (3) 廃棄物の種類別埋立量の推移（埋立開始～平成 24 年度）

また、埋立状況の経年変化は、図－ 3 に示すとおりである。

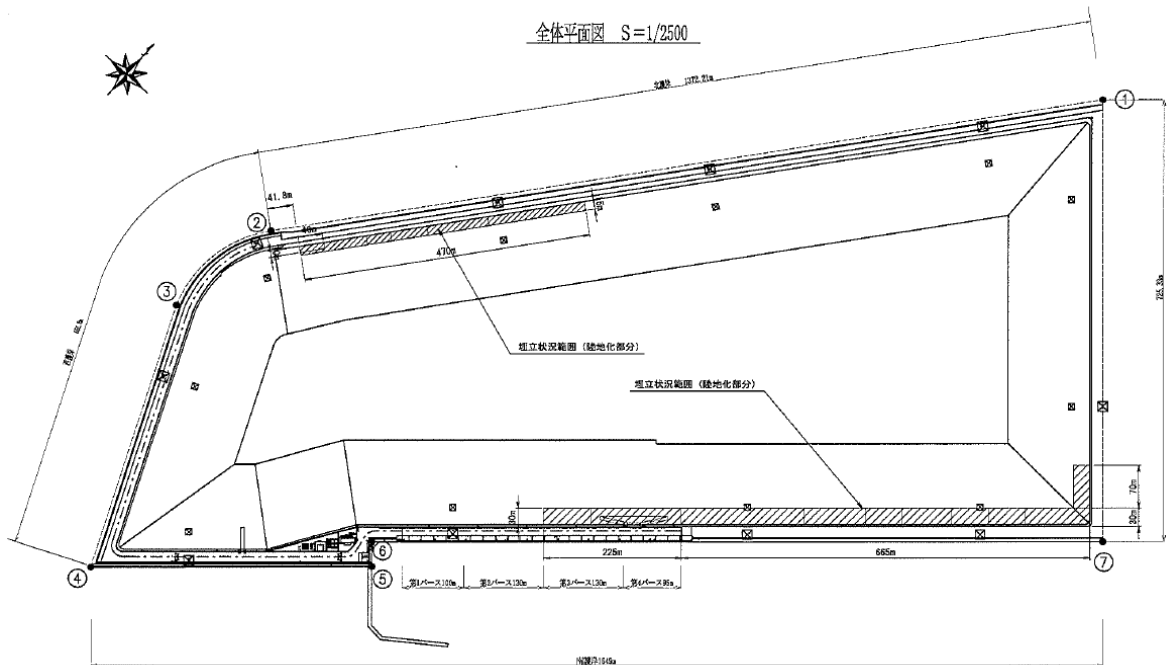
大阪沖埋立処分場 平成 21 年度埋立施工実績



埋立量(m ³)	進捗率(%)
249,675	1.8

埋立容量(計画量) : 13,975,000 m³

大阪沖埋立処分場 平成 22 年度埋立施工実績

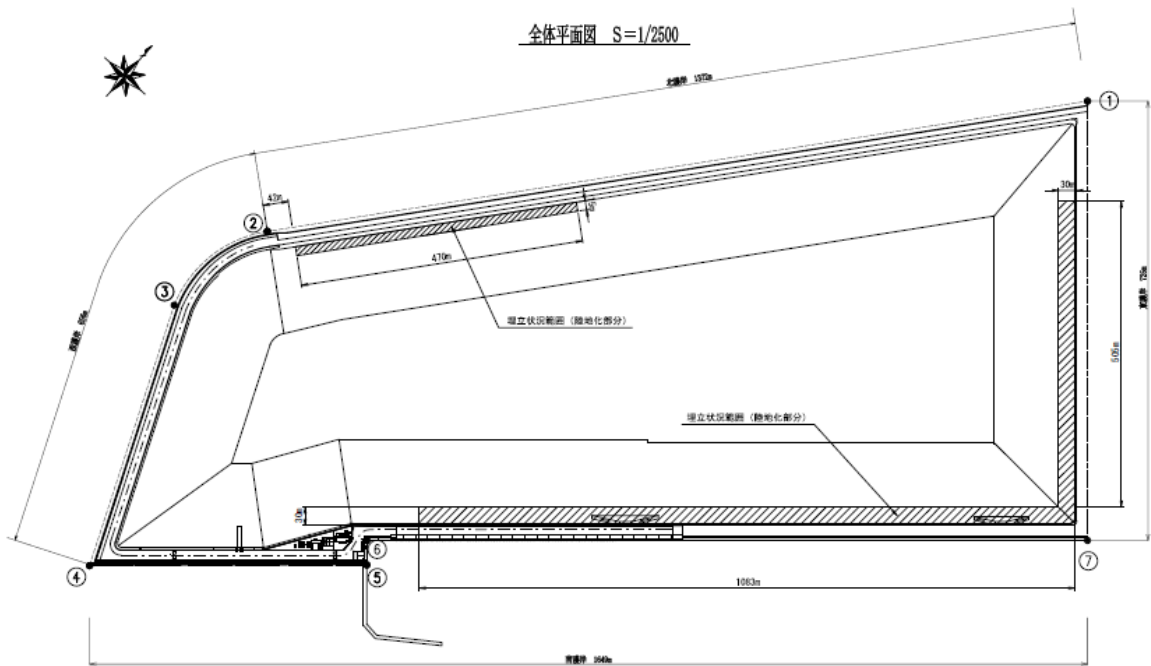


埋立量(m ³)	進捗率(%)
937,621	6.7

埋立容量(計画量) : 13,975,000 m³

図-3 (1) 埋立状況の経年変化 (上:平成 21 年度、下:平成 22 年度)

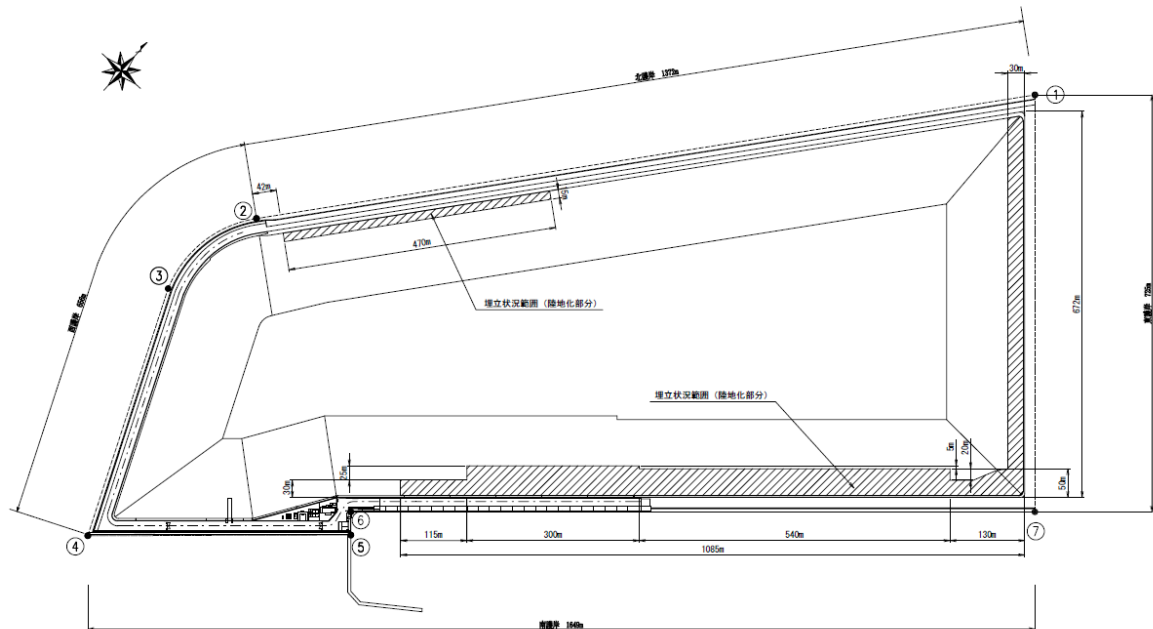
大阪沖埋立処分場 平成 23 年度埋立施工実績



埋立量(m ³)	進捗率(%)
1,589,132	11.4

埋立容量(計画量) : 13,975,000 m³

大阪沖埋立処分場 平成 24 年度埋立施工実績



埋立量(m ³)	進捗率(%)
2,106,069	15.1

埋立容量(計画量) : 13,975,000 m³

図-3(2) 埋立状況の経年変化 (上:平成23年度、下:平成24年度)

5. 環境保全対策の実施状況

平成 24 年度における環境保全対策の実施状況は、表－4 に示すとおりである。

表－4 環境保全対策の実施状況（平成 24 年度）

区分	環境項目	環境保全対策	実施状況
埋立中	大気質、騒音・低周波空気振動、悪臭	・低公害施工機械の導入、建設機械等の点検整備	・周辺環境や大気環境への影響を低減するため、可能な限り低公害の施工機械を導入している。
		・埋立地内通路の清掃、散水 ・埋立作業面の覆土、散水	・陸上部の埋立の際には、埋立作業面の覆土、散水を励行するなどの対策を実施する。
		・埋立用材の海上輸送	・埋立用材の運搬にあたっては、海上輸送により行っている。
	水質	・排水処理	・排水処理施設で適切に処理した後に放流しており、管理目標値を遵守している。
廃棄物搬入施設	大気質、騒音・振動、悪臭	・廃棄物の受入基準及び検査、監視体制	・受入基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、目視検査や必要に応じて簡易検査・展開検査・化学分析などを行っている。また、周辺環境への影響を低減するため、著しく悪臭を発するものは受け入れない。
		・廃棄物の積み替え、輸送時の飛散、流出防止	・投入ステージ床下からバージ船倉の周囲に拡散防止シートを巡らして廃棄物が海上に飛散するのを防ぐとともに、集じん機を設け、発生した粉じんが大気中に拡散するのを防止している。また、船舶上では、荷台を飛散防止シートで覆い、廃棄物の落下を防いでいる。

6. 調査結果の概要

平成 24 年度の調査結果の概要は、次のとおりである。

6-1 埋立地関連

(1) 大気質

項目	基準値	単位	年平均値	日平均の最高値	1時間値の最高値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	ppm	0.006	0.018	0.035
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ppm	0.025	0.059	0.093
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	mg/m ³	0.028	0.097	0.145

(2) 水質

1) 一般項目

類型	項目	基準値	単位	上層	下層
B	水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下		8.0~8.6	7.7~8.2
	化学的酸素要求量 (COD)	3mg/L 以下	mg/L	2.2~7.1	1.5~3.6
	溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上	mg/L	5.2~12	2.4~9.6
III	全窒素 (T-N)	0.6mg/L 以下	mg/L	0.32~1.2	0.19~0.55
	全リン (T-P)	0.05mg/L 以下	mg/L	0.025~0.15	0.019~0.12
-	濁度	—	度 (カオリン)	<1~10	<1~4
	浮遊物質 (SS)	—	mg/L	1~10	<1~6
	クロロフィルa	—	μg/L	1~58	<1~22

2) 放流水及び内水

①放流水 (連続測定)

項 目	基 準 値	管理目標値	単 位	平均値 最小値～最大値
濁度	—	—	度 (カオリン)	2.1 0.2～9.6
水温	—	—	℃	17.5 5.3～30.7
水素イオン濃度 (pH)	5.0以上9.0以下	同左		6.5～8.4
化学的酸素要求量 (COD)	90mg/L以下	40mg/L 以下	mg/L	7.5 3.6～21.3
溶存酸素量 (DO)	—	—	mg/L	8.2 4.9～10

②放流水

項目	基準値	管理目標値	単位	平均値 最小値～最大値
水素イオン濃度 (pH)	5.0以上9.0以下	同左		7.0～7.8
化学的酸素要求量 (COD)	90mg/L以下	40mg/L 以下	mg/L	16 11～21
浮遊物質 (SS)	60mg/L以下	50mg/L 以下	mg/L	8.1 <1～33
不揮発性浮遊物質 (FSS)	—	—	mg/L	4.0 <1～17
全窒素 (T-N)	120mg/L (日間平均60mg/L) 以下	30mg/L 以下	mg/L	4.4 2.4～6.6
全リン (T-P)	16mg/L (日間平均8mg/L) 以下	4mg/L 以下	mg/L	0.21 0.18～0.25
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (n-ヘキサン抽出物質)	鉱油類含有量 : 5mg/L以下	同左	mg/L	<0.5 <0.5
	動植物油脂類含有量 : 30mg/L以下	同左	mg/L	0.5 <0.5～0.6
大腸菌群数	日間平均3000個/cm ³	同左	個/cm ³	1 不検出～4

項目	基準値	管理目標値	単位	平均値	範囲
カドミウム	0.1mg/L以下		mg/L	<0.005	
全シアン	1mg/L以下		mg/L	<0.025	
鉛	0.1mg/L以下		mg/L	<0.01	
六価クロム	0.5mg/L以下		mg/L	<0.02	
砒素	0.1mg/L以下		mg/L	0.008	0.007～0.009
総水銀	0.005mg/L以下		mg/L	<0.0005	
アルキル水銀	検出されないこと		mg/L	<0.0005	
P C B	0.003mg/L以下		mg/L	<0.0005	
ジクロロメタン	0.2mg/L以下		mg/L	<0.002	
四塩化炭素	0.02mg/L以下		mg/L	<0.002	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下		mg/L	<0.002	
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下		mg/L	<0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下		mg/L	<0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下		mg/L	<0.002	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下		mg/L	<0.002	
トリクロロエチレン	0.3mg/L以下		mg/L	<0.002	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下		mg/L	<0.002	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下		mg/L	<0.002	
チウラム	0.06mg/L以下		mg/L	<0.006	
シマジン	0.03mg/L以下		mg/L	<0.003	
チオベンカルブ	0.2mg/L以下		mg/L	<0.02	
ベンゼン	0.1mg/L以下		mg/L	<0.002	
セレン	0.1mg/L以下		mg/L	0.013	<0.005～0.035
フェノール類	5mg/L以下		mg/L	<0.025	
銅	3mg/L以下		mg/L	0.02	<0.02～0.03
亜鉛	2mg/L以下		mg/L	0.13	0.03～0.21
溶解性鉄	10mg/L以下		mg/L	0.02	<0.02～0.03
溶解性マンガン	10mg/L以下		mg/L	0.02	<0.01～0.05
全クロム	2mg/L以下		mg/L	<0.02	
陰イオン界面活性剤	—		mg/L	0.15	0.10～0.21
有機リン	1mg/L以下		mg/L	<0.05	
ほう素	230mg/L以下		mg/L	12	11～13
ふっ素	15mg/L以下		mg/L	5.8	5.3～6.8
アンモニア等	200mg/L以下	100mg/L以下	mg/L	2.2	1.2～2.9
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下		pg-TEQ/L	0.28	0.00035～1.1

③内水

項目	基準値	管理目標値	単位	平均値 最小値～最大値
水素イオン濃度 (pH)	—	—		7.8～8.7
化学的酸素要求量 (COD)	—	—	mg/L	19 15～28
浮遊物質 (SS)	—	—	mg/L	17 3.5～89
不揮発性浮遊物質 (FSS)	—	—	mg/L	7.9 1.1～45
全窒素 (T-N)	—	—	mg/L	5.1 2.5～7.6
全燐 (T-P)	—	—	mg/L	0.25 0.20～0.35
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (n-ヘキサン抽出物質)	—	—	mg/L	0.6 <0.5～0.7
大腸菌群数	—	—	個/cm ³	3 不検出～10

項目	基準値	管理目標値	単位	平均値	範囲
カドミウム	—	—	mg/L	<0.005	
全シアン	—	—	mg/L	<0.025	
鉛	—	—	mg/L	<0.01	
六価クロム	—	—	mg/L	<0.02	
砒素	—	—	mg/L	0.007	0.007～0.008
総水銀	—	—	mg/L	<0.0005	
アルキル水銀	—	—	mg/L	<0.0005	
P C B	—	—	mg/L	<0.0005	
ジクロロメタン	—	—	mg/L	<0.002	
四塩化炭素	—	—	mg/L	<0.002	
1,2-ジクロロエタン	—	—	mg/L	<0.002	
1,1-ジクロロエチレン	—	—	mg/L	<0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	mg/L	<0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	mg/L	<0.002	
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	mg/L	<0.002	
トリクロロエチレン	—	—	mg/L	<0.002	
テトラクロロエチレン	—	—	mg/L	<0.002	
1,3-ジクロロプロペン	—	—	mg/L	<0.002	
チウラム	—	—	mg/L	<0.006	
シマジン	—	—	mg/L	<0.003	
チオベンカルブ	—	—	mg/L	<0.02	
ベンゼン	—	—	mg/L	<0.002	
セレン	—	—	mg/L	0.009	<0.005～0.020
フェノール類	—	—	mg/L	<0.025	
銅	—	—	mg/L	0.03	<0.02～0.04
亜鉛	—	—	mg/L	0.07	<0.02～0.14
溶解性鉄	—	—	mg/L	<0.02	
溶解性マンガン	—	—	mg/L	0.03	<0.01～0.07
全クロム	—	—	mg/L	<0.02	
陰イオン界面活性剤	—	—	mg/L	0.17	0.11～0.24
有機燐	—	—	mg/L	<0.05	
ほう素	—	—	mg/L	12	9.4～13
ふっ素	—	—	mg/L	6.0	5.6～6.3
アンモニア等	—	—	mg/L	1.2	0.4～1.8
ダイオキシン類	—	—	pg-TEQ/L	0.80	0.00016～1.6

3) 護岸外周

類型	項目	基準値	単位	上層	下層
B	水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下		8.1~8.6	7.8~8.1
	化学的酸素要求量 (COD)	3mg/L 以下	mg/L	2.3~5.3	1.6~2.9
	溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上	mg/L	7.3~12	3.4~9.1
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	検出されないこと	mg/L	<0.5	—
III	全窒素 (T-N)	0.6mg/L 以下	mg/L	0.32~0.90	0.20~0.49
	全リン (T-P)	0.05mg/L 以下	mg/L	0.025~0.11	0.026~0.097
—	浮遊物質 (SS)	—	mg/L	1~5	1~4
	不揮発性浮遊物質 (FSS)	—	mg/L	<1~2	<1~3
	大腸菌群数	—	MPN/100mL	$1.3 \times 10^1 \sim 2.4 \times 10^3$	—

項目	基準値	環境保全目標値	単位	上層	下層
カドミウム	0.01mg/L以下		mg/L	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと		mg/L	<0.1	<0.1
鉛	0.01mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
六価クロム	0.05mg/L以下		mg/L	<0.01	<0.01
砒素	0.01mg/L以下		mg/L	0.001~0.002	<0.001~0.002
総水銀	0.0005mg/L以下		mg/L	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと		mg/L	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと		mg/L	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002mg/L以下		mg/L	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		mg/L	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		mg/L	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		mg/L	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下		mg/L	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		mg/L	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		mg/L	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006mg/L以下		mg/L	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003mg/L以下		mg/L	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01mg/L以下		mg/L	<0.001	<0.001
セレン	0.01mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
フェノール類	—	0.01mg/L以下	mg/L	<0.005	<0.005
銅	—	0.02mg/L以下	mg/L	<0.005~0.011	<0.005~0.012
亜鉛	—	0.1mg/L以下	mg/L	0.002~0.024	0.002~0.018
溶解性鉄	—		mg/L	<0.08	<0.08~0.08
溶解性マンガン	—		mg/L	<0.01~0.01	<0.01~0.01
全クロム	—	1.0mg/L以下	mg/L	<0.03	<0.03
陰イオン界面活性剤	—	0.1mg/L以下	mg/L	<0.01	<0.01
有機リン	—		mg/L	<0.1	<0.1
ほう素	海域については基準値は適用しない		mg/L	2.5~3.5	2.5~3.6
ふっ素	海域については基準値は適用しない		mg/L	0.8~1.0	0.9~1.1
アンモニア等	—		mg/L	<0.09~0.22	<0.09~0.14
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下		mg/L	<0.005	<0.005
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下		pg-TEQ/L	0.061~0.085	—

4) 処分場周辺

類型	項目	基準値	単位	上層	下層
B	水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下		8.1~8.6	7.8~8.2
	化学的酸素要求量 (COD)	3mg/L 以下	mg/L	2.2~5.3	1.7~3.2
	溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上	mg/L	7.1~12	3.3~9.4
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	検出されないこと	mg/L	<0.5	—
III	全窒素 (T-N)	0.6mg/L 以下	mg/L	0.26~0.99	0.19~0.60
	全リン (T-P)	0.05mg/L 以下	mg/L	0.024~0.12	0.023~0.095
-	濁度	—	度 (カオリン)	1~3	1~4
	クロロフィルa	—	μg/L	1~44	<1~4
	浮遊物質 (SS)	—	mg/L	1~5	1~6
	不揮発性浮遊物質 (FSS)	—	mg/L	<1~2	<1~4
	大腸菌群数	—	MPN/100mL	$1.3 \times 10^1 \sim 2.2 \times 10^3$	—

項目	基準値	環境保全目標値	単位	上層	下層
カドミウム	0.003mg/L以下		mg/L	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと		mg/L	<0.1	<0.1
鉛	0.01mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
六価クロム	0.05mg/L以下		mg/L	<0.01	<0.01
砒素	0.01mg/L以下		mg/L	0.001~0.003	0.001~0.003
総水銀	0.0005mg/L以下		mg/L	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと		mg/L	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと		mg/L	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002mg/L以下		mg/L	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		mg/L	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		mg/L	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		mg/L	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下		mg/L	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		mg/L	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		mg/L	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006mg/L以下		mg/L	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003mg/L以下		mg/L	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01mg/L以下		mg/L	<0.001	<0.001
セレン	0.01mg/L以下		mg/L	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下		mg/L	<0.08~0.16	<0.08~0.13
フェノール類	—	0.01mg/L以下	mg/L	<0.005	<0.005
銅	—	0.02mg/L以下	mg/L	<0.005~0.007	<0.005~0.009
亜鉛	—	0.1mg/L以下	mg/L	0.005~0.014	0.005~0.013
溶解性鉄	—		mg/L	<0.08	<0.08
溶解性マンガン	—		mg/L	<0.01~0.01	<0.01~0.01
全クロム	—	1.0mg/L以下	mg/L	<0.03	<0.03
陰イオン界面活性剤	—	0.1mg/L以下	mg/L	<0.01	<0.01
有機リン	—		mg/L	<0.1	<0.1
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下		mg/L	<0.005	<0.005

(3) 底質

1) 一般項目

項目	環境保全目標値	単位	8月	2月
化学的酸素要求量(COD)	—	mg/g乾泥	23~29	17~26
硫化物	—	mg/g乾泥	0.40~0.47	0.33~0.51
全窒素	—	mg/g乾泥	1.9~2.1	2.0~2.5
全磷	—	mg/g乾泥	0.43~0.58	0.43~0.52

地点数4

2) 処分場周辺

項目	環境保全目標値	単位	8月	2月
化学的酸素要求量(COD)	—	mg/g乾泥	23	25
硫化物	—	mg/g乾泥	0.64	0.79
全窒素	—	mg/g乾泥	2.1	2.7
全磷	—	mg/g乾泥	0.58	0.53
総水銀	25mg/kg乾泥	mg/kg乾泥	0.91	0.85
PCB	10mg/kg乾泥	mg/kg乾泥	0.02	0.01

地点数1

(4) 騒音・低周波空気振動

1) 騒音

(等価騒音レベル：Leq)

地域の 類型	時間の 区分	基準値	単位	4月	10月
C	昼間	60以下	デシベル	51	50
	夜間	50以下	デシベル	46	52

2) 低周波空気振動

(中央値：L₅₀)

地域の 類型	時間の 区分	基準値	単位	4月	10月
—	作業時間帯 (午前9時～ 午後6時)	—	デシベル	76	75

(5) 悪臭

項目	敷地境界線における 規制基準値	単位	8月	9月
特定悪臭物質 (アンモニア等22項目)	—	ppm	全項目が 報告下限値未満	全項目が 報告下限値未満
臭気指数	10 (大阪市の全域)		10未満	10未満
臭気強度 (臭質)	—		0 (無臭)	0 (無臭)

6-2 廃棄物搬入施設関連

(1) 大気質

1) 大阪基地

ア) 大阪池田線沿道の測定点 (No. 2)

項目	基準値	単位	期間平均値	日平均の最高値	1時間値の最高値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	ppm	0.003～ 0.007	0.012	0.020
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ppm	0.012～ 0.025	0.040	0.068
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	mg/m ³	0.013～ 0.022	0.041	0.070

イ) 中島公園近傍の測定点 (No. 3)

項目	基準値	単位	期間平均値	日平均の最高値	1時間値の最高値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	ppm	0.004～ 0.007	0.011	0.018
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ppm	0.012～ 0.026	0.040	0.075
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	mg/m ³	0.013～ 0.022	0.039	0.096

2) 堺基地

ア) 大阪臨海線沿道の測定点 (No. 1)

項目	基準値	単位	期間平均値	日平均の最高値	1時間値の最高値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	ppm	0.005～ 0.011	0.013	0.028
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ppm	0.017～ 0.041	0.072	0.097
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	mg/m ³	0.018～ 0.034	0.061	0.119

イ) 堺狭山線沿道の測定点 (No. 2)

項目	基準値	単位	期間平均値	日平均の最高値	1時間値の最高値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	ppm	0.005～ 0.011	0.014	0.051
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ppm	0.017～ 0.041	0.062	0.080
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	mg/m ³	0.014～ 0.037	0.069	0.101

3) 泉大津基地

ア) 大阪臨海線沿道の測定点 (No. A)

項目	基準値	単位	期間平均値	日平均の最高値	1時間値の最高値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	ppm	0.003～ 0.007	0.009	0.019
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ppm	0.017～ 0.025	0.039	0.070
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	mg/m ³	0.016～ 0.040	0.065	0.100

イ) 泉大津美原線沿道の測定点 (No. B)

項目	基準値	単位	期間平均値	日平均の最高値	1時間値の最高値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	ppm	0.004～ 0.008	0.010	0.020
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ppm	0.013～ 0.028	0.039	0.069
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	mg/m ³	0.010～ 0.034	0.057	0.090

(2) 騒音・振動

廃棄物 搬入施設	測定地点	用途 地域	地域 区分 (車線数)	自動車騒音の 要請限度 (dB(A))		道路交通振動の 要請限度 (dB)		単位	騒音レベル (L _{eq})	
				区域 区分	限度	区域 区分	限度		5月	11月
									平均値 範囲	
大阪 基地	No. 2 (大阪池田線沿道)	準住居	幹線 道路 (4)	b	75	第1種	65	デシベル	69 67.7~69.8	69 68.0~70.6
	No. 3 (中島公園近傍)	第1種 住居	(2)						57 52.2~60.9	56 54.3~57.9
堺 基地	No. 1 (大阪臨海線沿道)	第1種 住居	幹線 道路 (6)	b	75	第1種	65	デシベル	75 74.8~76.0	76 75.1~77.5
	No. 2 (堺狭山線沿道)	近隣 商業	幹線 道路 (4)						c	第2種
泉 大津 基地	No. A (大阪臨海線沿道)	準工業	幹線 道路 (6)	c	75	第2種	70	デシベル	65 63.3~65.7	67 64.8~69.0
	No. B (泉大津美原線沿道)	準工業	幹線 道路 (4)						c	第2種

廃棄物 搬入施設	測定地点	単位	振動レベル (L ₁₀)	
			5月	11月
			平均値 範囲	
大阪 基地	No. 2 (大阪池田線沿道)	デシベル	44 42~47	44 42~46
	No. 3 (中島公園近傍)		39 36~40	38 36~40
堺 基地	No. 1 (大阪臨海線沿道)	デシベル	49 47~50	48 45~50
	No. 2 (堺狭山線沿道)		40 38~43	40 38~42
泉 大津 基地	No. A (大阪臨海線沿道)	デシベル	44 42~45	43 40~45
	No. B (泉大津美原線沿道)		38 36~40	39 36~40

(3) 交通量

廃棄物搬入施設	測定地点	調査項目	単位	5月	8月	11月	2月
大阪基地	No. 1 (大阪池田線沿道)	廃棄物車総交通量	台/10hr	27	29	41	36
		総交通量	台/10hr	13,197	12,701	13,541	13,536
		廃棄物車が総交通量に占める割合	%	0.2	0.2	0.3	0.3
	No. 2 (大阪池田線沿道)	廃棄物車総交通量	台/10hr	21	12	12	25
		総交通量	台/10hr	13,329	14,124	14,388	15,289
		廃棄物車が総交通量に占める割合	%	0.2	0.1	0.1	0.2
	No. 4 (大阪基地近傍)	廃棄物車総交通量	台/10hr	302	206	230	164
		総交通量	台/10hr	1,592	1,514	1,388	1,568
		廃棄物車が総交通量に占める割合	%	19.0	13.6	16.6	10.5
堺基地	No. 1 (大阪臨海線沿道)	廃棄物車総交通量	台/10hr	84	107	130	76
		総交通量	台/10hr	26,622	27,035	26,260	25,504
		廃棄物車が総交通量に占める割合	%	0.3	0.4	0.5	0.3
	No. 2 (堺狭山線沿道)	廃棄物車総交通量	台/10hr	26	12	18	24
		総交通量	台/10hr	14,534	15,786	15,276	14,010
		廃棄物車が総交通量に占める割合	%	0.2	0.1	0.1	0.2
	No. 3 (大阪臨海線沿道)	廃棄物車総交通量	台/10hr	107	110	102	104
		総交通量	台/10hr	23,111	22,904	22,728	22,694
		廃棄物車が総交通量に占める割合	%	0.5	0.5	0.4	0.5
	No. 4 (堺基地近傍)	廃棄物車総交通量	台/9hr	379	320	396	328
		総交通量	台/9hr	421	416	468	370
		廃棄物車が総交通量に占める割合	%	90.0	76.9	84.6	88.6
泉大津基地	No. A (大阪臨海線沿道)	廃棄物車総交通量	台/10hr	88	167	126	92
		総交通量	台/10hr	23,734	23,513	24,612	21,734
		廃棄物車が総交通量に占める割合	%	0.4	0.7	0.5	0.4
	No. B (泉大津美原線沿道)	廃棄物車総交通量	台/10hr	56	74	57	22
		総交通量	台/10hr	9,086	8,924	9,507	8,326
		廃棄物車が総交通量に占める割合	%	0.6	0.8	0.6	0.3
	No. C (泉大津基地近傍)	廃棄物車総交通量	台/10hr	435	205	398	334
		総交通量	台/10hr	2,481	2,317	2,726	2,770
		廃棄物車が総交通量に占める割合	%	17.5	8.8	14.6	12.1

(4) 悪臭

廃棄物搬入施設	測定地点	項目	敷地境界線における規制基準値(規制地域)	単位	6月		8月	
					風向	値	風向	値
大阪基地	No. 5	臭気指数	10 (大阪市の全域)		風下	10未満	風上	10未満
		臭気強度(臭質)	—			0 (無臭)		0 (無臭)
	No. 6	臭気指数	10 (大阪市の全域)		風上	10未満	風下	10未満
		臭気強度(臭質)	—			0 (無臭)		0 (無臭)
堺基地	No. 5	臭気指数	10 (堺市の全域)		風下	10未満	風下	10未満
		臭気強度(臭質)	—			0 (無臭)		0 (無臭)
	No. 6	臭気指数	10 (堺市の全域)		風上	10未満	風上	10未満
		臭気強度(臭質)	—			0 (無臭)		0 (無臭)
泉大津基地	No. D1	臭気指数	指導指針値10 (泉大津市)		風上	10未満	風上	10未満
		臭気強度(臭質)	—			0 (無臭)		0 (無臭)
	No. D2	臭気指数	指導指針値10 (泉大津市)		風下	10未満	風下	10未満
		臭気強度(臭質)	—			0 (無臭)		0 (無臭)

7. 調査結果の検証

事業の実施に伴う環境影響の程度の把握については、基本的に事後調査結果を環境基準値等または「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る環境影響評価書」（大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成11年12月）（以下「評価書」という。）に記載されている予測結果等と比較することにより検討を行った。

放流水の調査結果については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第一及び事後調査計画書における調査結果の評価や対策を実施するために定めた管理目標値と比較することにより検討を行った。

埋立処分場近傍の護岸外周の調査結果については、環境基準値及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第二と比較することにより検討を行った。

検討に用いた環境基準値等は、次のとおりである。

■環境基準値等（本報告関係分）

1. 環境基準

(1) 大気質

項目	基準値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

(2) 水質

①水質（海域）

類型	項目	基準値
B	水素イオン濃度（pH）	7.8 以上 8.3 以下
	化学的酸素要求量（COD）	3mg/L 以下
	溶存酸素量（DO）	5mg/L 以上
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	検出されないこと
III	全窒素（T-N）	0.6mg/L 以下
	全燐（T-P）	0.05mg/L 以下

- 注) 1. 水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量及びn-ヘキサン抽出物質の基準値は日間平均値、全窒素及び全燐の基準値は年間平均値である。
2. 化学的酸素要求量の環境基準の評価方法については、次のとおり定められている。
公共用水域における環境基準(BOD又はCOD)の評価方法について（昭和52年環水管52号）
- (1) 環境基準の水域累計を指定する際の水質測定結果の評価方法について
環境基準の水域累計をあてはめるための水質測定結果については、年間を通じた日間平均値の全データのうち、あてはめようとする類計の基準値を満たしているデータ数の占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、その基準に適合しているものと評価する。
なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、以下の方法により求めた「75%水質値」を用いるものとする。
75%水質値・・・年間の日平均値の全データをその値の小さい者から順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）
- (2) 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について
環境基準点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合には、(1)と同様に年間を通じた日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。
- (3) 複数の環境基準点をもつ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について
これについては、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

②水質（処分場周辺）

調査項目	基準値	環境保全目標値 ^{注)}	報告下限値
カドミウム	0.003mg/L以下		0.001mg/L
全シアン	検出されないこと		0.1mg/L
鉛	0.01mg/L以下		0.002mg/L
六価クロム	0.05mg/L以下		0.01mg/L
砒素	0.01mg/L以下		0.001mg/L
総水銀	0.0005mg/L以下		0.0005mg/L
アルキル水銀	検出されないこと		0.0005mg/L
P C B	検出されないこと		0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		0.002mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L以下		0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		0.002mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1 m g / L 以下		0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下		0.0006mg/L
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下		0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.0005mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		0.0002mg/L
チウラム	0.006mg/L以下		0.0006mg/L
シマジン	0.003mg/L以下		0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.02mg/L以下		0.002mg/L
ベンゼン	0.01mg/L以下		0.001mg/L
セレン	0.01mg/L以下		0.002mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 0 m g / L 以下		0.08mg/L
フェノール類	—	0.01mg/L以下	0.005mg/L
銅	—	0.02mg/L以下	0.005mg/L
亜鉛	—	0.1mg/L以下	0.001mg/L
溶解性鉄		—	0.08mg/L
溶解性マンガン		—	0.01mg/L
全クロム	—	1.0mg/L以下	0.03mg/L
陰イオン界面活性剤	—	0.1mg/L以下	0.01mg/L
有機燐		—	0.1mg/L
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		0.005mg/L

注) 環境保全目標値は、「大阪湾の水質等に係る環境保全目標（大阪府）」を示す。

(3) 騒音

①道路に面する地域

廃棄物 搬入施設	測定地点	用途 地域	地域 区分	騒音に係る 環境基準値 (dB)	
				区域 区分	基準
大阪 基地	No.2 (大阪池田線沿道)	準住居	幹線 道路 (4)	特例	70
	No.3 (中島公園近傍)	第1種 住居	(2)	B	65
堺 基地	No.1 (大阪臨海線沿道)	第1種 住居	幹線 道路 (6)	特例	70
	No.2 (堺狭山線沿道)	近隣 商業	幹線 道路 (4)	特例	
泉 大津 基地	No.A (大阪臨海線沿道)	準工業	幹線 道路 (6)	特例	70
	No.B (泉大津美原線沿道)	準工業	幹線 道路 (4)	特例	

- 注) 1. 上表の環境基準は、いずれも昼間の時間の区分に係るものである。
 (昼間) 騒音に係る環境基準 : 午前6時から午後10時まで
2. 地域区分の欄の「幹線道路」は「道路に面する地域」のうち、「幹線交通を担う道路に近接する空間」のことである。()内は面する道路の車線数である。
3. 区域区分は以下のとおりである。
 幹線道路を担う道路に近接する空間は特例
 B地域(第1種住居地域)のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域
4. 騒音に係る環境基準は L_{Aeq} によるものである。

②道路に面する地域以外の地域

地域の 類型	基準値	
	昼間	夜間
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は以下のとおりである。
 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時
2. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

2. 規制基準等

(1) 水質

①水質（放流水・一般項目）

処分場	項目	基準値	管理目標値
管理型 最終処分場	水素イオン濃度 (pH)	5.0 以上 9.0 以下	同左
	化学的酸素要求量 (COD)	90mg/L 以下	40mg/L 以下
	浮遊物質量 (SS)	60mg/L 以下	50mg/L 以下
	窒素含有量 (T-N)	120mg/L (日間平均60mg/L) 以下	30mg/L 以下
	リン含有量 (T-P)	16mg/L (日間平均 8mg/L) 以下	4mg/L 以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-ヘキサン抽出物質)	鉱油類含有量 : 5mg/L以下 動植物油脂類含有量 : 30mg/L以下	同左
	大腸菌群数	日間平均 3000個/cm ³ 以下	同左

- 注) 1. 放流水の基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第一より抜粋。
 2. 管理目標値は、事後調査計画書における調査結果の評価や対策を実施するために定めたもの。

②水質（健康項目・放流水）

調査項目	基準値 ^{注1)}	管理目標値 ^{注2)}	報告下限値
カドミウム	0.1mg/L以下		0.005mg/L
全シアン	1mg/L以下		0.025mg/L
鉛	0.1mg/L以下		0.01mg/L
六価クロム	0.5mg/L以下		0.02mg/L
砒素	0.1mg/L以下		0.005mg/L
総水銀	0.005mg/L以下		0.0005mg/L
アルキル水銀	検出されないこと		0.0005mg/L
P C B	0.003mg/L以下		0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L以下		0.002mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L以下		0.002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下		0.002mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下		0.002mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下		0.002mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下		0.002mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下		0.002mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L以下		0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下		0.002mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下		0.002mg/L
チウラム	0.06mg/L以下		0.006mg/L
シマジン	0.03mg/L以下		0.003mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L以下		0.02mg/L
ベンゼン	0.1mg/L以下		0.002mg/L
セレン	0.1mg/L以下		0.005mg/L
フェノール類	5mg/L以下		0.025mg/L
銅	3mg/L以下		0.02mg/L
亜鉛	2mg/L以下		0.02mg/L
溶解性鉄	10mg/L以下		0.02mg/L
溶解性マンガン	10mg/L以下		0.01mg/L
全クロム	2mg/L以下		0.02mg/L
陰イオン界面活性剤	—		0.01mg/L
有機磷	1mg/L以下		0.05mg/L
ほう素	230mg/L以下		0.01mg/L
ふっ素	15mg/L以下		0.1mg/L
アンモニア等 ^{注3)}	200mg/L以下	100mg/L以下	0.3mg/L
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下		JIS K 0312による。

注) 1. 放流水の基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第一（ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第二）より抜粋。

2. 管理目標値は、事後調査計画書における調査結果の評価や対策を実施するために定めたもの。

3. 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性化合物及び硝酸化合物」を示す。

排水基準値は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が200mg/L以下であることを示す。なお、各測定値のいずれもが報告下限値未満（<0.1mg/L）の場合、合計値は報告下限値未満（<0.3mg/L）とする。各測定値のいずれかが報告下限値以上の場合は、報告下限値未満の測定値については、報告下限値を測定値として合算を行う。

③水質（護岸外周）

調査項目	基準値 ^{注1)}	環境保全目標値 ^{注2)}	報告下限値
カドミウム (Cd)	0.01mg/L以下		0.001mg/L
全シアン (CN)	検出されないこと		0.1mg/L
鉛 (Pb)	0.01mg/L以下		0.002mg/L
六価クロム (Cr6+)	0.05mg/L以下		0.01mg/L
砒素 (As)	0.01mg/L以下		0.001mg/L
総水銀 (T-Hg)	0.0005mg/L以下		0.0005mg/L
アルキル水銀	検出されないこと		0.0005mg/L
P C B	検出されないこと		0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		0.002mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L以下		0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		0.002mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下		0.0006mg/L
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下		0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.0005mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		0.0002mg/L
チウラム	0.006mg/L以下		0.0006mg/L
シマジン	0.003mg/L以下		0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.02mg/L以下		0.002mg/L
ベンゼン	0.01mg/L以下		0.001mg/L
セレン (Se)	0.01mg/L以下		0.002mg/L
フェノール類	—	0.01mg/L以下	0.005mg/L
銅 (Cu)	—	0.02mg/L以下	0.005mg/L
亜鉛 (Zn)	—	0.1mg/L以下	0.001mg/L
溶解性鉄 (sol-Fe)		—	0.08mg/L
溶解性マンガン (sol-Mn)		—	0.01mg/L
全クロム (T-Cr)	—	1.0mg/L以下	0.03mg/L
陰イオン界面活性剤 (MBAS)	—	0.1mg/L以下	0.01mg/L
有機リン		—	0.1mg/L
ほう素	海域については基準値は適用しない		0.1mg/L
ふっ素 (F)	海域については基準値は適用しない		0.1mg/L
アンモニア等 ^{注3)}		—	0.09mg/L
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		0.005mg/L
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下		JIS K 0312による

注) 1. 護岸外周の基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第二（ほう素、ふっ素、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類については環境基準）より抜粋。

2. 環境保全目標値は、「大阪湾の水質等に係る環境保全目標（大阪府）」を示す。

3. 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性化合物及び硝酸性化合物」を示す。

測定結果は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とし、各測定値のいずれもが報告下限値未満（アンモニア性窒素：<0.01mg/L、亜硝酸性窒素：<0.04mg/L、硝酸性窒素：<0.04mg/L）の場合、合計値は報告下限値未満（<0.09mg/L）とする。各測定値のいずれかが報告下限値以上の場合は、報告下限値未満の測定値については、報告下限値を測定値として合算を行う。

(2) 底質

調査項目	環境保全目標値 ^{注)1}	報告下限値
総水銀	(25mg/kg乾泥) ^{注)2}	0.01mg/kg乾泥
PCB	10mg/kg乾泥	0.01mg/kg乾泥

注) 1. 大阪湾の水質等に係る環境保全目標；大阪府

2. 大阪府では、「底質の暫定除去基準について」（昭和50年10月28日環水管第119号水質保全局長通知）に定める基準に該当しないこととしており、本通知に定められている水銀を含む底質の暫定除去基準等は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とされているが、ここでは、河川及び湖沼の値25ppmを準用することとする。

$$C = 0.18 \times \frac{\Delta H}{J} \times \frac{1}{S} \quad (\text{ppm}) \quad \left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

(3) 騒音・振動（要請限度）

廃棄物 搬入施設	測定地点	用途 地域	地域 区分	自動車騒音の 要請限度 (dB(A))		道路交通振動の 要請限度 (dB)	
				区域 区分	限度	区域 区分	限度
大阪 基地	No.2（大阪池田線沿道）	準住居	幹線 道路 (4)	b	75	第1種	65
	No.3（中島公園近傍）	第1種 住居	(2)				
堺 基地	No.1（大阪臨海線沿道）	第1種 住居	幹線 道路 (6)	b	75	第1種	65
	No.2（堺狭山線沿道）	近隣 商業	幹線 道路 (4)	c		第2種	70
泉大 津基 地	No.A（大阪臨海線沿道）	準工業	幹線 道路 (6)	c	75	第2種	70
	No.B（泉大津美原線沿道）	準工業	幹線 道路 (4)	c		第2種	

注) 1. 上表の環境基準及び要請限度は、いずれも昼間の時間の区分に係るものである。

(昼間) 自動車騒音の要請限度 : 午前6時から午後10時まで

道路交通振動の要請限度 : 午前6時から午後9時まで

2. 地域区分の欄の「幹線道路」は「道路に面する地域」のうち、「幹線交通を担う道路に近接する空間」のことである。()内は面する道路の車線数である。

3. 区域区分は以下のとおりである。

(自動車騒音の要請限度) b区域(第1種住居地域、準住居地域)のうち車線を有する道路に面する区域

c区域(準工業地域)のうち車線を有する道路に面する区域

(道路交通振動の要請限度) 第1種住居地域、準住居地域は第1種区域

近隣商業地域、準工業地域は第2種区域

4. 道路交通騒音の要請限度は L_{Aeq} 、道路交通振動の要請限度は L_{10} によるものである。

(4) 悪臭

項 目	基 準 値
臭気指数	敷地境界線における規制基準：10 規制地域：大阪市の区域 ^{注1)} 、堺市の区域 ^{注2)} (泉大津市については、指導指針値 ^{注3)} の取り扱いである。)

注1：悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づく規制地域及び規制基準；大阪市（平成18年1月告示）

注2：悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づく規制地域及び規制基準；堺市（平成19年11月告示）

注3：泉大津市悪臭公害防止指導要綱；泉大津市（昭和59年3月公布）

※ なお、大阪府の大気環境に関する環境保全目標では、悪臭については「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」となっている。

7-1 埋立地に係る事後調査結果の検証

(1) 大気質（調査地点：南港中央公園局）

1) 環境基準値との比較

平成 24 年度（埋立中）の調査期間中において、大気質の環境基準を超過した日は無かった。
以上のことから、本事業実施による大気への影響は小さいものと考えられる。

2) 過年度調査結果との比較

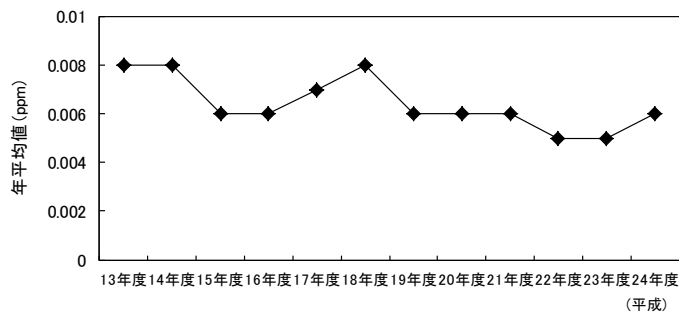
二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化を図－4 に示す。

二酸化硫黄については、基準値に比べて低い水準で推移している。平成 17 年度から 18 年度にかけて上昇する傾向がみられたが、平成 19 年度に下降し、それ以降は概ね横ばいの傾向にある。

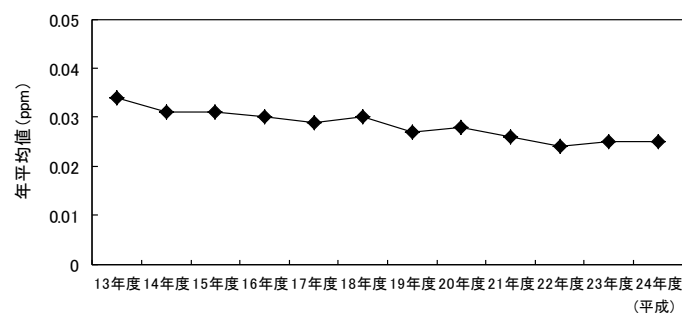
二酸化窒素については、緩やかに下降する傾向にある。

浮遊粒子状物質については、概ね横ばいの傾向にある。

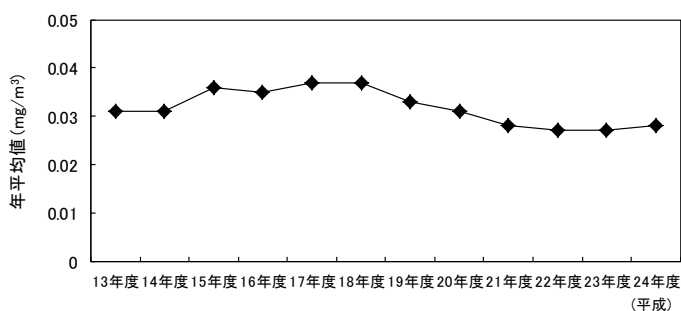
【二酸化硫黄】



【二酸化窒素】



【浮遊粒子状物質】



注) 平成13年度は平成13年11月～平成14年3月の平均値

図－4 二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(2) 水質

1) 一般項目（調査地点 1～5）

事業の実施による水質（一般項目）への影響について、今回の水質調査結果を環境基準値、平成 12 年度に実施した事業実施前調査の結果（調査地点の位置は、平成 24 年度調査の調査地点と同じ）及び近隣の環境基準点 C-3 における測定結果と比較することにより検討を行った。

環境基準値、事業実施前調査及び環境基準点 C-3 との比較は表－6 に、水質の経月変化（平成 24 年度）は図－6 に示す。

① 水素イオン濃度（pH）

環境基準値（7.8 以上 8.3 以下）と比較すると、上層では、4 月に調査地点 2（8.4）、5 月に全調査地点（8.4～8.6）、6 月に調査地点 2、4、5（8.4）、7 月に調査地点 1、3、4、5（8.4～8.6）、8 月に調査地点 1、2、5（8.4～8.6）、9 月に全調査地点（8.4～8.5）、1 月に調査地点 1（8.4）、3 月に調査地点 2、3、4、5（8.4）で環境基準値の上限値を上回っており、下層では、7 月に調査地点 1（7.7）、8 月に調査地点 5（7.7）で環境基準値の下限値を下回っていた。

事業実施前調査結果（上層：7.7～8.6、下層：7.8～8.3）と比較すると、本年度の結果は上層（8.0～8.6）、下層（7.7～8.2）ともに同程度の値であった。

② 化学的酸素要求量（COD）

環境基準値（3mg/L 以下）と比較すると、上層では、4 月に全調査地点（3.1～4.1mg/L）、5 月に全調査地点（4.0～5.6mg/L）、6 月に全調査地点（5.2～7.1mg/L）、7 月に全調査地点（5.4～6.7mg/L）、8 月に全調査地点（4.0～5.6mg/L）、9 月に全調査地点（4.2～5.5mg/L）、10 月に全調査地点（3.5～5.0mg/L）、11 月に調査地点 1、2、4、5（3.1～3.9mg/L）、1 月に全調査地点（3.1～3.6mg/L）、2 月に調査地点 2（3.1mg/L）、3 月に全調査地点（4.5～5.1mg/L）で環境基準値（3mg/L 以下）を上回っており、下層では 10 月に調査地点 2（3.6mg/L）、2 月に調査地点 1、2（3.1～3.3mg/L）で環境基準値を上回っていた。

事業実施前調査結果（上層：1.6～4.9 mg/L、下層：1.2～3.6 mg/L）と比較すると、本年度の結果は上層では 6 月と 7 月を除く月（2.2～5.6mg/L）では概ね同程度の値、下層（1.5～3.6mg/L）では全ての月で同程度の値であった。

また、環境基準点 C-3 の 75%値（上層：4.0mg/L、下層：2.7mg/L）と比較すると、各調査地点の年間 75%値は上層（4.5～5.2mg/L）ではやや高く、下層（2.4～2.9mg/L）では同程度の値であった。

事業実施前調査結果と比べて COD 値が高かった 6 月と 7 月の該当地点の水質データと、同日に調査した周辺海域における複数の環境基準点の水質データを表－5 に、地点図を図－5 に示し、高 COD の状況について検討した。

【6 月】

〔状況〕

環境基準点 B-3、C-4、C-5 において本調査結果と同程度の COD 値を観測しており、周辺海域の所々で高 COD が発生したことがわかる。

〔原因〕

高 COD 地点では、高 pH、高 DO 飽和度（100%以上）、高クロロフィル a であることから、大阪湾の該当地点では植物プランクトンの活動が活発であったことがうかがわれ、プランクトン増殖の影響を受けて高 COD になったと考えられる。

【7月】

〔状況〕

周辺海域の全ての環境基準点で同程度の COD 値を観測しており、周辺海域の広い範囲において高 COD であったことがわかる。

〔原因〕

本調査地点や近隣の環境基準点 C-3 においては 6 月と同様の状況が見られ、これらの地点で植物プランクトン増殖の影響がうかがえる。その他の環境基準点ではクロロフィル a 値は比較的低かったものの、本調査結果を含む全ての地点で一般的な海水に比べて塩分濃度が低く、周辺海域の広い範囲において陸域から流入する河川水の影響が大きかったことがわかる。7 月 10 日は梅雨時期にあたり、7 月 6～7 日にかけても大阪で 87mm の雨量を記録した。上層の濁度や SS 値も全般に高く、濁りを伴う河川水が高 COD に影響した可能性が考えられる。

このため、7 月については、植物プランクトン増殖と陸域から流入する濁りを伴う河川水の影響が合わさり、周辺海域全域で COD 値が高くなったものと推測される。

以上のことから、6 月と 7 月は周辺海域の広い範囲で COD 値が高くなっており、その原因については、本事業の影響によるものではないと考えられる。

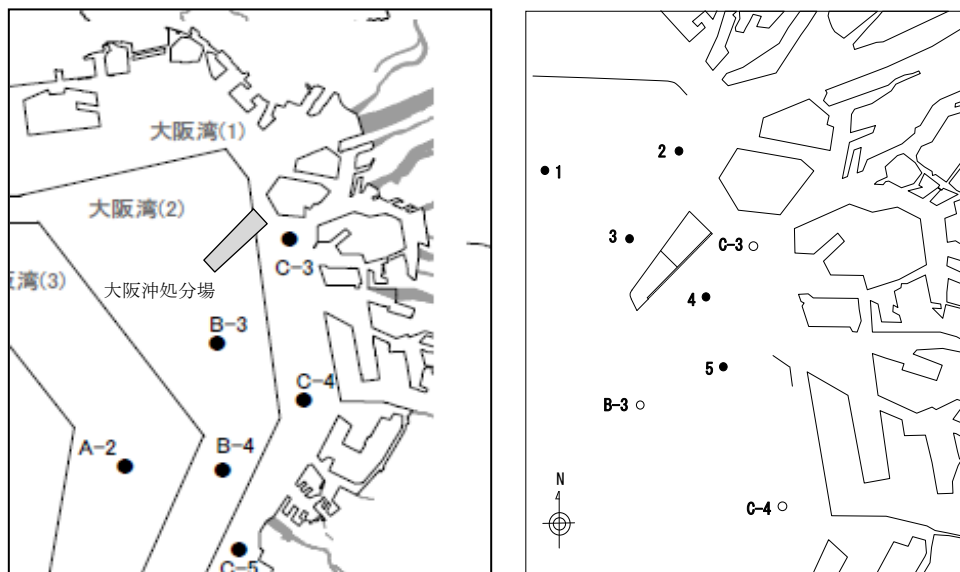
表－5 COD 高濃度時の調査地点及び周辺公共用水域の水質データ（上層／6月、7月）

調査日：平成24年6月7日

測定項目 \ 地点	大阪沖処分場 調査地点		周辺公共用水域 測定地点					
	2	5	A-2	B-3	B-4	C-3	C-4	C-5
COD (mg/L)	7.1	6.6	2.2	6.5	4.6	3.2	8.4	7.2
透明度 (m)	1.9	1.6	4.8	2.5	2.5	2.3	1.5	1.8
pH (pH)	8.4	8.4	8.3	8.4	8.4	8.1	8.5	8.6
DO (mg/L)	8.7	9.5	9.4	9.8	11	8.0	14	14
DO飽和度 (%)	112	125	123	126	144	102	184	187
塩分	27.7	31.2	30.60	28.70	30.61	28.34	30.81	31.20
濁度 (度・カオリン)	3	3	2.0	5.6	2.9	3.7	3.7	6.3
SS (mg/L)	6	5	2	3	2	3	7	6
クロロフィルa (μg/L)	52	50	7.0	44	11	10	50	33

調査日：平成24年7月10日

測定項目 \ 地点	大阪沖処分場 調査地点				周辺公共用水域 測定地点					
	1	3	4	5	A-2	B-3	B-4	C-3	C-4	C-5
COD (mg/L)	6.2	6.2	6.3	6.7	6.4	6.4	5.8	5.7	6.9	5.9
透明度 (m)	1.3	1.3	1.2	1.4	2.4	2.0	2.2	1.6	1.7	2.3
pH (pH)	8.5	8.4	8.5	8.6	8.6	8.7	8.7	8.5	8.7	8.6
DO (mg/L)	11	11	11	12	13	13	13	12	13	12
DO飽和度 (%)	147	148	151	166	178	179	184	163	183	172
塩分	19.7	19.2	21.3	24.1	24.17	23.34	25.31	22.77	25.05	26.67
濁度 (度・カオリン)	10	8	8	8	8.0	10	6.7	11	9.0	5.4
SS (mg/L)	10	7	7	6	4	5	4	8	5	3
クロロフィルa (μg/L)	46	43	38	23	5.6	7.2	3.3	15	5.3	3.3



図－5 周辺公共用水域の地点図（数字のみは大阪沖処分場の事後調査地点）

③ 溶存酸素量 (DO)

環境基準値(5mg/L以上)と比較すると、上層では全調査地点で環境基準値を満たしており、下層では、7月に調査地点1、2、3、4(2.6~4.9mg/L)、8月に調査地点1、2、4、5(3.4~4.1mg/L)、9月に全調査地点(2.4~4.7mg/L)において環境基準値を下回っていた。

事業実施前調査結果(上層:5.2~14mg/L、下層:0.6~11mg/L)及び環境基準点C-3(上層:4.8~12mg/L、下層:1.5~10mg/L)と比較すると、上層(5.2~12mg/L)、下層(2.4~9.6mg/L)ともに同程度の値であった。

④ 全窒素 (T-N)

環境基準値(0.6mg/L以下)と比較すると、上層では、4月に調査地点1、3、4、5(0.68~0.82mg/L)、5月に調査地点1、2、3、4(0.63~0.73mg/L)、6月に全調査地点(0.73~0.88mg/L)、7月に調査地点1、2、3、4(0.62~0.86mg/L)、8月に全調査地点(0.66~1.2mg/L)、9月に調査地点2、5(0.63~0.86mg/L)、10月に調査地点1、4(0.73mg/L)、11月に調査地点2(0.66mg/L)、12月に調査地点1、2(0.73~0.92mg/L)、3月に全調査地点(0.63~0.85mg/L)で環境基準値を上回っていたが、下層では全調査地点で環境基準値を下回っていた。

事業実施前調査結果(上層:0.46~2.1mg/L、下層:0.29~0.82mg/L)と比較すると、本調査結果は上層(0.32~1.2mg/L)、下層(0.19~0.55mg/L)ともに低い値であった。

また、環境基準点C-3の年平均値(上層:0.82mg/L、下層:0.40mg/L)と比較すると、本年度の各調査地点の年平均値は上層(0.57~0.73mg/L)、下層(0.29~0.38mg/L)で同程度またはやや低い値であった。

⑤ 全磷 (T-P)

環境基準値(0.05mg/L以下)と比較すると、上層では、4月に調査地点3、4、5(0.054~0.069mg/L)、5月に調査地点2、3(0.052~0.056mg/L)、6月に全調査地点(0.063~0.090mg/L)、7月に調査地点1、2、3、4(0.056~0.082mg/L)、8月に全調査地点(0.092~0.15mg/L)、9月に全調査地点(0.056~0.095mg/L)、10月に調査地点1、2、4、5(0.053~0.077mg/L)、12月に調査地点1、2(0.059~0.075mg/L)で環境基準値を上回っており、下層では6月に調査地点2、3(0.053~0.058mg/L)、7月に調査地点1、2、3、4(0.053~0.096mg/L)、8月に全調査地点(0.068~0.12mg/L)、9月に全調査地点(0.051~0.11mg/L)で環境基準値を上回っていた。

事業実施前調査結果(上層:0.021~0.15mg/L、下層:0.020~0.25mg/L)と比較すると、上層(0.025~0.15mg/L)、下層(0.019~0.12mg/L)ともに同程度の値であった。

また、環境基準点C-3の年平均値(上層:0.077mg/L、下層:0.056mg/L)と比較すると、本年度の各調査地点の年平均値は上層(0.054~0.066mg/L)、下層(0.039~0.050mg/L)で同程度であった。

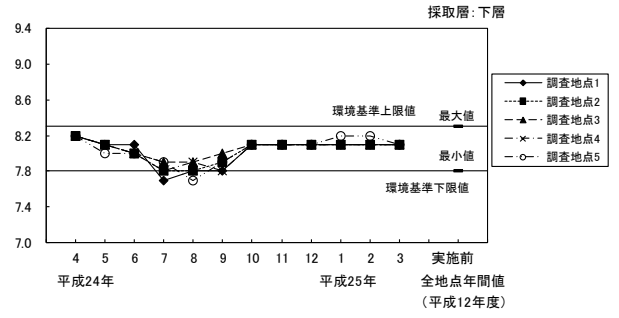
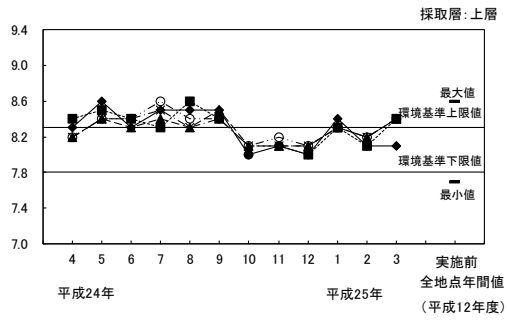
以上のことから、本事業の実施による水質(一般項目)への影響は小さいものと考えられる。

表－6 環境基準及び事業実施前調査（平成12年度）等との比較（水質（一般項目））

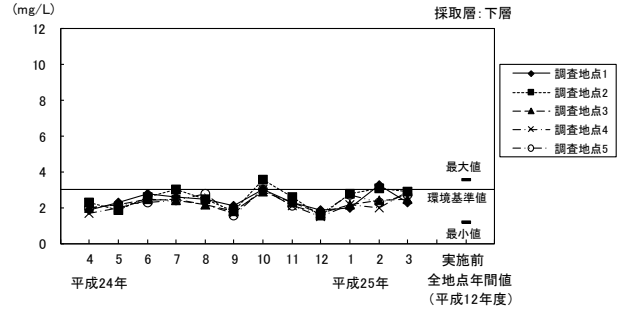
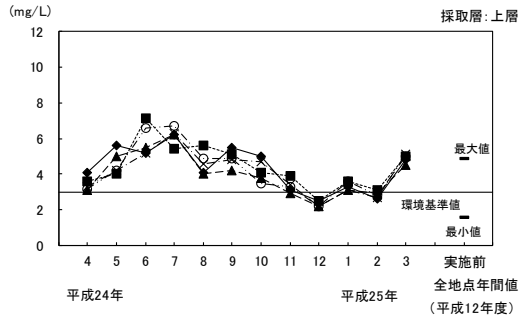
区 分 項 目		埋立中調査 (平成24年度・調査地点1～5)		事業実施前調査 (平成12年度・調査地点1～5)		環境基準点C-3 (平成24年度)	
		最小値～最大値 (m/n)	平均値 (m/n)	最小値～最大値 (m/n)	平均値 (m/n)	最小値～最大値 (m/n)	平均値 (m/n)
水素イオン濃度 (pH) [-]	上層	8.0～8.6 (26/60)	—	7.7～8.6 (13/60)	—	8.1～8.5 (1/12)	—
	下層	7.7～8.2 (2/60)	—	7.8～8.3 (0/60)	—	7.8～8.2 (0/12)	—
化学的酸素要求量 (COD) [mg/L]	上層	2.2～7.1 (50/60)	4.5～5.2 (5/5)	1.6～4.9 (34/60)	3.2～3.9 (5/5)	2.3～5.7 (6/12)	4.0 (1/1)
	下層	1.5～3.6 (3/60)	2.4～2.9 (0/5)	1.2～3.6 (4/60)	2.0～2.2 (0/5)	2.0～3.0 (0/12)	2.7 (0/1)
溶存酸素量 (DO) [mg/L]	上層	5.2～12 (0/60)	8.8～9.6	5.2～14 (0/60)	8.6～9.8	4.8～12 (1/12)	8.7
	下層	2.4～9.6 (13/60)	6.4～6.8	0.6～11 (14/60)	6.2～6.9	1.5～10 (5/12)	6.2
全窒素 (T-N) [mg/L]	上層	0.32～1.2	0.57～0.73 (3/5)	0.46～2.1	0.91～1.1 (5/5)	0.51～1.2	0.82 (1/1)
	下層	0.019～0.55	0.29～0.38 (0/5)	0.29～0.82	0.44～0.49 (0/5)	0.22～0.59	0.40 (0/1)
全磷 (T-P) [mg/L]	上層	0.025～0.15	0.054～0.066 (5/5)	0.021～0.15	0.061～0.098 (5/5)	0.051～0.14	0.077 (1/1)
	下層	0.019～0.12	0.039～0.050 (0/5)	0.020～0.25	0.038～0.063 (1/5)	0.028～0.11	0.056 (1/1)

- 注) 1. 「最小～最大」の値は、調査地点1～5における全調査結果の最小値と最大値を示す。
 2. m：環境基準値を満たしていないデータ数 n：総データ数を示す。なお、環境基準点C-3の該当類型はCであるが、比較のため本調査地点と同じ類型Bを当てはめ判定した値を示した。
 3. 埋立中調査及び事業実施前調査の「平均値」の値は、各調査地点における年平均値の最小～最大を示しているが、化学的酸素要求量の「平均値」は各調査地点における75%値の最小～最大を示す。
 4. 環境基準点C-3の化学的酸素要求量の「平均値」も75%値を示す。

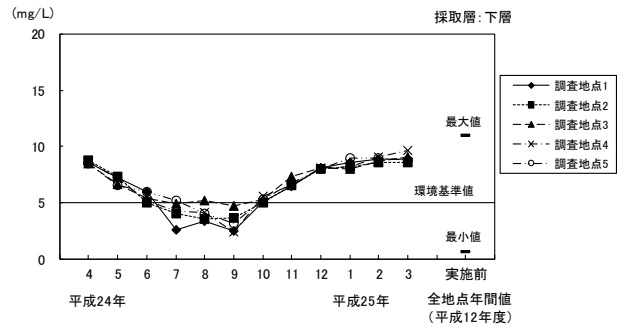
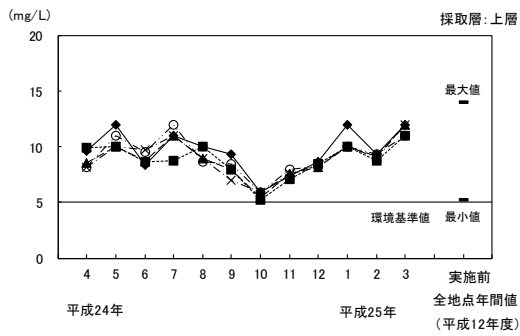
【水素イオン濃度(pH)】



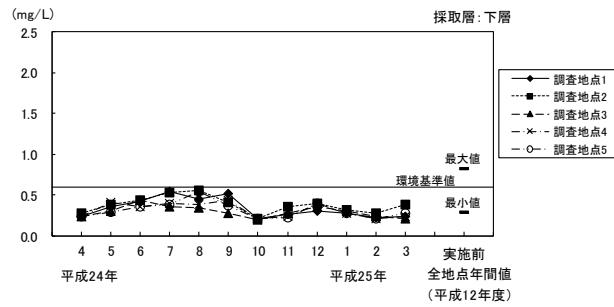
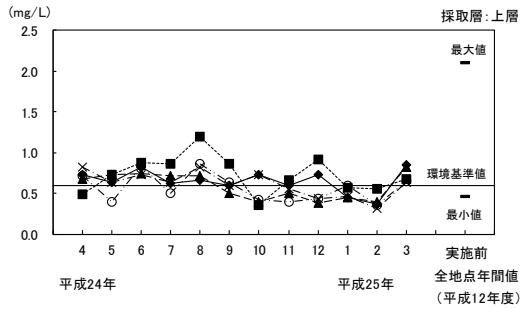
【化学的酸素要求量(GOD)】



【溶存酸素量(DO)】



【全窒素(T-N)】



【全磷(T-P)】

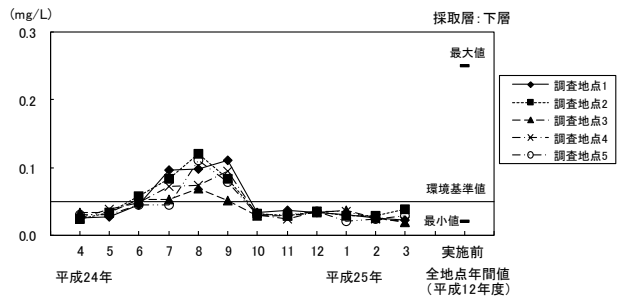
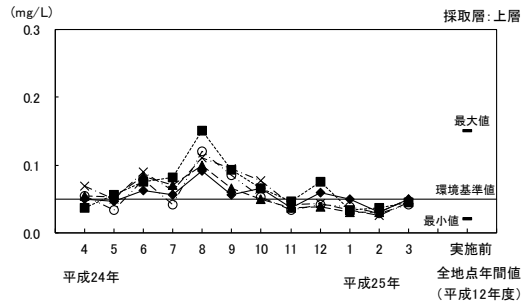


図-6 水質（一般項目）の経月変化（平成24年度）

⑥過年度調査結果との比較

水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量、溶存酸素量、全窒素及び全磷の経時変化を図－7に、同様に経年変化（環境基準点 C-3 を含む）を図－8にそれぞれ示す。

環境基準項目の平成 24 年度調査結果と過年度調査結果の比較を行った調査地点別の概要は、以下に示すとおりである。

a.調査地点 1

全ての項目について、概ね横ばいで推移していた。

b.調査地点 2

全ての項目について、概ね横ばいで推移していた。

c.調査地点 3

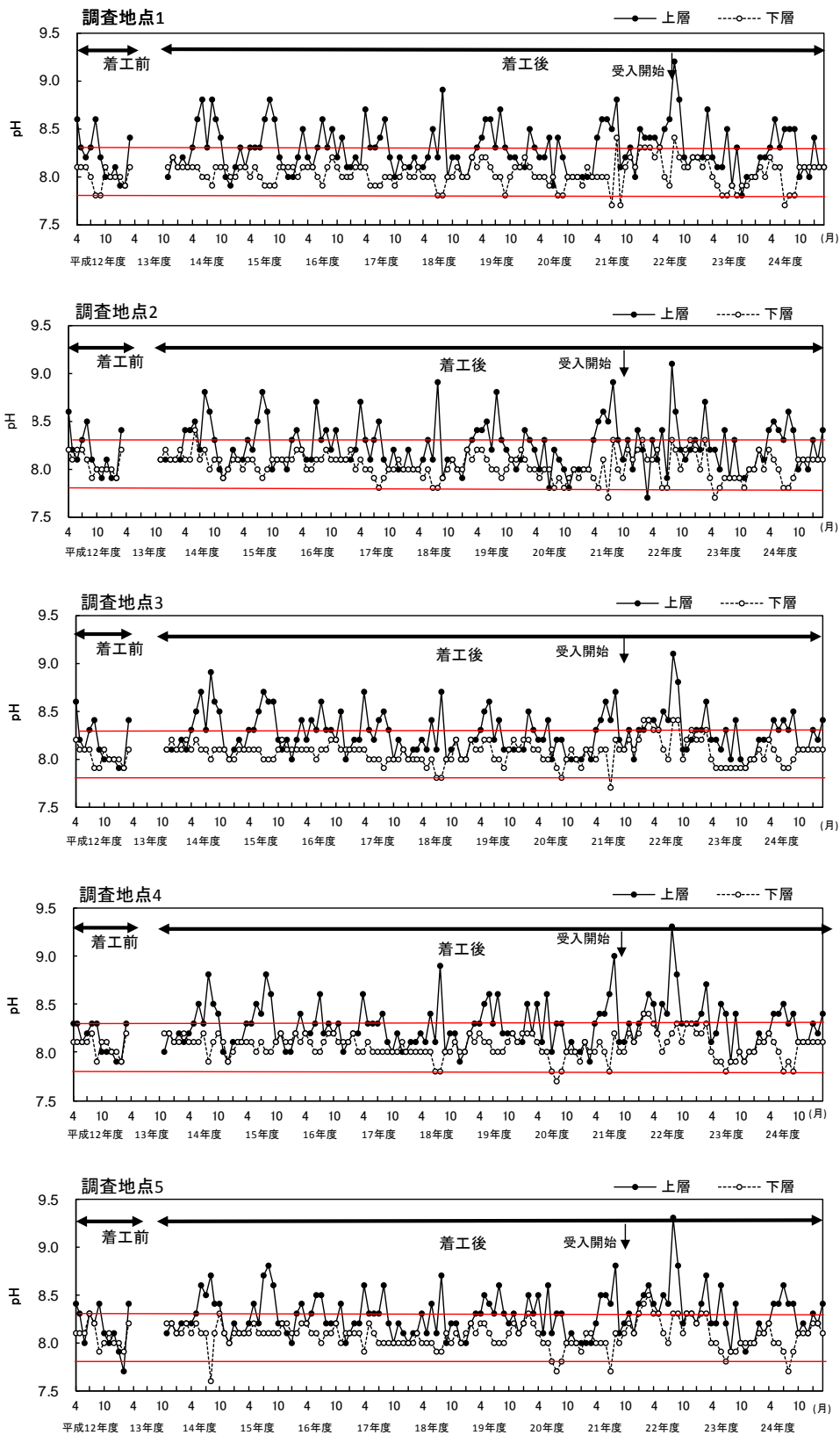
全ての項目について、概ね横ばいで推移していた。

d.調査地点 4

全ての項目について、概ね横ばいで推移していた。

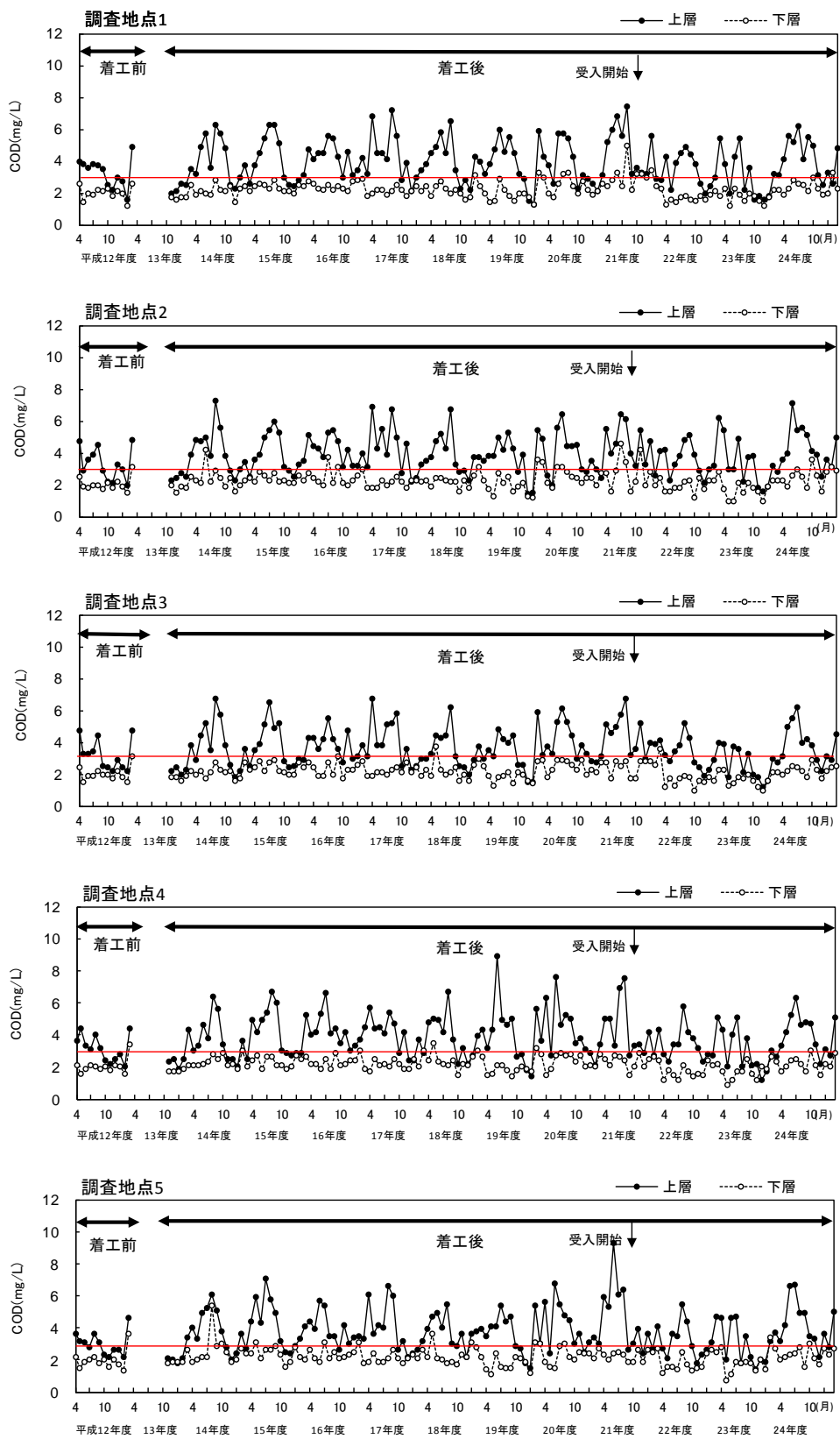
e.調査地点 5

全ての項目について、概ね横ばいで推移していた。



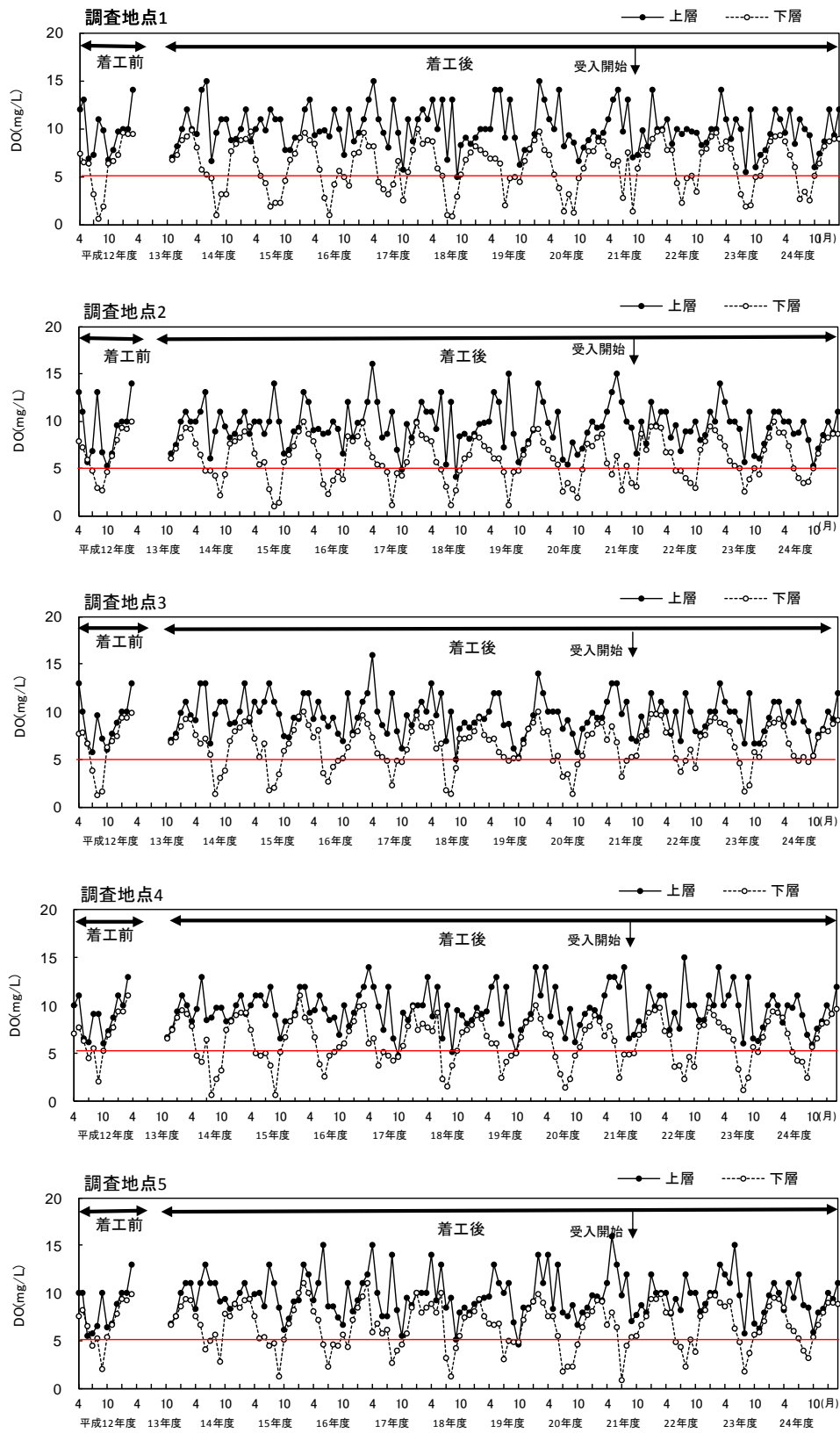
注) — は環境基準値を示す。(7.8 以上 8.3 以下)

図-7 (1) 水素イオン濃度の経時変化 (水質 (一般項目))



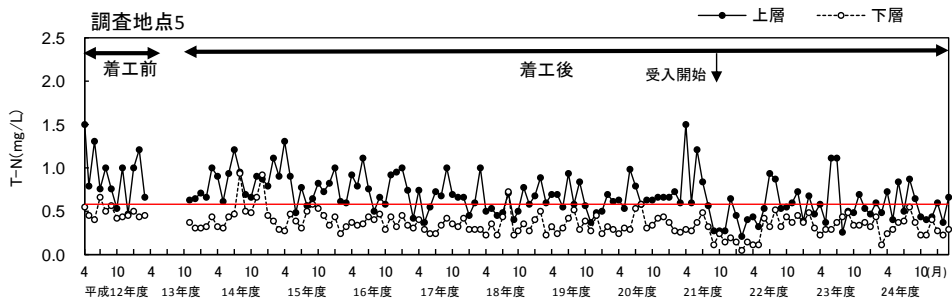
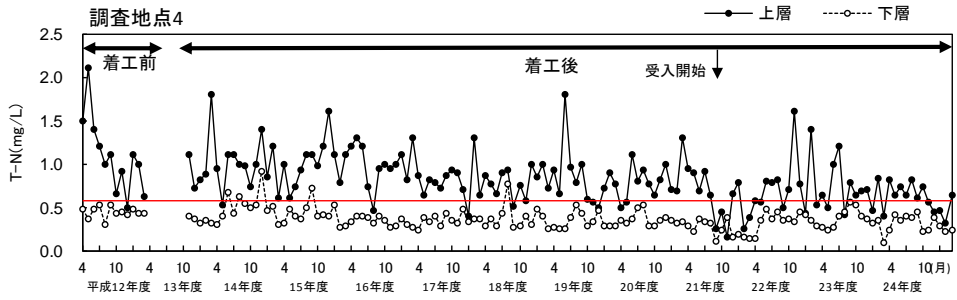
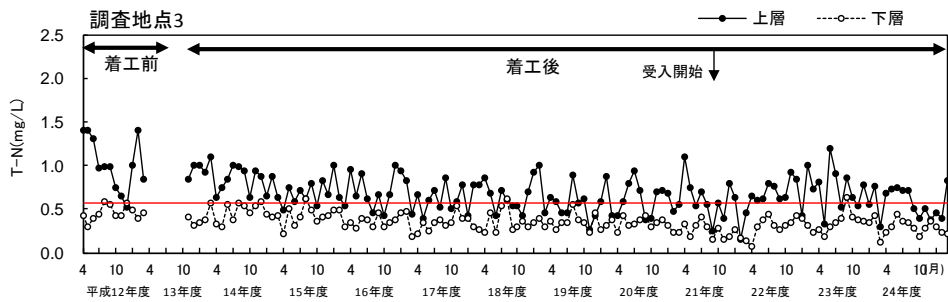
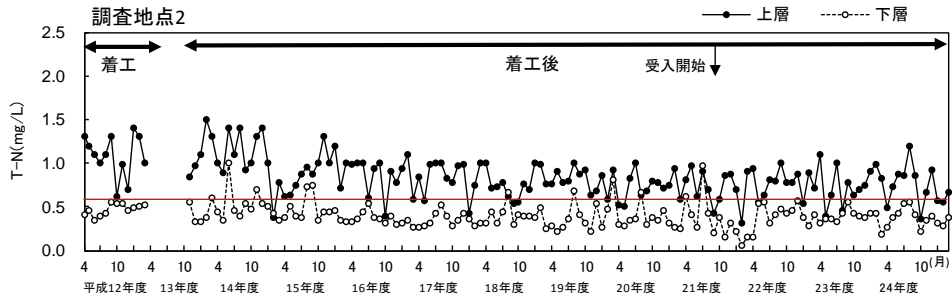
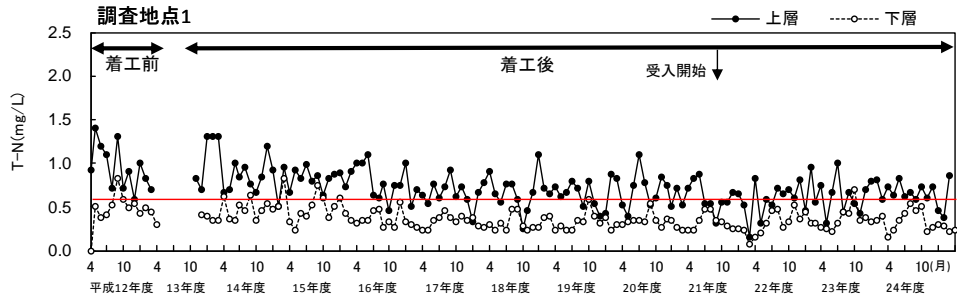
注) ー は環境基準値を示す。(3mg/L 以下)

図-7(2) 化学的酸素要求量の経時変化(水質(一般項目))



注) — は環境基準値を示す。(5mg/L 以上)

図-7 (3) 溶存酸素量の経時変化 (水質 (一般項目))



注) — は環境基準値を示す。(0.6mg/L 以下)

図-7(4) 全窒素の経時変化(水質(一般項目))

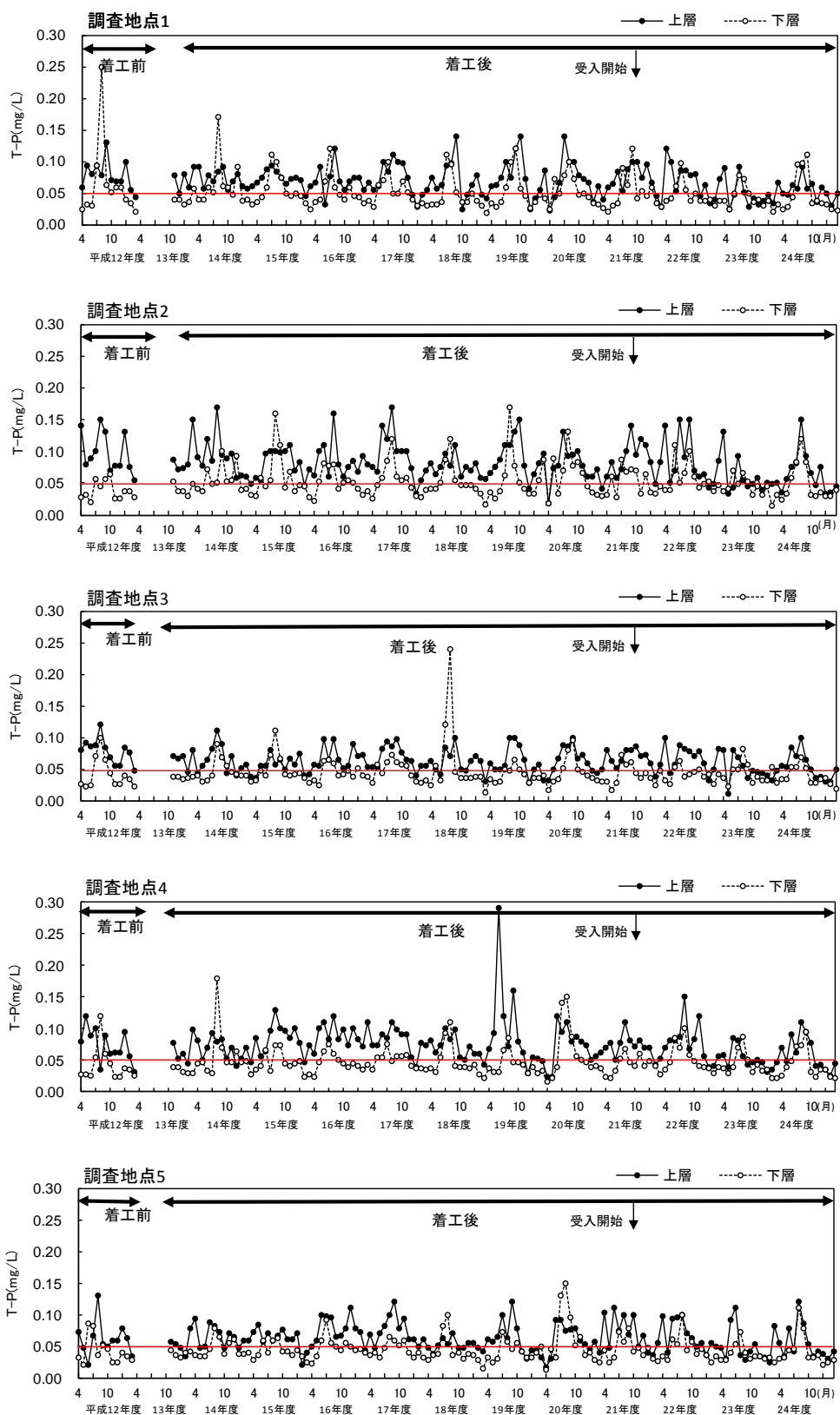
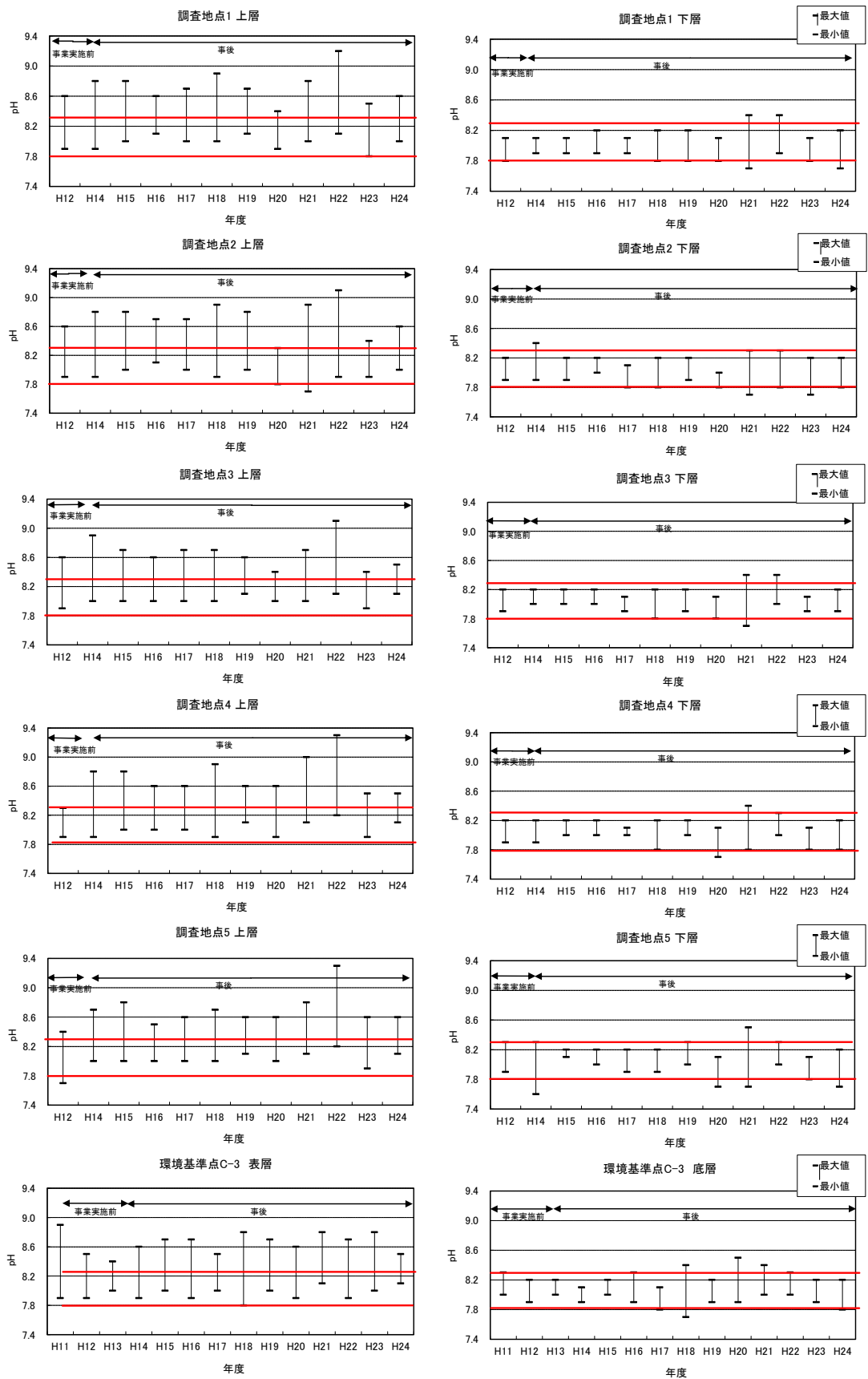
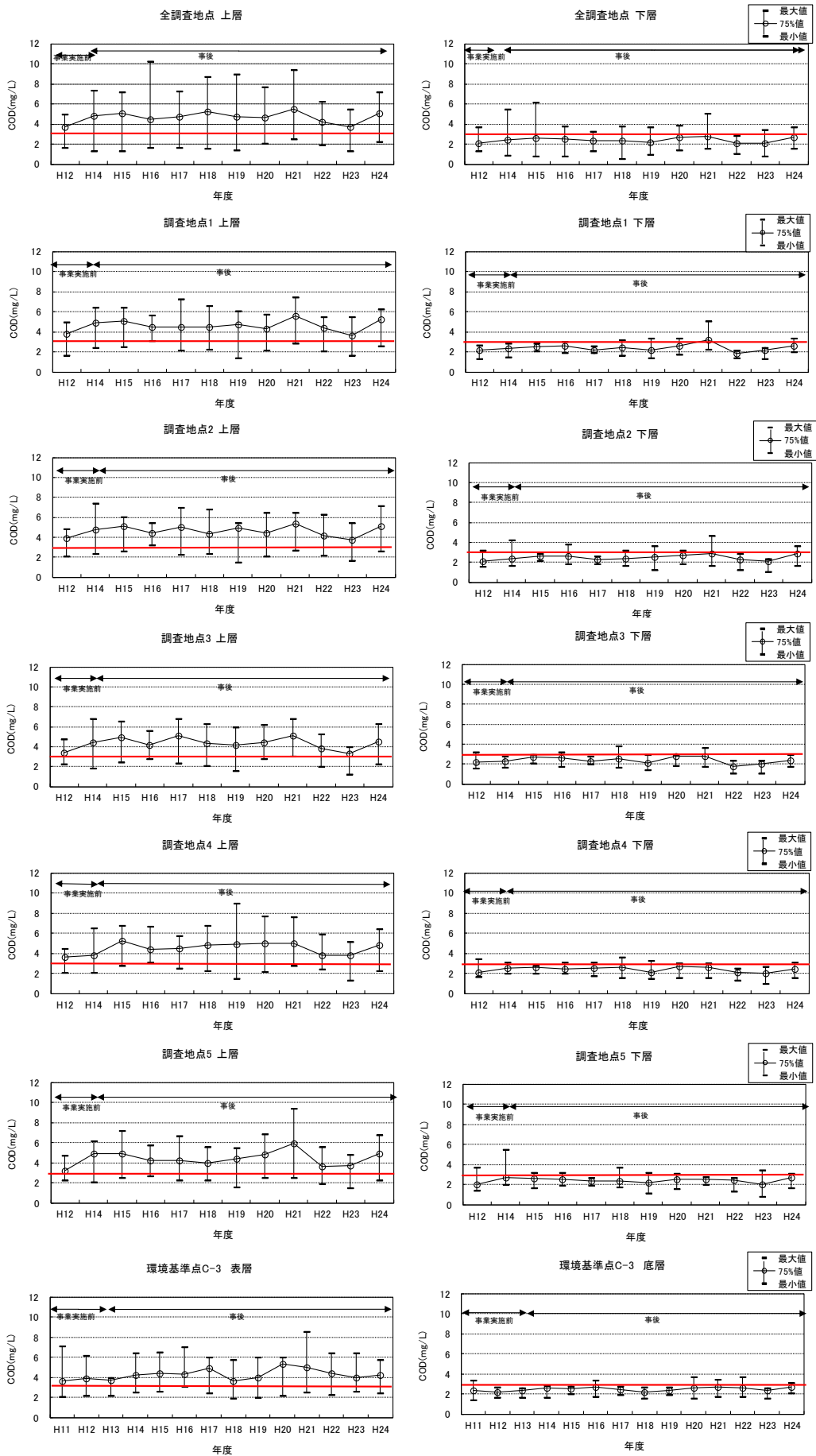


図-7(5) 全燐の経時変化(水質(一般項目))



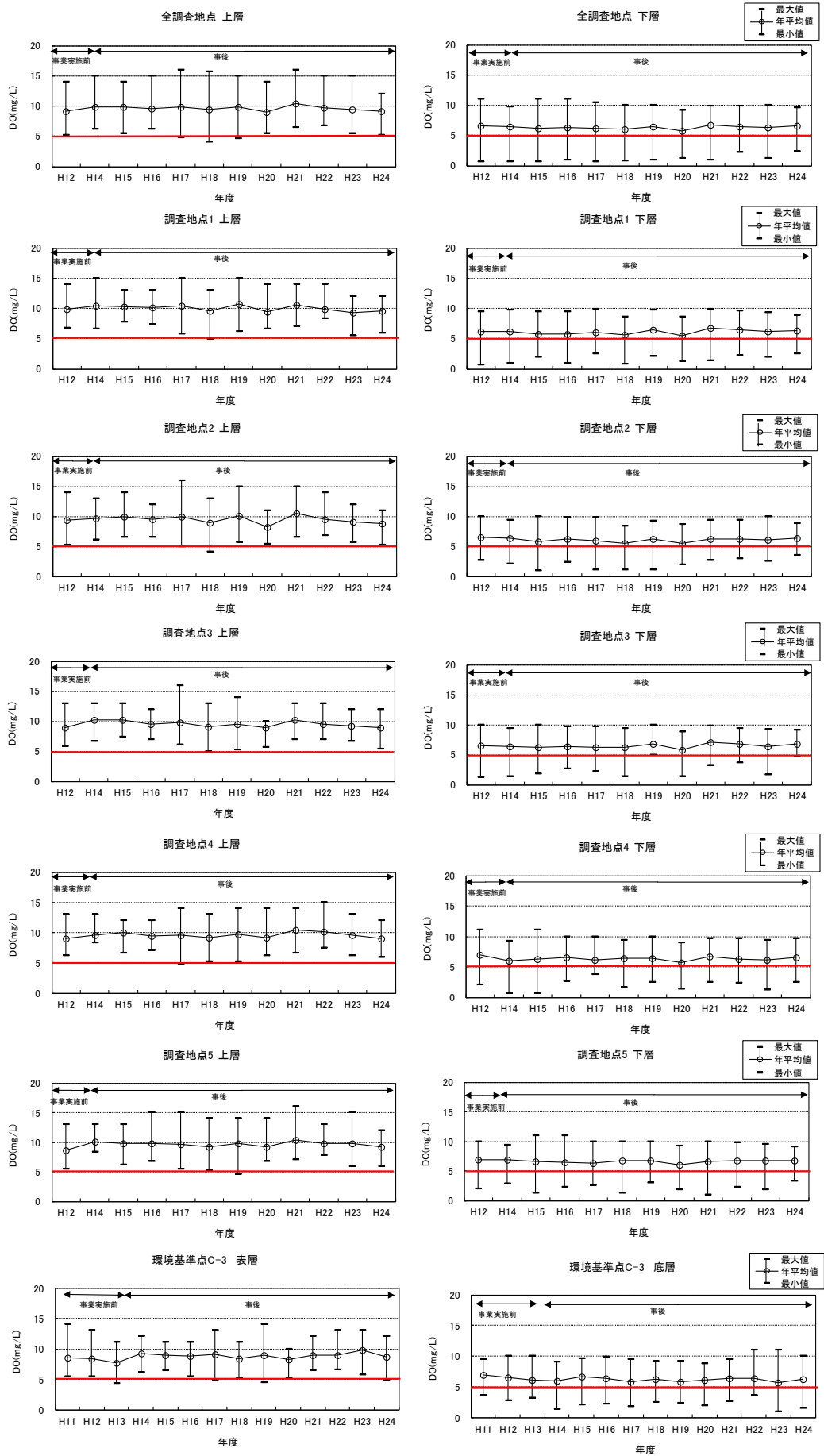
注) ——— は環境基準値を示す。(7.8 以上 8.3 以下)

図-8(1) 水素イオン濃度の経年変化(水質(一般項目))



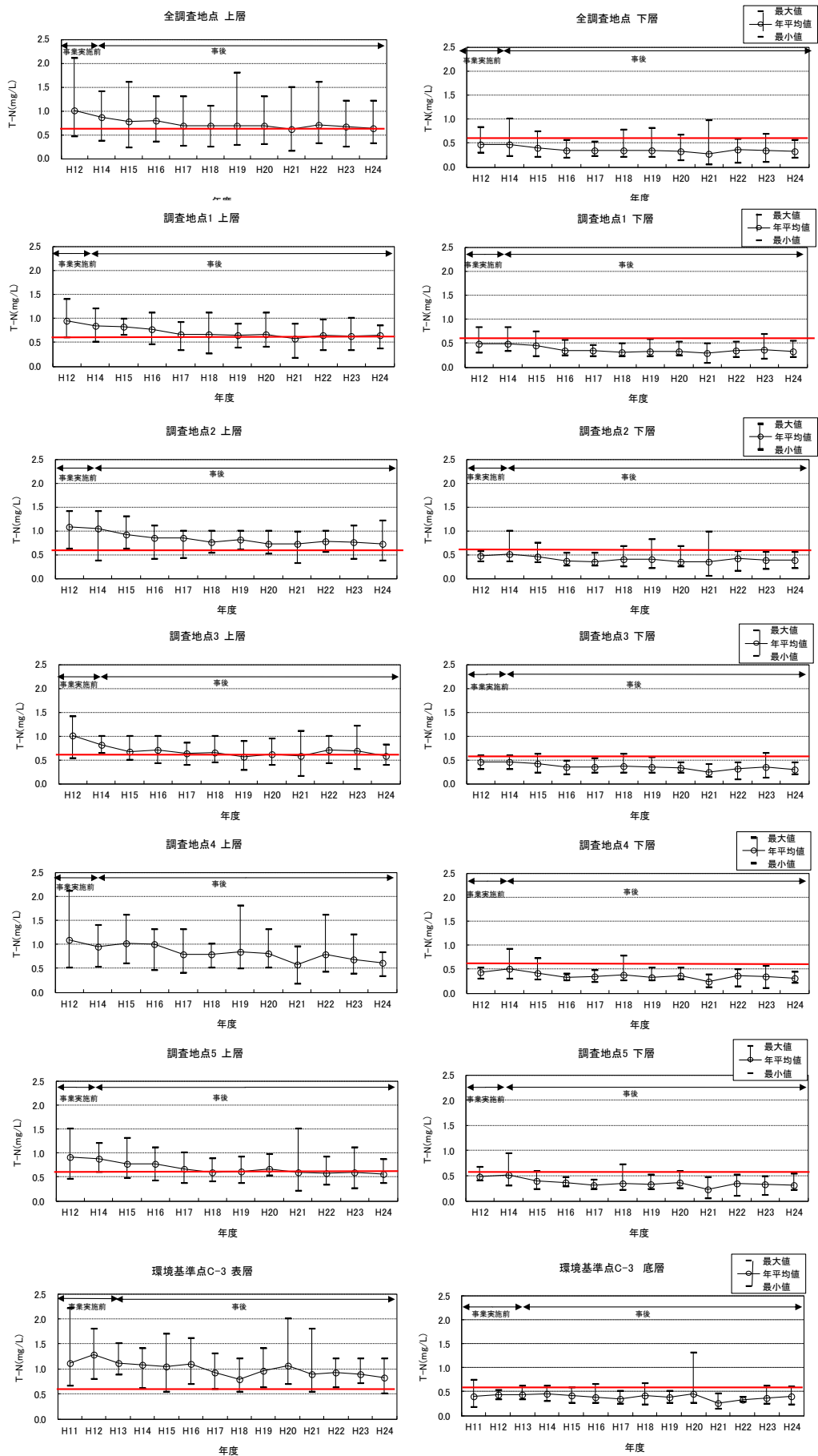
注) — は環境基準値を示す。(3mg/L 以下)

図-8(2) 化学的酸素要求量の経年変化 (水質 (一般項目))



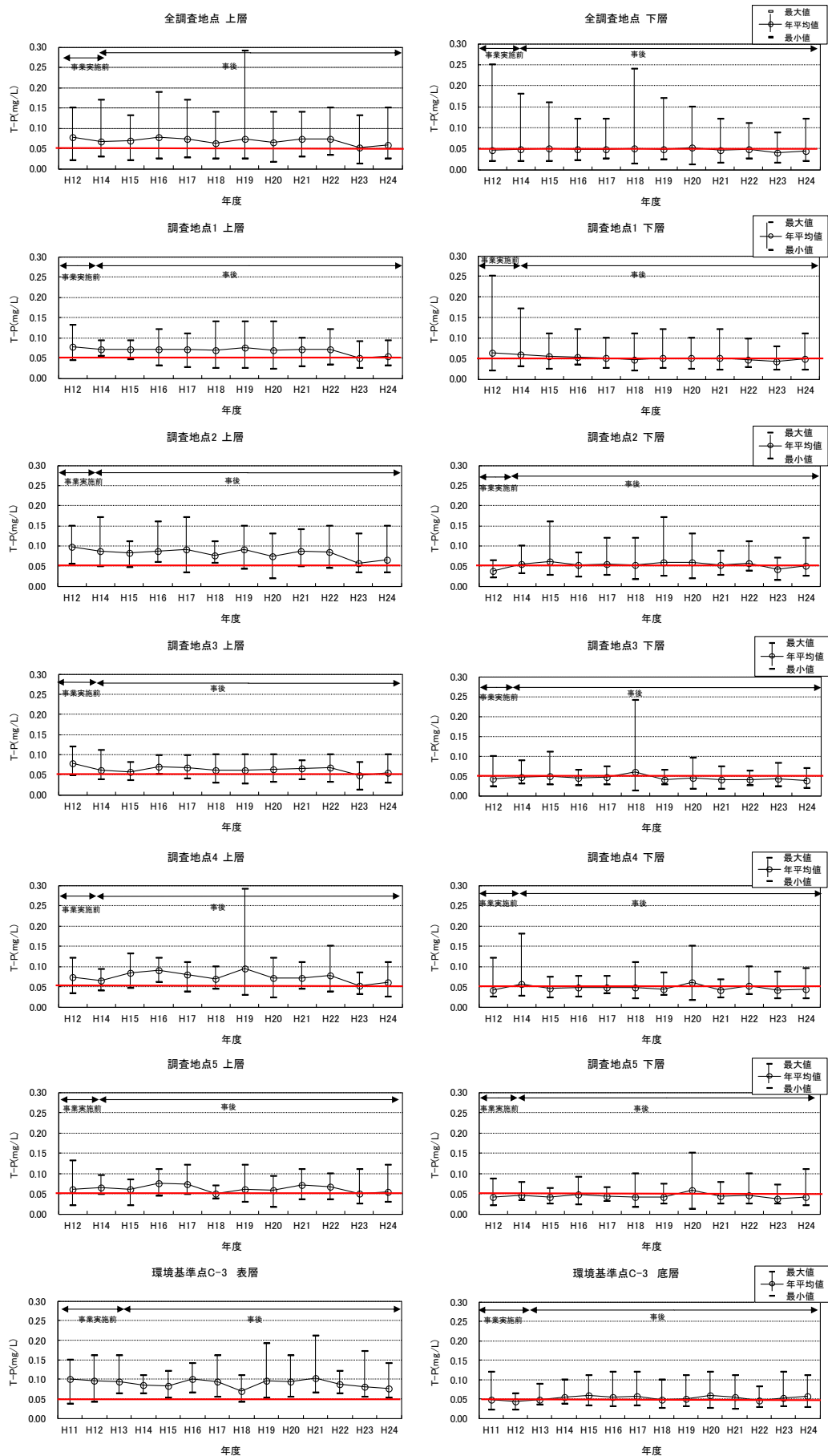
注) — は環境基準値を示す。(5mg/L 以上)

図-8(3) 溶存酸素量の経年変化(水質(一般項目))



注) — は環境基準値を示す。(0.6mg/L 以下)

図-8(4) 全窒素の経年変化 (水質 (一般項目))



注) — は環境基準値を示す。(0.05mg/L 以下)

図-8 (5) 全燐の経年変化 (水質 (一般項目))

2) 放流水

事業の実施に伴う放流水について、今回の水質調査結果を排水基準及び管理目標値と比較を行った。

排水基準及び管理目標値との比較は表－7に示すとおりである。

各測定において排水基準の超過及び管理目標の超過は見られず、連続測定を含め全ての測定を通じて基準を満たしていた。

表－7(1) 排水基準及び管理目標値との比較（水質（放流水））

[平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)]

区分 項目 調査月	放流水（連続測定）				
	pH [-]		COD [mg/L]		
	基準・管理目標値：5.0以上 9.0以下		基準：90mg/L以下、管理目標値：40mg/L		
	最小値～最大値	基準・管理目標値超過日数	最小値～最大値	基準超過日数	管理目標値超過日数
4月	7.5～8.4	0/27	5.6～9.7	0/27	0/27
5月	8.1～8.4	0/16	4.9～8.4	0/16	0/16
6月	8.1～8.4	0/30	4.0～4.7	0/30	0/30
7月	7.6～8.4	0/31	3.6～4.0	0/31	0/31
8月	7.5～8.4	0/31	3.6～4.2	0/31	0/31
9月	7.6～8.4	0/30	3.9～4.3	0/30	0/30
10月	7.4～8.4	0/31	4.3～4.8	0/31	0/31
11月	6.7～7.3	0/30	4.8～6.5	0/30	0/30
12月	7.2～7.6	0/31	5.4～6.1	0/31	0/31
1月	7.6～8.0	0/31	15.2～16.3	0/31	0/31
2月	7.8～8.0	0/28	18.8～21.3	0/28	0/28
3月	6.5～6.8	0/7	12.0～12.4	0/7	0/7
全期間	6.5～8.4	0/323	3.6～21.3	0/323	0/323
特記事項	・4月27日晚より5月1日朝 連休のため発電機停止 ・5月1日～2日 水処理再開後、調整中のため放流停止 ・5月2日晚～7日朝 連休中で発電機停止のため放流停止 ・5月8日～10日 水処理再開後、調整中のため放流停止 ・5月26日～30日 凝集沈殿調整中のため放流停止 ・10月1日～10月8日 DO計サンプリングポンプ故障のため、測定値不良 ・3月1日～24日 凝集沈殿調整のため還流中				

[平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)]

区分 項目	放流水				
	最小値～最大値	基準超過回数	管理目標値超過回数	基準値	管理目標値
pH[-]	7.0～7.8	0/12	0/12	5.0以上 9.0以下	
COD[mg/L]	11～21	0/12	0/12	90以下	40以下
SS [mg/L]	<1～33	0/46	0/46	60以下	50以下
T-N[mg/L]	2.4～6.6	0/12	0/12	120（日間平均60）以下	30以下
T-P[mg/L]	0.18～0.25	0/4	0/4	16（日間平均8）以下	4以下
n-ヘキサン抽出物質[mg/L]	<0.5	0/4	0/4	鉱油類含有量：5以下	
	<0.5～0.6	0/4	0/4	動植物油脂類含有量：30以下	
大腸菌群数[個/cm ³]	不検出～4	0/4	0/4	日間平均 3000以下	

表－7(2) 排水基準及び管理目標値との比較（水質（放流水））

項目	区分	単位	放流水		
			最小値 ～ 最大値	m/n	基準値（管理目標値）
カドミウム		mg/L	<0.005～<0.005	0/4	0.1 以下
全シアン		mg/L	<0.025～<0.025	0/4	1 以下
鉛		mg/L	<0.01～<0.01	0/4	0.1 以下
六価クロム		mg/L	<0.02～<0.02	0/4	0.5 以下
砒素		mg/L	0.007～0.009	0/4	0.1 以下
総水銀		mg/L	<0.0005～<0.0005	0/4	0.005 以下
アルキル水銀		mg/L	<0.0005～<0.0005	0/4	検出されないこと
P C B		mg/L	<0.0005～<0.0005	0/4	0.003 以下
ジクロロメタン		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	0.2 以下
四塩化炭素		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	0.2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	0.06 以下
トリクロロエチレン		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	0.3 以下
テトラクロロエチレン		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	0.1 以下
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	0.02 以下
チウラム		mg/L	<0.006～<0.006	0/4	0.06 以下
シマジン		mg/L	<0.003～<0.003	0/4	0.03 以下
チオベンカルブ		mg/L	<0.02～<0.02	0/4	0.2 以下
ベンゼン		mg/L	<0.002～<0.002	0/4	0.1 以下
セレン		mg/L	<0.005～0.089	0/4	0.1 以下
フェノール類		mg/L	<0.025～<0.025	0/4	5 以下
銅		mg/L	<0.02～0.03	0/4	3 以下
亜鉛		mg/L	0.03～0.21	0/4	2 以下
溶解性鉄		mg/L	<0.02～0.03	0/4	10 以下
溶解性マンガン		mg/L	<0.01～0.05	0/4	10 以下
全クロム		mg/L	<0.02～<0.02	0/4	2 以下
陰イオン界面活性剤		mg/L	0.10～0.21	—	—
有機燐		mg/L	<0.05～<0.05	0/4	1 以下
ほう素		mg/L	11～13	0/4	230 以下
ふっ素		mg/L	5.3～6.8	0/4	15 以下
アンモニア等		mg/L	1.2～2.9	0/4	200 以下 管理目標値：100以下
ダイオキシン類		pg-TEQ/L	0.00035～1.1	0/4	10pg-TEQ/L以下

注) 1. 基準値を満たしていないデータ数n：総データ数を示す。

2. 放流水の基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第一より抜粋。

3) 護岸外周（調査地点 19～21）

事業の実施による水質（護岸外周）への影響について、今回の水質調査結果を基準値（環境基準、大阪府環境保全目標、及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準別表第二）と比較することにより検討を行った。

平成 24 年度の調査結果と基準値との比較は表－8 に、水質の経月変化（平成 24 年度）は図－9 に示す。

① 水素イオン濃度（pH）

環境基準値（7.8 以上 8.3 以下）と比較すると、上層では 5 月に全調査地点（8.4～8.6）で環境基準値を上回っていたが、下層では全調査地点で環境基準値を満たしていた。

調査結果（上層：8.1～8.6、下層：7.8～8.1）は、廃棄物等受入前に実施した当海域周辺（調査地点 13～18）の調査結果（上層：8.0～8.7、下層：7.8～8.3）と同程度であった。

② 化学的酸素要求量（COD）

環境基準値（3mg/L 以下）と比較すると、上層では 5 月に全調査地点（4.4～5.0mg/L）、8 月に全調査地点（3.4～5.3mg/L）、11 月に調査地点 20（3.1mg/L）で環境基準値を上回っていたが、下層では全調査地点で環境基準値を下回っていた。

調査結果（上層：2.3～5.3mg/L、下層 1.6～2.9mg/L）は、廃棄物等受入前に実施した当海域周辺の調査結果（上層：2.1～8.1mg/L、下層：1.5～3.3 mg/L）と同程度であった。

③ 溶存酸素量（DO）

環境基準値（5mg/L 以上）と比較すると、上層では全調査地点で環境基準値を満たしており、下層では 8 月に全調査地点（3.4～3.7mg/L）で環境基準値を下回っていた。

調査結果（上層：7.3～12mg/L、下層：3.4～9.1mg/L）は、廃棄物等受入前に実施した当海域周辺の調査結果（上層：7.5～12mg/L、下層：1.9～9.5mg/L）と同程度であった。

④ n-ヘキサン抽出物質

環境基準値（検出されないこと）と比較すると、全調査地点において環境基準値を満たしていた。

⑤ 全窒素（T-N）

環境基準値（0.6mg/L 以下）と比較すると、上層では 5 月に調査地点 19（0.62mg/L）、8 月に調査地点 19、21（0.74～0.90mg/L）で環境基準値を上回っていたが、下層では全調査地点で環境基準値を下回っていた。

調査結果（上層：0.32～0.90mg/L、下層：0.20～0.49mg/L）は、廃棄物等受入前に実施した当海域周辺の調査結果（上層：0.40～1.4、下層：0.18～0.79）よりもやや低い値であった。

⑥ 全燐 (T-P)

環境基準値 (0.05mg/L 以下) と比較すると、上層では 8 月に全調査地点 (0.075~0.11mg/L) で環境基準値を上回っており、下層では 8 月に全調査地点 (0.084~0.097mg/L) で環境基準値を上回っていた。

調査結果 (上層 : 0.025~0.11mg/L、下層 : 0.026~0.097mg/L) は、廃棄物等受入前に実施した当海域周辺の調査結果 (上層 : 0.033~0.18 mg/L、下層 : 0.014~0.16mg/L) よりもやや低い値であった。

⑦ 有害項目等

基準値の定められている項目は、全調査地点において、上層、下層ともにいずれも基準値以下であった。

以上のことから、本事業の影響による水質 (護岸外周) への影響は小さいものと考えられる。

表－8(1) 基準値との比較（水質（護岸外周））

区 分 項 目		埋立中調査 (平成24年度 5, 8, 11, 2月) 護岸外周 (調査地点19～21)		基準値
		最小値～最大値 (m/n)	平均値 (m/n)	
水素イオン濃度 (pH) [-]	上層	8.1 ～ 8.6 (3/12)	—	7.8 以上 8.3 以下
	下層	7.8 ～ 8.1 (0/12)	—	
化学的酸素要求量 (COD) [mg/L]	上層	2.3 ～ 5.3 (7/12)	3.4 ～ 4.5 (3/3)	3 以下
	下層	1.6 ～ 2.9 (0/12)	2.0 ～ 2.3 (0/3)	
溶存酸素量 (DO) [mg/L]	上層	7.3 ～ 12 (0/12)	9.0 ～ 9.1	5 以上
	下層	3.4 ～ 9.1 (3/12)	6.5 ～ 6.7	
n-ヘキサン抽出物質 [mg/L]	上層	<0.5 ～ <0.5 (0/12)	<0.5 ～ <0.5	検出されないこと
全窒素 (T-N) [mg/L]	上層	0.32 ～ 0.90	0.43 ～ 0.53 (0/3)	0.6 以下
	下層	0.20 ～ 0.49	0.30 ～ 0.36 (0/3)	
全燐 (T-P) [mg/L]	上層	0.025 ～ 0.11	0.045 ～ 0.056 (1/3)	0.05 以下
	下層	0.026 ～ 0.097	0.043 ～ 0.049 (0/3)	

- 注) 1. 「最小～最大」の値は、調査地点19～21におけるそれぞれ全調査結果の最小値と最大値を示す。
 2. m：環境基準値を満たしていないデータ数n：総データ数を示す。
 3. 「平均値」の値は、各調査地点における期間平均値の最小～最大を示しているが、化学的酸素要求量の「平均値」は各調査地点における75%値の最小～最大を示す。

表－8(2) 基準値との比較（水質（護岸外周））

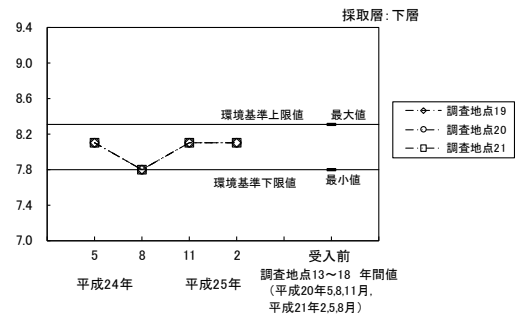
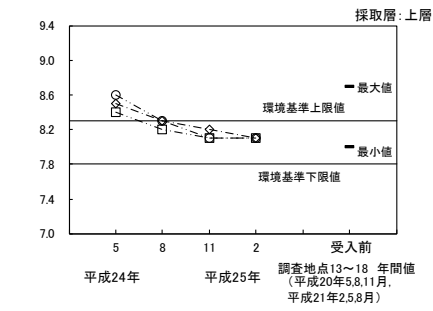
項目	区分	単位	埋立中調査 (平成24年度 5, 8, 11, 2月) 護岸外周 (調査地点19～21)				基準値
			上層	m/n	下層	m/n	
カドミウム		mg/L	<0.001～<0.001	0/12	<0.001～<0.001	0/12	0.01 以下
全シアン		mg/L	<0.1～<0.1	0/12	<0.1～<0.1	0/12	検出されないこと
鉛		mg/L	<0.002～<0.002	0/12	<0.002～<0.002	0/12	0.01 以下
六価クロム		mg/L	<0.01～<0.01	0/12	<0.01～<0.01	0/12	0.05 以下
砒素		mg/L	0.001～0.002	0/12	<0.001～0.002	0/12	0.01 以下
総水銀		mg/L	<0.0005～<0.0005	0/12	<0.0005～<0.0005	0/12	0.0005 以下
アルキル水銀		mg/L	<0.0005～<0.0005	0/12	<0.0005～<0.0005	0/12	検出されないこと
P C B		mg/L	<0.0005～<0.0005	0/12	<0.0005～<0.0005	0/12	検出されないこと
ジクロロメタン		mg/L	<0.002～<0.002	0/12	<0.002～<0.002	0/12	0.02 以下
四塩化炭素		mg/L	<0.0002～<0.0002	0/12	<0.0002～<0.0002	0/12	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン		mg/L	<0.0004～<0.0004	0/12	<0.0004～<0.0004	0/12	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	<0.002～<0.002	0/12	<0.002～<0.002	0/12	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	<0.004～<0.004	0/12	<0.004～<0.004	0/12	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	<0.0005～<0.0005	0/12	<0.0005～<0.0005	0/12	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	<0.0006～<0.0006	0/12	<0.0006～<0.0006	0/12	0.006 以下
トリクロロエチレン		mg/L	<0.002～<0.002	0/12	<0.002～<0.002	0/12	0.03 以下
テトラクロロエチレン		mg/L	<0.0005～<0.0005	0/12	<0.0005～<0.0005	0/12	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	<0.0002～<0.0002	0/12	<0.0002～<0.0002	0/12	0.002 以下
チウラム		mg/L	<0.0006～<0.0006	0/12	<0.0006～<0.0006	0/12	0.006 以下
シマジン		mg/L	<0.0003～<0.0003	0/12	<0.0003～<0.0003	0/12	0.003 以下
チオベンカルブ		mg/L	<0.002～<0.002	0/12	<0.002～<0.002	0/12	0.02 以下
ベンゼン		mg/L	<0.001～<0.001	0/12	<0.001～<0.001	0/12	0.01 以下
セレン		mg/L	<0.002～<0.002	0/12	<0.002～<0.002	0/12	0.01 以下
フェノール類		mg/L	<0.005～<0.005	0/12	<0.005～<0.005	0/12	0.01 以下
銅		mg/L	<0.005～0.011	0/12	<0.005～0.012	0/12	0.02 以下
亜鉛		mg/L	0.002～0.024	0/12	0.002～0.018	0/12	0.1 以下
溶解性鉄		mg/L	<0.08～<0.08	—	<0.08～0.08	—	—
溶解性マンガン		mg/L	<0.01～0.01	—	<0.01～0.01	—	—
全クロム		mg/L	<0.03～<0.03	0/12	<0.03～<0.03	0/12	1 以下
陰イオン界面活性剤		mg/L	<0.01～0.01	0/12	<0.01～0.01	0/12	0.1 以下
有機燐		mg/L	<0.1～<0.1	—	<0.1～<0.1	—	—
ほう素		mg/L	2.5～3.5	—	2.5～3.6	—	—
ふっ素		mg/L	0.8～1.0	—	0.9～1.1	—	—
アンモニア等		mg/L	<0.09～0.22	—	<0.09～0.14	—	—
1,4-ジオキサン		mg/L	<0.005～<0.005	0/12	<0.005～<0.005	0/12	0.05 以下
ダイオキシン類		pg-TEQ/L	0.061～0.085	0/3	—	—	1pg-TEQ/L以下

注) 1. 「上層」及び「下層」の値は、調査地点19～21 における調査結果の最小値と最大値を示す。

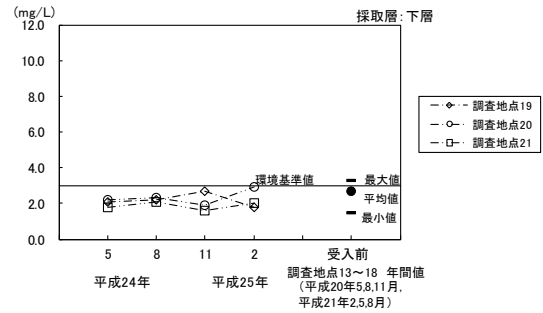
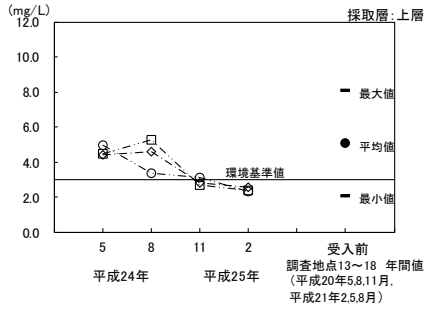
2. 基準値を満たしていないデータ数n：総データ数を示す。

3. 基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第二、大阪湾の水質等に係る環境保全目標及び一部環境基準より抜粋。

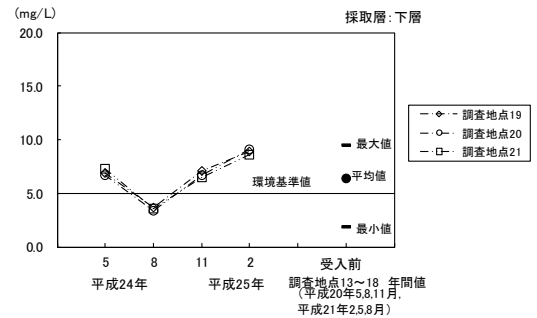
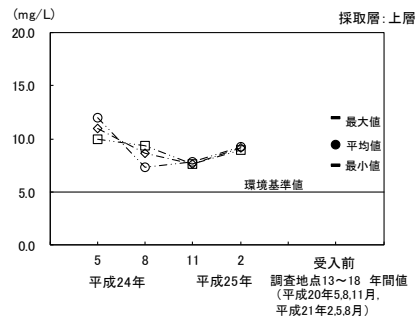
【水素イオン濃度 (pH)】



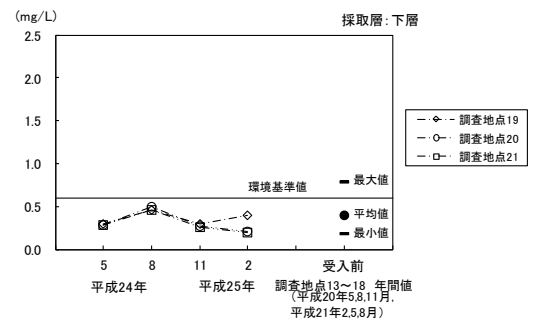
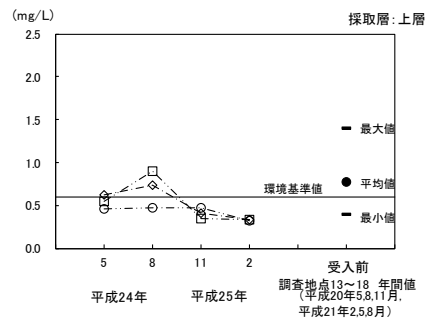
【化学的酸素要求量 (COD)】



【溶存酸素量 (DO)】



【全窒素 (T-N)】



【全燐 (T-P)】

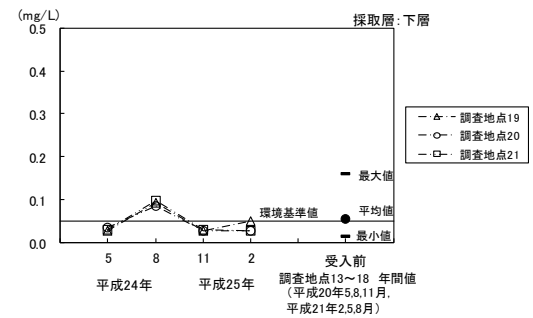
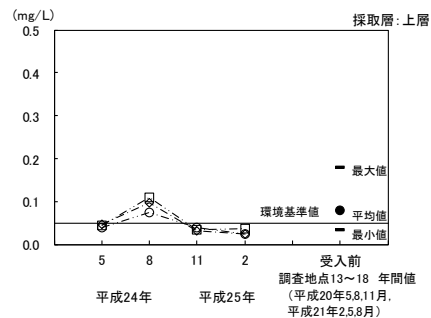


図-9 水質 (護岸外周) の経月変化 (平成 24 年度、埋立中)

4) 処分場周辺（調査地点13～18）

事業の実施による水質（処分場周辺）への影響について、今回の水質調査結果を環境基準等（大阪府環境保全目標を含む）、平成20年から21年にかけて実施した廃棄物等受入前調査の結果（調査地点の位置は、処分場周辺調査地点（13～18）と同じ）と比較することにより検討を行った。

平成24年度の調査結果と環境基準等及び廃棄物受入前調査等との比較は表-9に、水質の経月変化は図-10に示す。

① 水素イオン濃度（pH）

環境基準値（7.8以上8.3以下）と比較すると、上層では、5月に調査地点13、14、15、16、17（8.4～8.6）で環境基準値の上限値を上回っていたが、下層では全調査地点で環境基準値を満たしていた。

廃棄物等受入前調査結果（上層：8.0～8.7、下層：7.8～8.3）と比較すると、上層（8.1～8.6）、下層（7.8～8.2）ともに同程度の値であった。

② 化学的酸素要求量（COD）

環境基準値（3mg/L以下）と比較すると、上層では5月に全調査地点（3.9～5.3mg/L）、8月に調査地点13、14、15、17、18（3.4～5.1mg/L）、11月に調査地点13、14、15（3.1～3.4mg/L）、2月に調査地点13、14（3.4mg/L）で環境基準値を上回っており、下層では2月に調査地点13（3.2mg/L）で環境基準値を上回っていた。

廃棄物等受入前調査結果（上層：2.1～8.1mg/L、下層：1.5～3.3mg/L）と比較すると、上層（2.2～5.3mg/L）はやや低い値であり、下層（1.7～3.2mg/L）は同程度の値であった。

各調査地点の年間の75%値は、上層で3.4～4.0mg/L、下層で1.8～2.8mg/Lであり、環境基準点C-3の75%値〔上層（4.0mg/L）、下層（2.7mg/L）〕と比較して同程度の値であった。

③ 溶存酸素量（DO）

環境基準値（5mg/L以上）と比較すると、上層では全調査地点で環境基準値を満たしていたが、下層では8月に全調査地点（3.3～4.2mg/L）において環境基準値を下回っていた。

廃棄物等受入前調査結果（上層：7.5～12mg/L、下層：1.9～9.5mg/L）と比較すると、上層（7.1～12mg/L）、下層（3.3～9.4mg/L）ともに同程度の値であった。

④ n-ヘキサン抽出物質

環境基準値（検出されないこと）と比較すると、全調査地点で報告下限値未満（<0.5mg/L）であり、環境基準値を満たしていた。

廃棄物等受入前調査結果も、全調査地点で報告下限値未満（<0.5mg/L）であった。

⑤ 全窒素（T-N）

環境基準値（0.6mg/L以下）と比較すると、上層では5月に調査地点13、18（0.72～0.86mg/L）、

8月に調査地点13、14、17、18(0.79~0.99mg/L)で環境基準値を上回っていたが、下層では全調査地点で環境基準値を下回っていた。

廃棄物等受入前調査結果(上層:0.40~1.4mg/L、下層:0.18~0.79mg/L)と比較すると、上層(0.26~0.99mg/L)はやや低い値であり、下層(0.19~0.60mg/L)は同程度の値であった。

⑥ 全磷(T-P)

環境基準値(0.05mg/L以下)と比較すると、上層では5月に調査地点18(0.062mg/L)、8月に全調査地点(0.078~0.12mg/L)で環境基準値を上回っており、下層では8月に全調査地点(0.075~0.095mg/L)で環境基準値を上回っていた。

廃棄物等受入前調査結果(上層:0.033~0.18mg/L、下層:0.014~0.16mg/L)と比較すると、上層(0.024~0.12mg/L)、下層(0.023~0.095mg/L)ともに同程度の値であった。

⑦ 有害項目等

環境基準値等の定められている項目は、全調査地点において、上層、下層ともにいずれも基準値以下であった。

以上のことから、本事業の影響による水質(処分場周辺)への影響は小さいものと考えられる。

表－9 (1) 環境基準等及び廃棄物受入前調査との比較（水質（処分場周辺））

区 分 項 目		埋立中調査 (平成24年度 5, 8, 11, 2月) 処分場周辺 (調査地点13～18)		廃棄物等受入前調査 (平成20年5, 8, 11月, 平成21年2, 5, 8月) 処分場周辺 (調査地点13～18)	
		最小値～最大値 (m/n)	平均値 (m/n)	最小値～最大値 (m/n)	平均値 (m/n)
水素イオン濃度 (pH) [-]	上層	8.1 ～ 8.6 (5/24)	—	8.0 ～ 8.7 (19/36)	—
	下層	7.8 ～ 8.2 (0/24)	—	7.8 ～ 8.3 (0/36)	—
化学的酸素要求量 (COD) [mg/L]	上層	2.2 ～ 5.3 (16/24)	2.9 ～ 4.5 (6/6)	2.1 ～ 8.1 (26/36)	4.3 ～ 5.8 (6/6)
	下層	1.7 ～ 3.2 (1/24)	1.8 ～ 3.0 (0/6)	1.5 ～ 3.3 (3/36)	2.4 ～ 3.0 (0/6)
溶存酸素量 (DO) [mg/L]	上層	7.1 ～ 12 (0/24)	8.5 ～ 9.8	7.5 ～ 12 (0/36)	9.1 ～ 9.8
	下層	3.3 ～ 9.4 (6/24)	6.5 ～ 6.7	1.9 ～ 9.5 (9/36)	5.8 ～ 7.0
n-ヘキサン抽出物質 [mg/L]	上層	<0.5 ～ <0.5 (0/24)	<0.5 ～ <0.5	<0.5 ～ <0.5 (0/36)	<0.5 ～ <0.5
全窒素 (T-N) [mg/L]	上層	0.26 ～ 0.99	0.42 ～ 0.65 (2/6)	0.40 ～ 1.4	0.65 ～ 0.92 (6/6)
	下層	0.19 ～ 0.60	0.27 ～ 0.37 (0/6)	0.18 ～ 0.79	0.32 ～ 0.44 (0/6)
全磷 (T-P) [mg/L]	上層	0.024 ～ 0.12	0.045 ～ 0.061 (4/6)	0.033 ～ 0.18	0.067 ～ 0.097 (6/6)
	下層	0.023 ～ 0.10	0.040 ～ 0.044 (0/6)	0.014 ～ 0.16	0.034 ～ 0.075 (4/6)

- 注) 1. 「最小～最大」の値は、調査地点13～18におけるそれぞれ全調査結果の最小値と最大値を示す。
 2. m：環境基準値を満たしていないデータ数n：総データ数を示す。
 3. 「平均値」の値は、各調査地点における期間平均値の最小～最大を示しているが、化学的酸素要求量の「平均値」は各調査地点における75%値の最小～最大を示す。

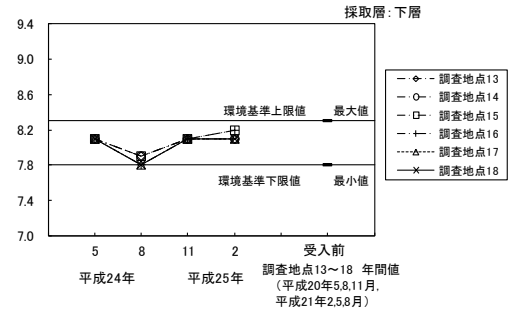
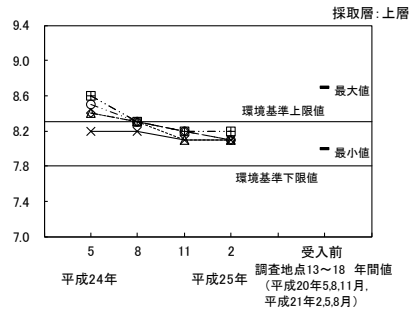
表-9 (2) 環境基準等及び廃棄物受入前調査との比較 (水質 (処分場周辺))

項目	区分 単位	埋立中調査 (平成24年度 8,2月) 処分場周辺 (調査地点13~18)				廃棄物等受入前調査 (平成20年8月,平成21年2,8月) 処分場周辺 (調査地点13~18)				基準値
		上層		下層		上層		下層		
		mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	
カドミウム	mg/L	<0.001~<0.001	0/12	<0.001~<0.001	0/12	<0.001~<0.001	0/18	<0.001~<0.001	0/18	0.01 以下
全シアン	mg/L	<0.1~<0.1	0/12	<0.1~<0.1	0/12	<0.1~<0.1	0/18	<0.1~<0.1	0/18	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/18	<0.002~<0.002	0/18	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01~<0.01	0/12	<0.01~<0.01	0/12	<0.01~<0.01	0/18	<0.01~<0.01	0/18	0.05 以下
砒素	mg/L	0.001~0.003	0/12	0.001~0.003	0/12	<0.001~0.002	0/18	<0.001~0.002	0/18	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005~<0.0005	0/12	<0.0005~<0.0005	0/12	<0.0005~<0.0005	0/18	<0.0005~<0.0005	0/18	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005~<0.0005	0/12	<0.0005~<0.0005	0/12	<0.0005~<0.0005	0/18	<0.0005~<0.0005	0/18	検出されないこと
P C B	mg/L	<0.0005~<0.0005	0/12	<0.0005~<0.0005	0/12	<0.0005~<0.0005	0/18	<0.0005~<0.0005	0/18	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/18	<0.002~<0.002	0/18	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002~<0.0002	0/12	<0.0002~<0.0002	0/12	<0.0002~<0.0002	0/18	<0.0002~<0.0002	0/18	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004~<0.0004	0/12	<0.0004~<0.0004	0/12	<0.0004~<0.0004	0/18	<0.0004~<0.0004	0/18	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/18	<0.002~<0.002	0/18	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004~<0.004	0/12	<0.004~<0.004	0/12	<0.004~<0.004	0/18	<0.004~<0.004	0/18	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005~<0.0005	0/12	<0.0005~<0.0005	0/12	<0.0005~<0.0005	0/18	<0.0005~<0.0005	0/18	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006~<0.0006	0/12	<0.0006~<0.0006	0/12	<0.0006~<0.0006	0/18	<0.0006~<0.0006	0/18	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/18	<0.002~<0.002	0/18	0.03 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005~<0.0005	0/12	<0.0005~<0.0005	0/12	<0.0005~<0.0005	0/18	<0.0005~<0.0005	0/18	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002~<0.0002	0/12	<0.0002~<0.0002	0/12	<0.0002~<0.0002	0/18	<0.0002~<0.0002	0/18	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006~<0.0006	0/12	<0.0006~<0.0006	0/12	<0.0006~<0.0006	0/18	<0.0006~<0.0006	0/18	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003~<0.0003	0/12	<0.0003~<0.0003	0/12	<0.0003~<0.0003	0/18	<0.0003~<0.0003	0/18	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/18	<0.002~<0.002	0/18	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001~<0.001	0/12	<0.001~<0.001	0/12	<0.001~<0.001	0/18	<0.001~<0.001	0/18	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/12	<0.002~<0.002	0/18	<0.002~<0.002	0/18	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.08~0.16	0/12	<0.08~0.13	0/12	<0.08~0.49	0/18	<0.08~0.15	0/18	10 以下
フェノール類	mg/L	<0.005~<0.005	0/12	<0.005~<0.005	0/12	<0.005~<0.01	0/18	<0.005~<0.01	0/18	0.01 以下
銅	mg/L	<0.005~0.007	0/12	<0.005~0.009	0/12	<0.001~0.018	0/18	<0.001~0.013	0/18	0.02 以下
亜鉛	mg/L	0.005~0.014	0/12	0.005~0.013	0/12	0.009~0.050	0/18	<0.001~0.049	0/18	0.1 以下
溶解性鉄	mg/L	<0.08~<0.08	—	<0.08~<0.08	—	<0.01~<0.08	—	<0.01~<0.08	—	—
溶解性マンガン	mg/L	<0.01~<0.01	—	<0.01~<0.01	—	<0.01~0.02	—	<0.01~0.07	—	—
全クロム	mg/L	<0.03~<0.03	0/12	<0.03~<0.03	0/12	<0.01~<0.03	0/18	<0.01~<0.03	0/18	1 以下
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01~<0.01	0/12	<0.01~<0.01	0/12	<0.01~0.03	0/18	<0.01~0.03	0/18	0.1 以下
有機燐	mg/L	<0.1~<0.1	—	<0.1~<0.1	—	<0.1~<0.1	—	<0.1~<0.1	—	—
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005~<0.005	0/12	<0.005~<0.005	0/12	—	—	—	—	0.05 以下

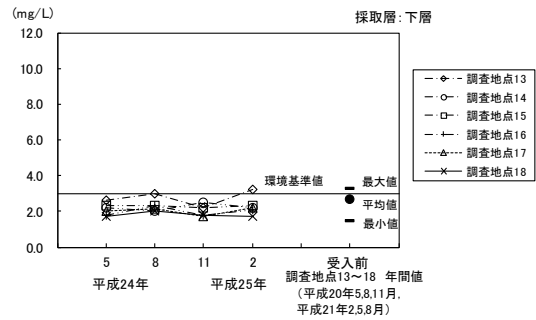
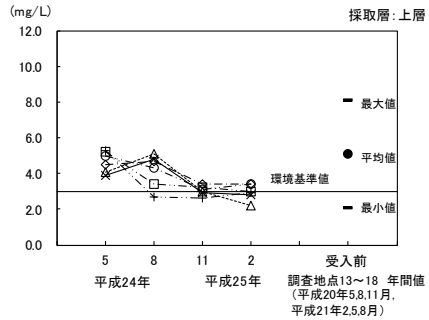
注) 1. 「上層」及び「下層」の値は、調査地点13~18 における調査結果の最小値と最大値を示す。

2. m: 環境基準値を満たしていないデータ数n: 総データ数を示す。

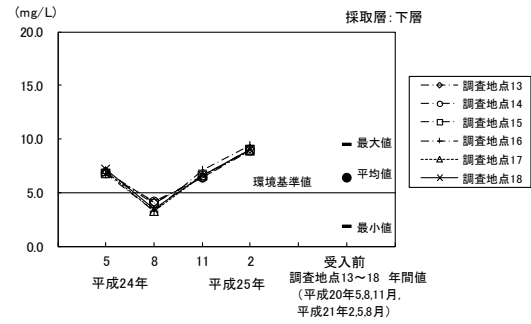
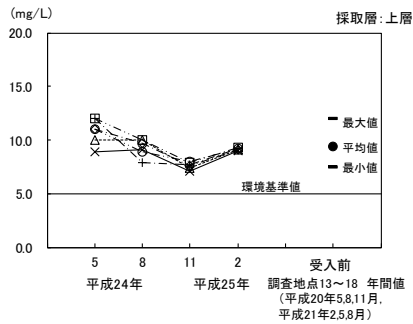
【水素イオン濃度 (pH)】



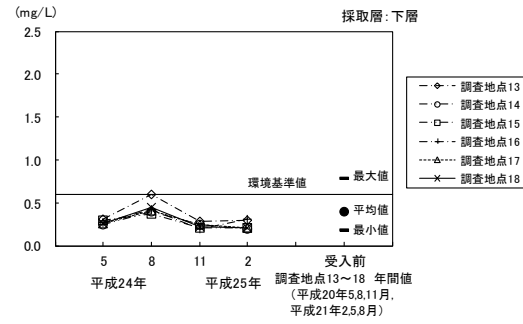
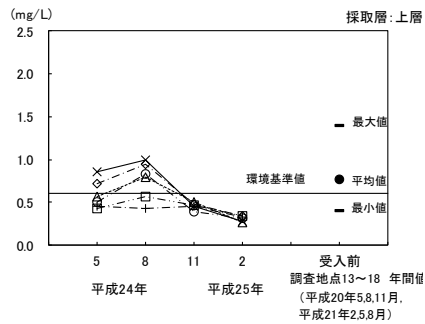
【化学的酸素要求量 (COD)】



【溶存酸素量 (DO)】



【全窒素 (T-N)】



【全磷 (T-P)】

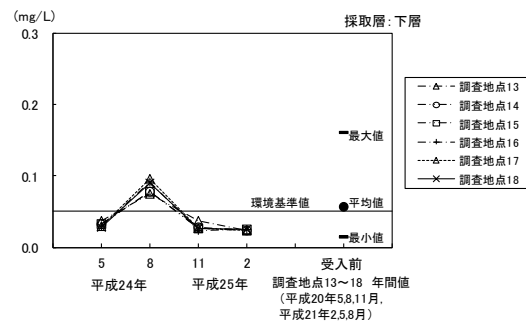
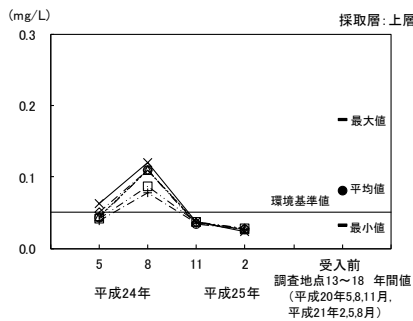


図-10 水質 (処分場周辺) の経月変化 (平成24年度、埋立中)

(3) 底質

1) 一般項目（調査地点2～5）

事業の実施による底質への影響について、今回の底質調査結果を事業実施前の調査結果及び近傍の環境基準点 C-3 における調査結果と比較することにより検討を行った。

検討の対象とする項目は、一般項目のうち有機汚濁指標となる項目（化学的酸素要求量、硫化物、全窒素及び全燐）とした。

平成 24 年度の調査結果と事業実施前（平成 5 年 2 月、平成 10 年 2 月：検討の対象とした調査地点の位置は図-1 1 参照）に同海域で実施した調査結果及び環境基準点 C-3 における調査結果の比較を表-10 に示す。

平成 24 年度の調査結果は、事業実施前の調査結果及び環境基準点 C-3 における調査結果と概ね同程度の値となっている。

これらのことから、本事業の実施による底質への影響は小さいものと考えられる。

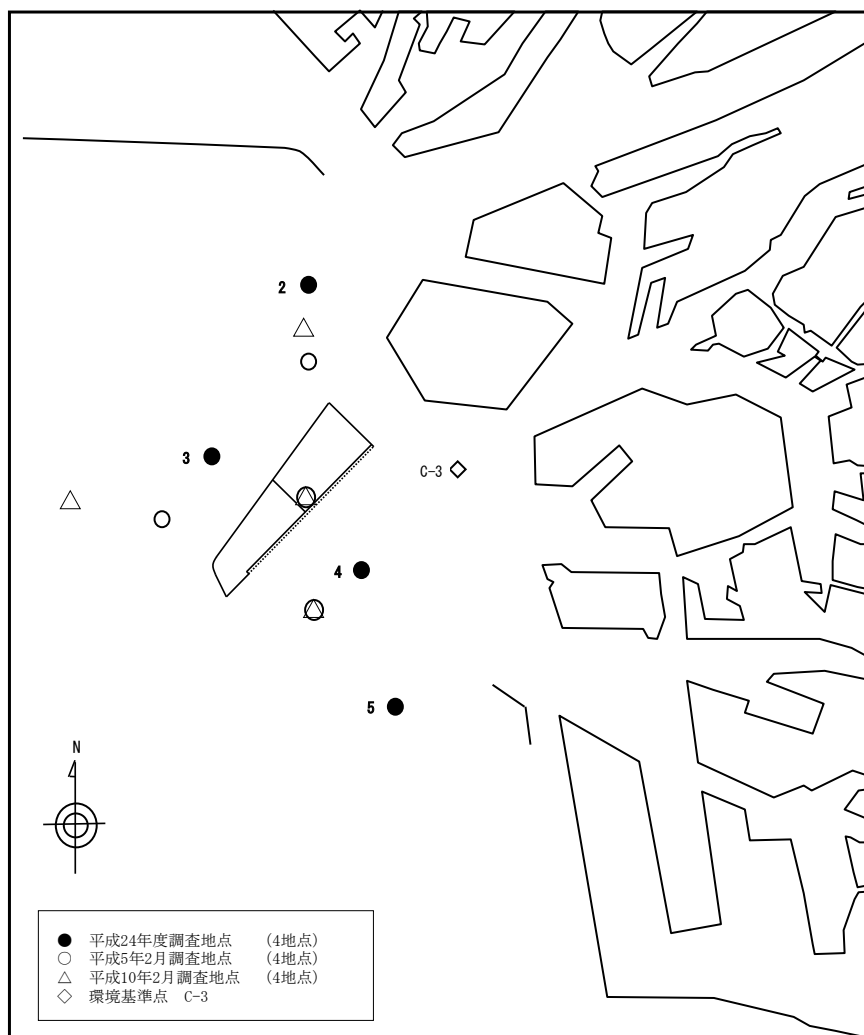
表-10 廃棄物等受入前調査との比較（底質（一般項目））

（単位：mg/g 乾泥）

区分 項目	埋立中調査（平成24年度）		事業実施前調査		環境基準点C-3	
	（平成24年8月）	（平成25年2月）	（平成5年2月）	（平成10年2月）	（平成11年～平成24年毎8月） ※ 全窒素及び全燐については平成13年8月から	（平成12年～平成25年毎2月） ※ 全窒素及び全燐については平成14年2月～平成18年2月まで
化学的酸素要求量	23～29	17～26	31～34	26～35	10～36	18～36
硫化物	0.40～0.47	0.33～0.51	0.1～0.4	0.29～0.55	<0.01～0.78	0.09～0.75
全窒素	1.9～2.1	2.0～2.5	1.6～2.3	2.3～2.5	0.87～2.5	1.5～2.1
全燐	0.43～0.58	0.43～0.52	0.56～0.62	0.57～0.85	0.38～0.66	0.36～0.55

注) 1. 上記の値は、調査地点別調査結果の最小値と最大値を示す。

2. 環境基準点C-3における平成24年8月及び平成25年2月の測定結果は、現時点では速報値である。



図－11 検討の対象とした底質調査地点

2) 処分場周辺（調査地点 15）

事業の実施による底質への影響について、平成 24 年度の処分場周辺（調査地点 15）の底質の調査結果を、平成 20 年から 21 年にかけて実施した廃棄物等受入前調査の結果及び大阪府の環境保全目標値と比較することにより検討を行った。

平成 24 年度の調査結果と廃棄物等受入前及び大阪府の環境保全目標値との比較を表－11 に示す。

平成 24 年度の調査結果は、廃棄物等受入前の調査結果と概ね同程度であった。また、環境保全目標値との比較では、総水銀、PCB 共に基準を満たしていた。

これらのことから、本事業の実施による底質への影響は小さいものと考えられる。

表－１１ 廃棄物等受入前調査等との比較（底質（処分場周辺））

項目	区分 単位	埋立中調査		廃棄物等受入前調査			環境保全目標値 (注1)
		平成24年度		平成20年8月	平成21年2月	平成21年8月	
		(平成24年8月)	(平成25年2月)				
含水率	—	54.6	54.4	58.2	58.9	59.9	—
強熱減量	%	16.2	9.6	10.5	9.7	11.0	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/g乾泥	23	25	35	20	32	—
硫化物	mg/g乾泥	0.64	0.79	0.29	0.24	0.54	—
全窒素	mg/g乾泥	2.1	2.7	2.5	2.7	2.9	—
全燐	mg/g乾泥	0.58	0.53	0.57	1.1	0.55	—
酸化還元電位	—	-248	-394	-87	210	14	—
アルキル水銀	mg/kg乾泥	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
総水銀	mg/kg乾泥	0.91	0.85	0.74	0.31	0.70	(25) (注2)
カドミウム	mg/kg乾泥	0.48	1.4	0.80	0.80	0.72	—
鉛	mg/kg乾泥	49	36	63	58	49	—
有機燐	mg/kg乾泥	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—
六価クロム	mg/kg乾泥	<2	<2	<2	<2	<2	—
砒素	mg/kg乾泥	13	4.7	11	11	10	—
シアン	mg/kg乾泥	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—
PCB	mg/kg乾泥	0.02	0.01	0.02	0.04	0.02	10
銅	mg/kg乾泥	53	51	61	54	54	—
亜鉛	mg/kg乾泥	220	260	370	320	310	—
ふっ化物	mg/kg乾泥	180	51	87	110	110	—
トリクロロエチレン	mg/kg乾泥	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
テトラクロロエチレン	mg/kg乾泥	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
バリリウム	mg/kg乾泥	0.8	14	1.6	0.8	0.90	—
クロム	mg/kg乾泥	80	63	81	71	70	—
ニッケル	mg/kg乾泥	34	26	33	30	32	—
バナジウム	mg/kg乾泥	62	42	60	32	56	—
有機塩素化合物	mg/kg乾泥	5	<4	<4	<4	<4	—
ジクロロメタン	mg/kg乾泥	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	—
四塩化炭素	mg/kg乾泥	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—
1,2-ジクロロエタン	mg/kg乾泥	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/kg乾泥	<0.2	<0.2	<0.04	<0.04	<0.2	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/kg乾泥	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/kg乾泥	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg乾泥	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/kg乾泥	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—
チウラム	mg/kg乾泥	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	—
シマジン	mg/kg乾泥	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—
チオベンカルブ	mg/kg乾泥	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	—
ベンゼン	mg/kg乾泥	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—
セレン	mg/kg乾泥	0.2	<0.2	0.8	0.8	<1	—

注) 1. 大阪湾の水質等に係る環境保全目標：大阪府

2. 大阪府では、「底質の暫定除去基準について」（昭和50年10月28日環水管第119号水質保全局長通知）に定める基準に該当しないこととしており、本通知に定められている水銀を含む底質の暫定除去基準等は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とされているが、ここでは、河川及び湖沼の値25ppmを準用することとする。

$$C = 0.18 \times \frac{\Delta H}{J} \times \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

3) 過年度調査結果との比較

ここでは、調査地点 2～5 における調査結果と、より処分場近傍に位置する調査地点 15 における調査結果を併せて評価を行った。

検討の対象とする項目は、一般項目のうち有機汚濁指標となる項目（化学的酸素要求量、硫化物、全窒素及び全燐）とした。

底質の平成 24 年度調査結果と過年度調査結果との比較を表－12 に、経年変化を図－12 に示す。

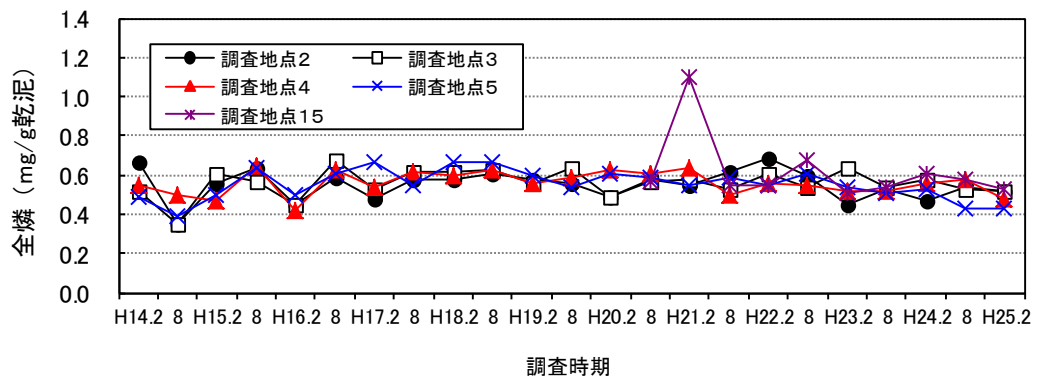
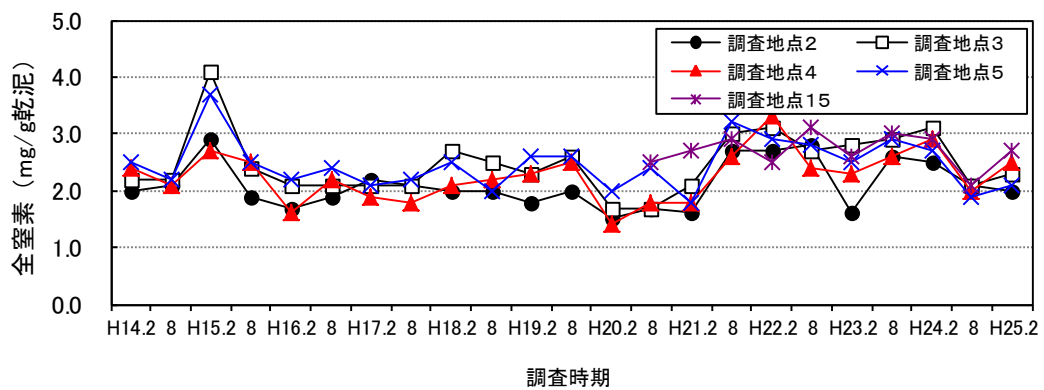
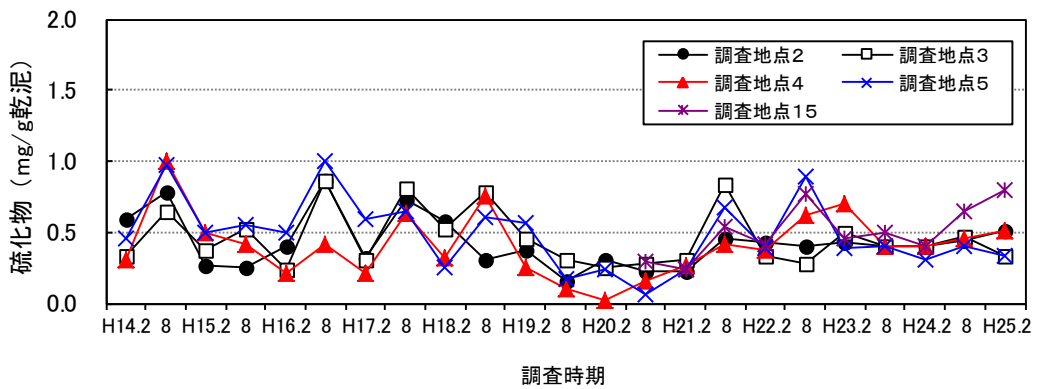
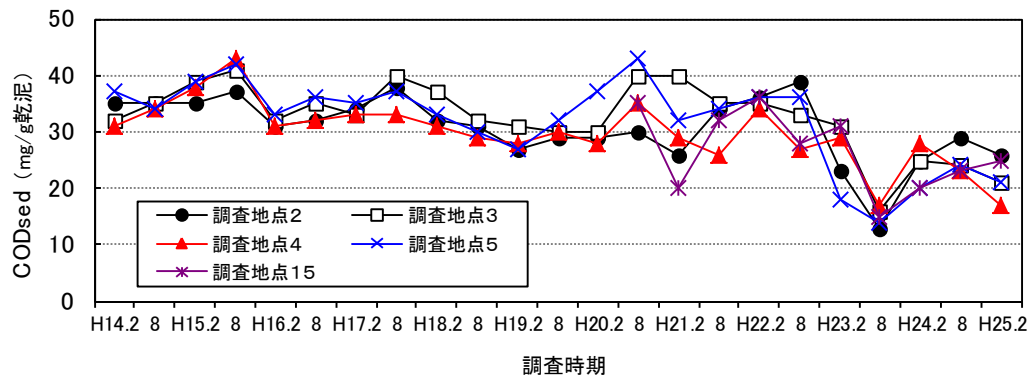
化学的酸素要求量、全窒素、硫化物及び全燐については、各調査地点とも調査時期によって多少の変動がみられるものの、調査期間を通じてみると概ね横ばいの傾向にあり、平成 24 年度調査結果は過年度調査結果と概ね同程度であった。

表－12 過年度調査との比較（底質（一般項目・処分場周辺））

（単位：mg/g 乾泥）

項目	平成24年度調査		過年度調査	
	（平成24年8月）	（平成25年2月）	（平成14年～平成23年毎8月）	（平成14年～平成24年毎2月）
化学的酸素要求量	23 ～ 29	17 ～ 26	13 ～ 43	18 ～ 40
硫化物	0.40 ～ 0.64	0.33 ～ 0.79	0.06 ～ 1.0	0.02 ～ 0.70
全窒素	1.9 ～ 2.1	2.0 ～ 2.7	1.7 ～ 3.2	1.4 ～ 4.1
全燐	0.43 ～ 0.58	0.43 ～ 0.53	0.35 ～ 0.68	0.42 ～ 1.1

注) 上記の値は、いずれも調査地点2～5及び調査地点15 における調査結果の最小値と最大値を示す。
ただし、調査地点15 については平成20年8月以降の調査結果である。



図一 12 底質（化学的酸素要求量、硫化物、全窒素及び全磷）の経年変化

(4) 騒音・低周波空気振動

1) 騒音（調査地点：南港野鳥園）

①環境基準値との比較

事業の実施による騒音の影響について、騒音の調査結果を環境基準値と比較することにより検討を行った。

環境基準値との比較結果を表－13に示す。

環境騒音は、昼間についてはいずれも環境基準値を下回っており、本事業の実施による騒音の影響は小さいものと考えられる。一方、夜間についてみると4月は環境基準値を下回ったが、10月は環境基準値を上回っていた。

なお、10月については夜間を通じて主音源は虫の鳴き声であったことから、夜間において環境基準値を上回ったのは、虫の鳴き声の影響によるものと考えられる。

表－13 環境基準との比較（騒音）

調査時期	項目	騒音レベル (L_{eq}) (デシベル)	環境基準値 (デシベル)	環境基準値 との比較 (○：以下 ×：上回る)
	時間 区分			
平成24年4月	昼間	51	60	○
	夜間	46	50	○
平成24年10月	昼間	50	60	○
	夜間	52	50	×

調査地点：大阪南港野鳥園 用途地域：準工業 地域の類型：C

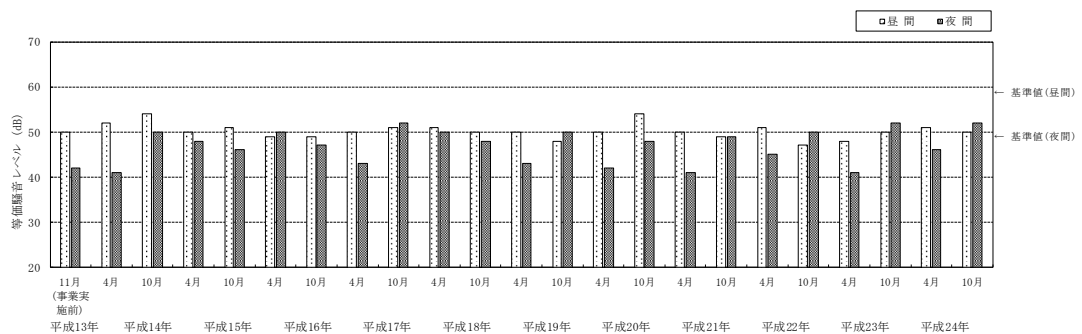
注) 昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～6:00

②過年度調査結果との比較

過年度の調査結果との比較を図－13に示す。

過年度の調査結果と比較すると、昼間は過年度の範囲内であった。夜間は過年度の範囲内にあるものの、やや高いレベルであり、虫の鳴き声の影響が大きかった。

なお、主音源については、昼間では4月は港湾作業、10月は虫、夜間では4月は工場、10月は虫であった。



図－13 騒音 (Leq) 過年度調査結果との比較

2) 低周波空気振動（調査地点：南港野鳥園）

① 評価書における予測結果との比較

事業の実施による低周波空気振動の影響について、平成24年度調査における低周波空気振動の調査結果を評価書における低周波空気振動の予測結果と比較することにより検討を行った。

平成24年度調査における低周波空気振動の調査結果と評価書における予測結果の比較を表-14に示す。

平成24年度調査における埋立中の低周波空気振動の音圧レベル（大阪南港野鳥園における埋立作業時間の平均）は、4月は76デシベル、10月は75デシベルであり、予測結果（住之江区南港内の住居地域で73デシベル）をともに上回った。

揚陸に伴う重機等使用する作業は、8時過ぎから13時半頃まであり、また、最終16時頃発の船で全作業員は帰ってくる。他、発電機は24時間稼働している。図-14より、重機等使用する作業時間帯以外でも音圧レベルの高い傾向が見られており、本事業以外による寄与が大きいものと考えられる。

以上のことから、本事業の実施による低周波空気振動の影響は小さいものと考えられる。

表-14 低周波空気振動の平成24年度調査結果と評価書における予測結果との比較

低周波空気振動レベル(L ₅₀) (デシベル)		
平成24年度 (大阪南港野鳥園)		評価書 (予測値)
平成24年4月	平成24年10月	
76	75	73 (住之江区南港中5丁目)

注) 埋立作業時間 (9:00~18:00) の平均を示す。

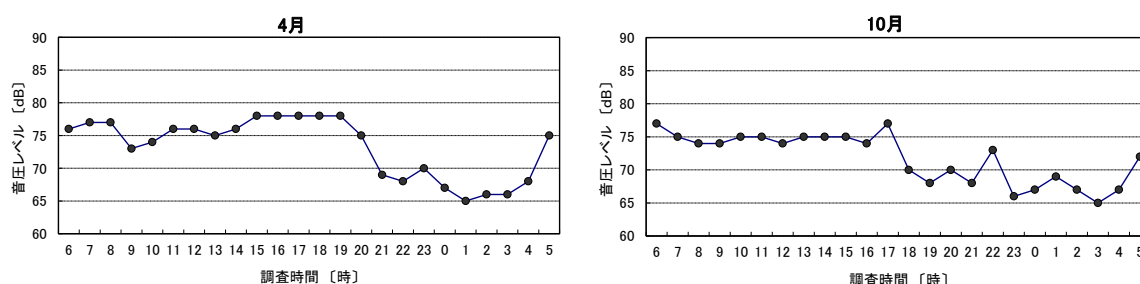
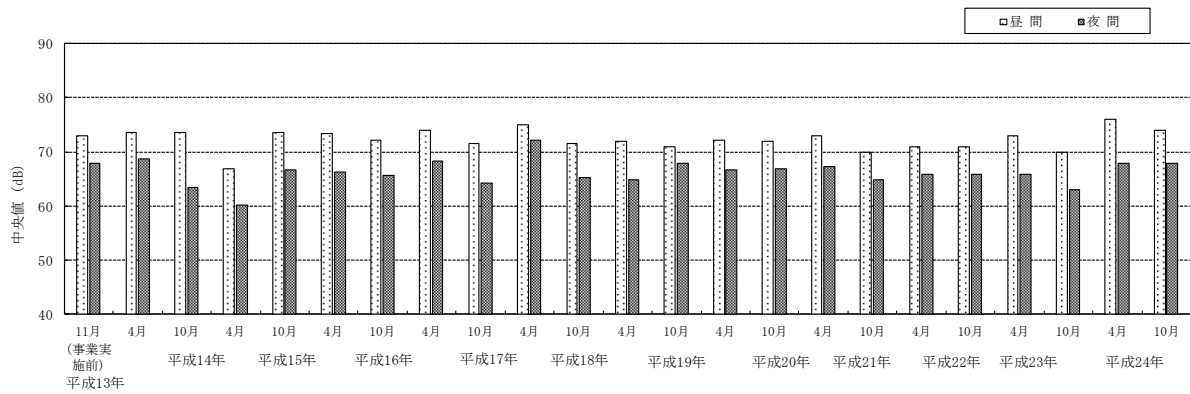


図-14 低周波空気振動の音圧レベルの時間推移（4月調査及び10月調査）

②過年度調査結果との比較

過年度の調査結果との比較を図－15に示す。

過年度の調査結果と比較すると、昼間（6:00～22:00）、夜間（22:00～6:00）共に過年度の範囲内であり、事業実施前調査の値との比較では同程度の値であった。



図－15 低周波空気振動（ L_{50} ）過年度調査結果との比較

(5) 悪臭（調査地点：南港野鳥園）

事業の実施による影響について、悪臭の調査結果を規制基準値と比較することにより検討を行った。

規制基準値との比較結果を表－15に示す。

臭気指数は規制基準値を下回っており、本事業の実施による悪臭の影響は小さいものと考えられる。

表－15 規制基準との比較（悪臭）

臭気指数		
平成24年度		基準値
平成24年8月	平成24年9月	
10未満	10未満	10 (規制地域：大阪市の全域)

7-2 廃棄物搬入施設に係る事後調査結果の検証

(1) 大気質

1) 大阪基地

大阪池田線沿道の測定点（No.2）及び中島公園近傍の測定点（No.3）では、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について四季（平成24年5月、平成24年8月、平成24年11月、平成25年2月、以下同じ）を通じて環境基準値以下であり、本事業の廃棄物車両による大気質への影響は小さいと考えられる。

2) 堺基地

大阪臨海線沿道の測定点（No.1）及び堺狭山線沿道の測定点（No.2）では、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質については四季を通じて環境基準値以下であったが、二酸化窒素においては、日平均値が0.06ppmを超えた日数が大阪臨海線沿道の測定点（No.1）で2日、堺狭山線沿道の測定点（No.2）で1日あった。

堺基地における大気質の環境基準超過日とその日平均値を表-16に示す。

超過した日の状況を検討するため、測定点と堺基地周辺の常時監視局について、二酸化窒素濃度の日平均値の比較を行った（図-16、図-17）。

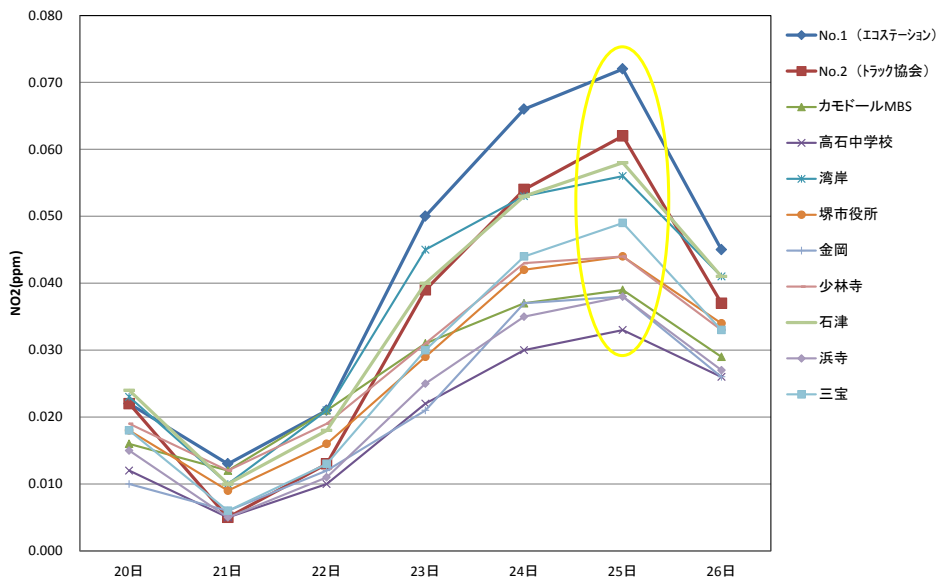
図-16をみると、測定期間中の日平均値の推移は、測定点、周辺常時監視局ともに同様の傾向を示し、5月24日～5月25日は比較的高濃度となった。このことから、測定点No.1が環境基準値を超過した5月24日～5月25日及びNo.2が環境基準値を超過した5月25日は、当該測定点周辺で二酸化窒素が広域的に比較的高濃度であったと考えられる。

また、5月22日に実施した交通量調査においては、総交通量に占める廃棄物車両の混入率は、測定点No.1が0.3%、測定点No.2が0.2%と低いことから、本事業による廃棄物車両の影響は小さいものと考えられる。

表-16 堺基地における大気質の環境基準超過事例（平成24年度）

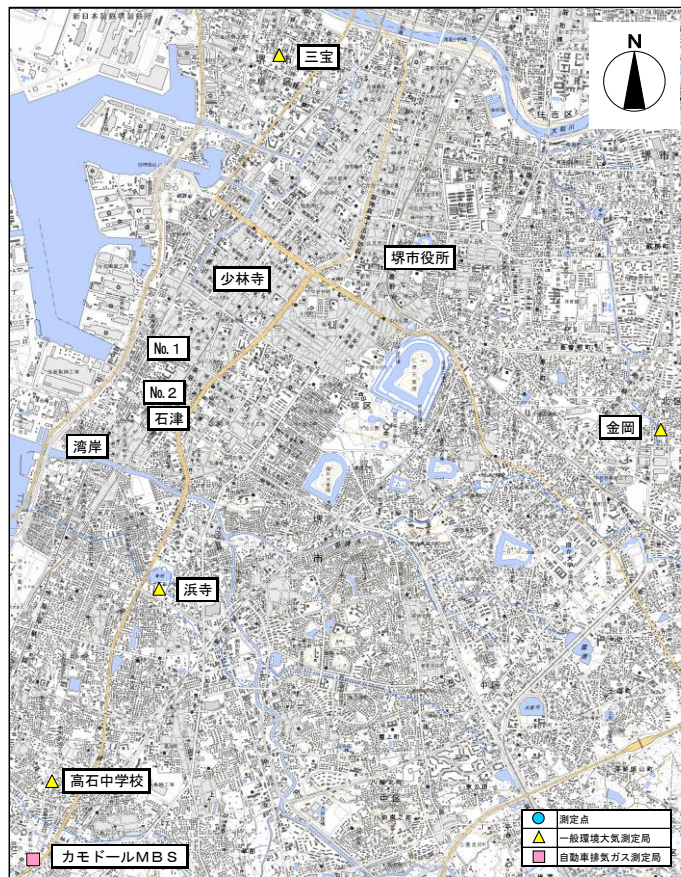
単位：ppm

基地	項目	調査日	測定点	日平均値	備考
堺	二酸化窒素	平成24年5月24日	No.1	0.066	環境基準値：0.06
		平成24年5月25日	No.1	0.072	
			No.2	0.062	



注：図中の周辺常時監視局の値は、大阪府地域大気汚染常時監視測定値（速報）から引用した。

図－16 堺基地周辺の日平均値（二酸化窒素）の推移



図－17 測定点位置図

3) 泉大津基地

大阪臨海線沿道の測定点 (No. A) 及び泉大津美原線沿道の測定点 (No. B) では、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について四季を通じて環境基準以下であり、本事業の廃棄物車両による大気質への影響は小さいと考えられる。

(2) 騒音・振動

1) 大阪基地

①騒音

大阪池田線沿道の測定点 (No. 2) の測定日における騒音レベル(L_{eq})の平均値はいずれも 69 dB (5月及び11月)であり、環境基準(70dB)・要請限度(75dB)を下回っていた。

中島公園近傍の測定点 (No. 3) における騒音レベル(L_{eq})の平均値は 57dB (5月)及び 56dB (11月)であり、いずれも環境基準(65dB)・要請限度(75dB)を下回っていた。

なお、測定点No.2における1時間値(11月2回:70.3~70.6dB)では、環境基準を超えている時間帯があるものの、廃棄物車両の総交通量に占める割合が0~0.2%(11月)であるため、両地点いずれについても本事業の廃棄物車両による騒音への影響は小さいと考えられる。

②振動

測定点No.2の測定日における振動レベル(L_{10})は42~47dB(平均44dB)(5月)及び42~46dB(平均44dB)(11月)であり、測定点No.3では36~40dB(平均39dB)(5月)及び36~40dB(平均38dB)(11月)であった。振動レベルは、いずれも要請限度(65dB)を下回っており、本事業の廃棄物車両による振動への影響は小さいと考えられる。

2) 堺基地

①騒音

大阪臨海線沿道の測定点 (No. 1) の測定日における騒音レベル(L_{eq})の平均値は 75dB (5月)及び 76dB (11月)であり、環境基準(70dB)をとともに上回った。一方、要請限度(75dB)については5月は下回っていたが、11月は上回っていた。

堺狭山線沿道の測定点 (No. 2) の騒音レベル(L_{eq})の平均値はいずれも 66dB (5月及び11月)であり、環境基準(70dB)・要請限度(75dB)を下回っていた。

なお、測定点No.1における1時間値では全時間(5月:74.8~76.0dB、11月:75.1~77.5dB)で環境基準値を超過していたが、廃棄物車両の総交通量に占める割合が0.0~0.9%(5月)及び0.0~1.2%(11月)であるため、両地点いずれについても本事業の廃棄物車両による騒音への影響は小さいと考えられる。

②振動

測定点No.1の測定日における振動レベル(L_{10})は47~50dB(平均49dB)(5月)及び45~50dB(平均48dB)(11月)であり、測定点No.2では38~43dB(平均40dB)(5月)及び38~42dB(平均40dB)

(11月)であった。振動レベルは、それぞれの要請限度(No.1 : 65dB)、(No.2 : 70dB)をいずれも下回っており、本事業の廃棄物車両による振動への影響は小さいと考えられる。

3) 泉大津基地

①騒音

大阪臨海線沿道の測定点(No. A)の測定日における騒音レベル(L_{eq})の平均値は65dB(5月)及び67dB(11月)であり、環境基準(70dB)・要請限度(75dB)を共に下回っていた。

泉大津美原線沿道の測定点(No. B)の騒音レベル(L_{eq})の平均値は71dB(5月)及び72dB(11月)であり、5月及び11月とも環境基準(70dB)を上回ったが、要請限度(75dB)を下回っていた。

なお、測定点No. Bにおける1時間値(5月8回 : 70.2~71.8 dB、11月全時間 : 70.5~73.5 dB)では、環境基準を超えている時間帯があるものの、廃棄物車両の時間交通量に占める割合が0~1.2%(5月)及び0~1.4%(11月)であるため、両地点いずれについても本事業の廃棄物車両による騒音への影響は小さいと考えられる。

②振動

測定点 No. Aの測定日における振動レベル(L_{10})は42~45dB(平均44dB)(5月)及び40~45dB(平均43dB)(11月)であり、測定点 No. Bでは36~40dB(平均38dB)(5月)及び36~40dB(平均39dB)(11月)であった。振動レベルは、いずれも要請限度(70dB)を下回っており、本事業の廃棄物車両による振動への影響は小さいと考えられる。

(3) 交通量

1) 大阪基地

平成24年5月、平成24年8月、平成24年11月及び平成25年2月の4回の測定日における廃棄物車総交通量の総交通量に占める割合は、大阪池田線沿道の測定点(No.1)では0.2~0.3%の範囲であり、大阪池田線沿道の測定点(No.2)では0.1~0.2%の範囲であった。この両地点における総交通量に占める事業の廃棄物車の割合は小さいものと考えられる。

大阪基地近傍の測定点(No.4)における測定日の廃棄物車総交通量の総交通量に占める割合は、10.5~19.0%の範囲であった。

2) 堺基地

平成24年5月、平成24年8月、平成24年11月及び平成25年2月の4回の測定日における廃棄物車総交通量の総交通量に占める割合は、大阪臨海線沿道の測定点(No.1)では0.3~0.5%の範囲であり、堺狭山線沿道の測定点(No.2)では0.1~0.2%の範囲であり、大阪臨海線沿道の測定点(No.3)では0.4~0.5%の範囲であった。これら3地点における総交通量に占める事業の廃棄物車の割合は小さいものと考えられる。

堺基地近傍の測定点(No.4)における測定日の廃棄物車総交通量の総交通量に占める割合は、76.9~90.0%の範囲であった。

3) 泉大津基地

平成24年5月、平成24年8月、平成24年11月及び平成25年2月の4回の測定日における廃棄物車総交通量の総交通量に占める割合は、大阪臨海線沿道の測定点（No. A）では0.4～0.7%の範囲であり、泉大津美原線沿道の測定点（No. B）では0.3～0.8%の範囲であった。この両地点における総交通量に占める事業の廃棄物車の割合は小さいものと考えられる。

泉大津基地近傍の測定点（No. C）における測定日の廃棄物車総交通量の総交通量に占める割合は、8.8～17.5%の範囲であった。

(4) 悪臭

1) 大阪基地

臭気指数は、平成24年6月及び平成24年8月の測定日ともに、No. 5（6月は風下、8月は風上）、No. 6（6月は風上、8月は風下）のいずれも<10であり、規制基準値（10）を下回っており、両地点いずれについても本事業の廃棄物車両による悪臭への影響は小さいと考えられる。

2) 堺基地

臭気指数は、平成24年6月及び平成24年8月の測定日ともに、No. 5（風下）、No. 6（風上）のいずれも<10であり、規制基準値（10）を下回っており、両地点いずれについても本事業の廃棄物車両による悪臭への影響は小さいと考えられる。

3) 泉大津基地

臭気指数は、平成24年6月及び平成24年8月の測定日ともに、No. D1（風上）、No. D2（風下）のいずれも<10であり、指導指針値（10）を下回っており、両地点いずれについても本事業の廃棄物車両による悪臭への影響は小さいと考えられる。